【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成29年12月18日

【発行者名】　ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド
(Janus Capital Trust Manager Limited)

【代表者の役職氏名】　取締役
カール・オサリバン(Carl O'Sullivan)
ピーター・サンディーズ(Peter Sandys)
イアン・ダイブル（Ian Dyble）
アリスター・セイヤー（Alistair Sayer）

【本店の所在の場所】　アイルランド、ダブリン ２、アールズフォート・テラス 10
(10 Earlsfort Terrace, Dublin ２, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】　弁護士　森　下　国　彦

【代理人の住所又は所在地】　東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】　弁護士　島田　充生
同　　菅野　龍太郎

【連絡場所】　東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】　(03)6888-1000

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ジャナス・セレクション（Janus Selection）

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

受益証券総額３兆円を限度とします。

それぞれのサブファンドごとの最大発行価額は以下のとおりです。

	最大発行価額
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド (愛称：「足下しっかり型」)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ハイイールド・ファンド (愛称：「収穫型」)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型)	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券(毎月分配型)	3,000億円
ジャナス・バランス・ファンド (愛称：「全天候型」)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド (愛称：「みにくいアヒルの子型」)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・フォーティ・ファンド (愛称：「ノアの箱舟　厳選型」)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド (愛称：「大地の実り型」)	
クラスA(米ドル)受益証券（四半期分配型）	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券（四半期分配型）	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券（四半期分配型）	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券（四半期分配型）	3,000億円

【縦覧に供する場所】　該当事項はありません。

(注)　本書中における各種通貨の円貨換算は、別段の記載のあるものを除き、2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝110.35円）により、2017年6月15日提出の有価証券届出書における換算レート(2017年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(米ドルについては、１米ドル＝112.19円)とは異なっています。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年６月15日付で提出した有価証券届出書に関して、記載事項を新たな情報により訂正および更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正事項】

第一部 証券情報
（２）外国投資信託受益証券の形態等
（３）発行（売出）価額の総額
（５）申込手数料
（７）申込期間
第二部 ファンド情報
第１ ファンドの状況
１ ファンドの性格
(1) ファンドの目的及び基本的性格
(2) ファンドの沿革
(3) ファンドの仕組み
(5) 開示制度の概要
２ 投資方針
(1) 投資方針
(2) 投資対象
(3) 運用体制
(4) 分配方針
(5) 投資制限
３ 投資リスク
(1) リスク
(3) リスクに関する参考情報
４ 手数料等及び税金
(1) 申込手数料
(2) 買戻し手数料
(3) 管理報酬等
(4) その他の手数料等
(5) 課税上の取扱い

５ 運用状況
(1) 投資状況
(2) 投資資産
① 投資有価証券の主要銘柄
(3) 運用実績
① 純資産の推移
② 分配の推移
③ 収益率の推移
(4) 販売及び買戻しの実績
第２ 管理及び運営
１ 申込（販売）手続等
２ 買戻し手続等
第３ ファンドの経理状況
２ ファンドの現況
純資産額計算書
第三部 特別情報
第１ 管理会社の概況
１ 管理会社の概況
第２ その他の関係法人の概況
１ 名称、資本金の額及び事業の内容
２ 関係業務の概要
３ 資本関係
別紙２
別紙３

【訂正箇所】

訂正箇所は下線をもって示しております。

第一部 【証券情報】

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

＜訂正前＞

当ファンドは、それぞれ各６種類、12種類、又は18種類の米ドル建て、円建て及び豪ドル建てのクラス(以下「クラス」といいます。)を有する50種類のサブファンド(以下「サブファンド」といいます。)を持つアンブレラ・ファンドです(以下、各クラスに対応する受益証券を「受益証券」といいます。)。

このうち、日本国内においては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを募集します。

受益証券は無額面受益証券であり、追加型です。また、受益証券については、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(注１) ジャナス・セレクションの各サブファンドには、それぞれ愛称が付けられています。愛称を使う場合には、「ノアの箱舟　厳選型(クラスＡ(円)受益証券)」のように呼ぶことがあります。また、同じ愛称で異なるクラスのサブファンド又は異なる通貨のサブファンドを、「ノアの箱舟　厳選型　クラスＡ/クラスＢ」又は「ノアの箱舟　厳選型(米ドル、円)」などと総称することがあります。

(注２) 販売会社又は販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合又は受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

＜訂正後＞

当ファンドは、それぞれ各６種類、12種類、又は18種類の米ドル建て、円建て及び豪ドル建てのクラス(以下「クラス」といいます。)を有する45種類のサブファンド(以下「サブファンド」といいます。)を持つアンブレラ・ファンドです(以下、各クラスに対応する受益証券を「受益証券」といいます。)。

このうち、日本国内においては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・フォーティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを募集します。

受益証券は無額面受益証券であり、追加型です。また、受益証券については、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(注１)　ジャナス・セレクションの各サブファンドには、それぞれ愛称が付けられています。愛称を使う場合には、「ノアの箱舟　厳選型(クラスＡ(円)受益証券)」のように呼ぶことがあります。また、同じ愛称で異なる通貨のサブファンドを、「ノアの箱舟　厳選型(米ドル、円)」などと総称することがあります。

(注２)　販売会社又は販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合又は受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

(注３)　ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

（３）【発行（売出）価額の総額】

＜訂正前＞

３兆円を限度とします。

当ファンドのそれぞれのサブファンドごとの発行価額は以下を限度とします。

サブファンド	最大発行価額
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド(愛称：足下しっかり型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ハイイールド・ファンド(愛称：収穫型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
クラスＡ(米ドル)受益証券(毎月分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)	3,000億円
ジャナス・バランス・ファンド(愛称：全天候型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド(愛称：みにくいアヒルの子型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・トゥエンティ・ファンド(愛称：ノアの箱舟　厳選型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド(愛称：大地の実り型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券(四半期分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券(四半期分配型)	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券(四半期分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券(四半期分配型)	3,000億円

（後略）

＜訂正後＞

３兆円を限度とします。

当ファンドのそれぞれのサブファンドごとの発行価額は以下を限度とします。

サブファンド	最大発行価額
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド(愛称：足下しっかり型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ハイイールド・ファンド(愛称：収穫型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券(毎月分配型)	3,000億円
ジャナス・バランス・ファンド(愛称：全天候型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド(愛称：みにくいアヒルの子型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・フォーティ・ファンド(愛称：ノアの箱舟　厳選型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド(愛称：大地の実り型)	
クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券(四半期分配型)	3,000億円

（後略）

（５）【申込手数料】

＜訂正前＞

(1) クラスＡ受益証券

当ファンドのサブファンドごとに、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)に販売会社及び販売取扱会社ごとに定める申込手数料率（但し、3.00%（税抜）を上限とします。）を乗じて得た額が、申込手数料となります。したがって、申込金額の他に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」といいます。）に相当する額が必要となります(以下、申込金額に申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を「申込代金」といいます。なお、申込手数料と消費税等を合算した額は、申込金額の3.24%を上限とします。)。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

(注) 短期取引手数料については、「第二部、第２、２ 買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

(2) クラスＢ受益証券

クラスＢ受益証券は購入時に申込手数料がかからず、受益証券１口当たりの純資産価格で募集されますが、購入後４年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後５年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。なお、現在、日本においてクラスＢ受益証券の新規申込みは取り扱っておりません。

クラスＢ受益証券は、購入後６年経過後、自動的に当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券に変換されます。その際、申込手数料又は変換手数料などの手数料は徴収されません（詳しくは、「第二部、第２、２ 買戻し手続等、(5) クラスＢ受益証券からクラスＡ受益証券への自動変換」を参照してください。)。

条件付後払申込手数料は買戻日におけるクラスＢ受益証券の１口当たりの純資産価格又は当該受益証券の取得価格のいずれか低い金額に基づいて計算されます。条件付後払申込手数料の算定は下記の料率によります。なお、条件付後払申込手数料は、受益者より、販売会社又は販売取扱会社を経由して総販売会社（ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド）に支払われるものです。

購入後経過年数	条件付後払申込手数料率
１年未満	４％
１年以上２年未満	３％
２年以上３年未満	２％
３年以上４年未満	１％
４年以上	０％

(注１)　受益者は買戻価額から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。
(注２)　条件付後払申込手数料の金額は、適用される最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、手数料の課されないクラスＢ受益証券が最初に買戻しされ、過去６年間で最も長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなします。
(注３)　買戻日における当該クラスＢ受益証券の純資産価格が、当初取得価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課されることはありません。
(注４)　分配金の再投資により発行される受益証券には、条件付後払申込手数料は課されません。
(注５)　条件付後払申込手数料は、総販売会社が負担した販売に関する諸費用を支払うために総販売会社に支払われますが、総販売会社はその一部の受領権を、受益証券の販売に際して販売会社又は販売取扱会社に対する費用を支弁するために、第三者に対して譲渡することができます。
(注６)　購入後経過年数の計算は、当該受益証券の国内約定日を起算日とします。
(注７)　販売会社又は販売取扱会社によっては、クラスＢ受益証券の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。
(注８)　販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラスＢ受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。
(注９)　販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、相続人の請求に基づきクラスＢ受益証券が買い戻された場合に、買戻されたクラスＢ受益証券の買戻金額をもって相続人が当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、「第二部、第２、１　申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」を参照してください。
(注10)　短期取引手数料については、「第二部、第２、２　買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。
(注11)　クラスＢ受益証券は、クラスＡ受益証券とは管理報酬が異なります。詳しくは「第二部、第２、４　手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」を参照してください。

＜訂正後＞

当ファンドのサブファンドごとに、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)に販売会社及び販売取扱会社ごとに定める申込手数料率（但し、3.00%（税抜）を上限とします。）を乗じて得た額が、申込手数料となります。したがって、申込金額の他に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」といいます。）に相当する額が必要となります(以下、申込金額に申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を「申込代金」といいます。なお、申込手数料と消費税等を合算した額は、申込金額の3.24%を上限とします。)。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。
(注)　短期取引手数料については、「第二部、第２、２　買戻し手続等、(5) 過度又は短期の取引」を参照してください。

（７）【申込期間】

＜訂正前＞

2017年７月１日から2018年６月30日まで

（後略）

＜訂正後＞

①　各サブファンドのクラスＢ（米ドル）受益証券、クラスＢ（円）受益証券

2017年７月１日から2017年12月18日まで

②　各サブファンドのクラスＡ（米ドル）受益証券、クラスＡ（円）受益証券

2017年７月１日から2018年６月30日まで

（後略）

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

＜訂正前＞

(ｉ)当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、複数のサブファンドから構成されます。日本国内で募集されるのは、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの６つのサブファンドです。

(ⅱ)当ファンドの各サブファンドの投資目的は、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド（以下、これらを「アンダーライイング・ファンド」ということがあります。)に投資することです。(下図参照。)

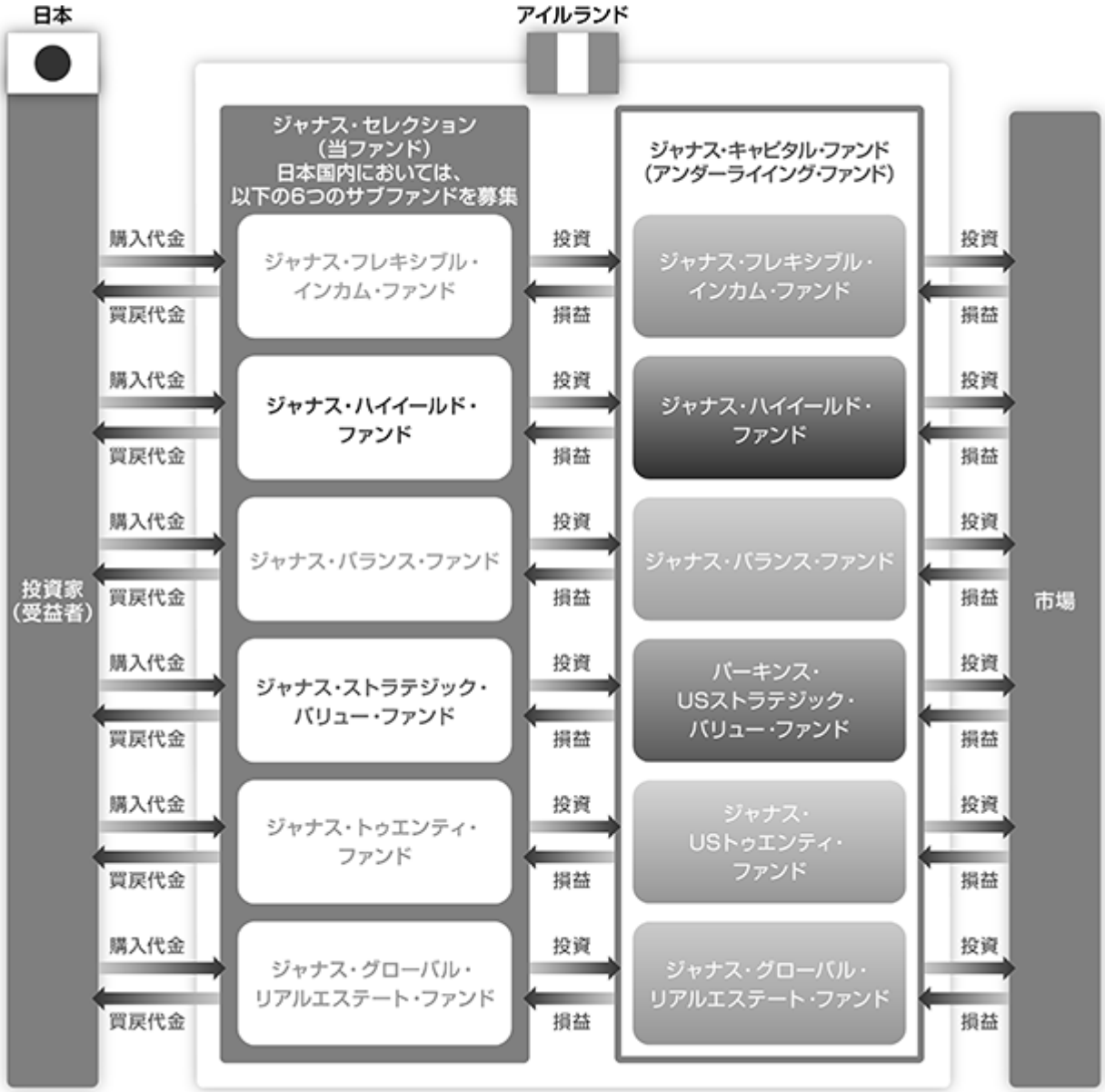

(ⅲ)ジャナス・キャピタル・ファンドは、アイルランドにおいて設立されたアンダーライイング・ファンドごとに債務が分離された、変動資本を有するアンブレラ投資会社です。同ファンドは、アイルランド中央銀行の監督下にあり、2011年ヨーロッパ共同体規則(譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する事業)(以下「UCITS規制」ということがあります。)(以降の改正を含みます。)及び2013年中央銀行法(監督及び執行)(セクション48(1))(譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する事業)2015年規制に従います。

（後略）

＜訂正後＞

(ⅰ)当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、複数のサブファンドから構成されます。日本国内で募集されるのは、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・フォーティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの６つのサブファンドです。

(ⅱ)当ファンドの各サブファンドの投資目的は、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・ヘンダーソン・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・USフォーティ・ファンド及びジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンド（以下、これらを「アンダーライイング・ファンド」ということがあります。)に投資することです。(下図参照。)

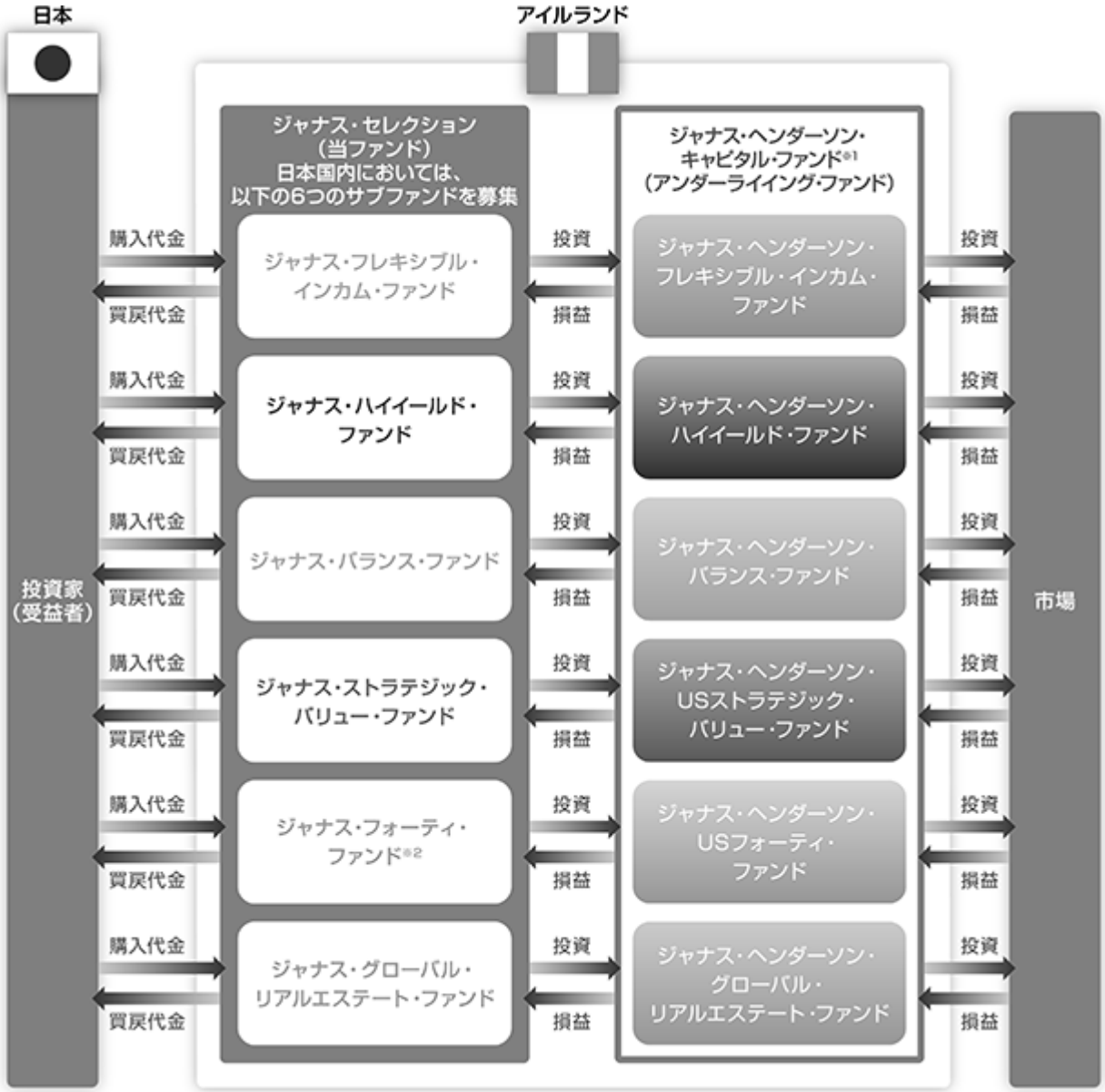

(注１)　アンダーライイング・ファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・フレキシブル・インカム・ファンドに、ジャナス・ハイイールド・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンドに、ジャナス・バランス・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンドに、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・USストラテジック・バリュー・ファンドに、ジャナス・USトゥエンティ・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・USフォーティ・ファンドに、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンドに、2017年12月15日付で名称を変更しました。

(注２)　ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

(ⅲ)ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドは、アイルランドにおいて設立されたアンダーライイング・ファンドごとに債務が分離された、変動資本を有するアンブレラ投資会社です。同ファンドは、アイルランド中央銀行の監督下にあり、2011年ヨーロッパ共同体規則(譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する事業)(以下「UCITS規制」ということがあります。)(以降の改正を含みます。)及び2013年中央銀行法(監督及び執行)(セクション48(1))(譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する事業)2015年規制に従います。

（後略）

(2) 【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

2001年７月31日	信託証書締結
	（中略）
2016年10月13日	信託証書の変更

＜訂正後＞

2001年７月31日	信託証書締結
	（中略）
2016年10月13日	信託証書の変更
2017年10月17日	ジャナス・ジャパン・ファンド クラスA(米ドル)受益証券の償還
2017年12月15日	アイルランド中央銀行によるジャナス・トゥエンティ・ファンドのジャナス・フォーティ・ファンドへの名称変更の承認

(3) 【ファンドの仕組み】

② 管理会社と関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

＜訂正前＞

（前略）

＜参考情報：ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問会社及び副投資顧問会社＞

(ⅰ)ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド

(Janus Capital International Limited)

投資顧問会社として、ジャナス・キャピタル・ファンドのサブファンドに関し、投資助言業務を行います。

(ⅱ)ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

(Janus Capital Management LLC)

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、当ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド、及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(ⅲ)パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

(Perkins Investment Management, LLC)

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのパーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

＜訂正後＞

（前略）

＜参考情報：ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの投資顧問会社及び副投資顧問会社＞

(ⅰ)ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド

(Janus Capital International Limited)

投資顧問会社として、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのサブファンドに関し、投資助言業務を行います。

(ⅱ)ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

(Janus Capital Management LLC)

投資顧問会社より、当ファンドの投資対象であるジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのジャナス・ヘンダーソン・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ヘンダーソン・USフォーティ・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(ⅲ)パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

(Perkins Investment Management, LLC)

投資顧問会社より、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資対象であるジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのジャナス・ヘンダーソン・USストラテジック・バリュー・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(ⅳ)ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッド

(Henderson Global Investors (Singapore) Limited)

2017年12月付投資運用委託契約契約に基づき、投資顧問会社より、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資対象であるジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(ⅴ)ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッド

(Henderson Global Investors Limited)

2017年12月付投資運用委託契約契約に基づき、投資顧問会社より、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資対象であるジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

③　管理会社の概要

＜訂正前＞

（前略）

(d) 会社の沿革

管理会社は、1999年11月24日、アイルランドで設立された有限責任会社(リミテッド・ライアビリティー・カンパニー)であり、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーがその全ての持分を間接的に所有する子会社です。ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、米国コロラド州法に基づき設立された会社であり、その登記上の住所を米国コロラド州デンバー市デトロイト・ストリート151に有します。管理会社は当ファンドのAIFMです。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

(d) 会社の沿革

管理会社は、1999年11月24日、アイルランドで設立された非公開の有限責任会社(リミテッド・ライアビリティー・カンパニー)であり、ニューヨーク証券取引所及びオーストラリア証券取引所に上場しているジャナス・ヘンダーソン・グループ・ピーエルシー（以下「JHG」といいます。）がその全ての持分を間接的に所有する子会社です。管理会社は当ファンドのAIFMです。

（後略）

(5) 【開示制度の概要】

＜訂正前＞

(1) アイルランドにおける開示

（ⅰ）アイルランド中央銀行に対する開示

下記の書類はユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとしての認可申請に関連してアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社が2001年７月31日付でアイルランド中央銀行に提出した申請書

（中略）

42) 2016年10月13日付のプロスペクタス

（後略）

＜訂正後＞

(1) アイルランドにおける開示

（ⅰ）アイルランド中央銀行に対する開示

下記の書類はユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとしての認可申請に関連してアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社が2001年７月31日付でアイルランド中央銀行に提出した申請書

（中略）

42) 2016年10月13日付のプロスペクタス

43) 2017年12月15日付のプロスペクタス

（後略）

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

＜訂正前＞

（ｉ）当ファンドの各サブファンドは、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応するサブファンドである各アンダーライイング・ファンドに投資します。ジャナス・キャピタル・ファンドは、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離されたアンブレラ・ファンドであり、アイルランドの法律のもとで、UCITS規制に基づくUCITSとして設立された、変動資本を有するオープンエンド型の投資会社です。ジャナス・キャピタル・ファンドは、アイルランド中央銀行により規制されています。

（ii）投資顧問会社は、ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問を務めており、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、副投資顧問会社であるジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託しています。また、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務の一部を、副投資顧問会社であるパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託しています。

管理事務代行会社はジャナス・キャピタル・ファンドの事務代行及び株主サービス代行を行い、保管受託会社は保管業務と受託業務を行います。

（中略）

(iii) 当ファンドの各サブファンドは、そのファンド資産の全てを後記「(2) 投資対象　（ｉ）」で定める投資対象（すなわち、ジャナス・キャピタル・ファンドのサブファンドである各アンダーライイング・ファンド）に投資していない場合のみ、その純資産総額の最大10%を限度として、規制市場において取引されている投資適格及び投資適格未満の確定利付証券及び変動利付証券(債券、預託証券、銀行引受手形、CP、短期国債等、及びEUの加盟国(以下「EU加盟国」といいます。)、米国、カナダ、オーストラリア、日本、ニュージーランド、スイスにより発行もしくは保証されている米ドル建て譲渡可能金融商品もしくは通貨の指定のない譲渡可能金融商品、ジャナス・キャピタル・ファンドの短期証券ファンドを含む市場金利連動型金融商品に投資することを主な目的とする市場金利連動型投資信託、EUの金融機関や欧州経済地域の加盟国により認可を受けている銀行、もしくは1988年のバーゼル合意の批准国により認可を受けた銀行、もしくはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可を受けた銀行への預金)に一時的に投資することができます。本項において、関連会社及び関連機関は同一発行者とみなします。

（後略）

＜訂正後＞

（ｉ）当ファンドの各サブファンドは、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの対応するサブファンドである各アンダーライイング・ファンドに投資します。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドは、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離されたアンブレラ・ファンドであり、アイルランドの法律のもとで、UCITS規制に基づくUCITSとして設立された、変動資本を有するオープンエンド型の投資会社です。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドは、アイルランド中央銀行により規制されています。

（ii）投資顧問会社は、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの投資顧問を務めており、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・フォーティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、副投資顧問会社であるジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託しています。また、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、副投資顧問会社であるパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託しています。

投資顧問会社は、ジャナス・グローバル・リアル・エステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーのほか、副投資顧問会社であるヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッド及びヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに委託しています。

管理事務代行会社はジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの事務代行及び株主サービス代行を行い、保管受託会社は保管業務と受託業務を行います。

（中略）

(iii) 当ファンドの各サブファンドは、そのファンド資産の全てを後記「(2) 投資対象　（ｉ)」で定める投資対象（すなわち、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのサブファンドである各アンダーライイング・ファンド）に投資していない場合のみ、その純資産総額の最大10%を限度として、規制市場において取引されている投資適格及び投資適格未満の確定利付証券及び変動利付証券(債券、預託証券、銀行引受手形、CP、短期国債等、及びEUの加盟国(以下「EU加盟国」といいます。)、米国、カナダ、オーストラリア、日本、ニュージーランド、スイスにより発行もしくは保証されている米ドル建て譲渡可能金融商品もしくは通貨の指定のない譲渡可能金融商品、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの短期証券ファンドを含む市場金利連動型金融商品に投資することを主な目的とする市場金利連動型投資信託、EUの金融機関や欧州経済地域の加盟国により認可を受けている銀行、もしくは1988年のバーゼル合意の批准国により認可を受けた銀行、もしくはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可を受けた銀行への預金)に一時的に投資することができます。本項において、関連会社及び関連機関は同一発行者とみなします。

（後略）

(2) 【投資対象】

＜訂正前＞

（ｉ）当ファンドの各サブファンドは、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応するサブファンドである各アンダーライイング・ファンドに投資します。ジャナス・キャピタル・ファンドは、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離されたアンブレラ・ファンドであり、アイルランドの法律のもとで、UCITS規制に基づくUCITSとして設立された、変動資本を有するオープンエンド型の投資会社です。ジャナス・キャピタル・ファンドはアイルランド中央銀行により規制されています。

（中略）

（ｖ）当ファンドの各サブファンド及びアンダーライイング・ファンドの各サブファンドの投資対象は、以下の通りです。

(注) 「規制市場」とは、アンダーライイング・ファンドの投資対象となる証券が上場、売買又は取引されている株式市場もしくは規制市場を意味します。

a) ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、元本の保全を図りつつ、総合利回りの最大化を目指すことです。総合利回りは金利収入と証券価格の上昇から構成されますが、金利収入が総合利回りの大部分を占めることになります。金利収入のある米国の発行体（注1)の証券に対する投資は、通常は少なくとも純資産総額の80%を構成しますが、常に純資産総額の３分の２を下回らないものとします。アンダーライイング・ファンドは、優先株式、あらゆる種類の政府証券（注2）と債券（注3）(株式転換権付債券及びワラント付債券を含みます。)に投資します。アンダーライイング・ファンドについては、投資対象の残存期間や格付けの基準はなく、残存期間や格付けの平均は大きく変動することがあります。当該アンダーライイング・ファンドは、投資適格未満の債券又は優先株式、及び同様の質であると副投資顧問会社が判断した格付けのない債券に対して、無制限に投資することができ、かかる証券を多く保有することができます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場（注4）で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

b)　ジャナス・ハイイールド・ファンド

ジャナス・ハイイールド・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・ハイイールド・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・ハイイールド・ファンド　クラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)については為替リスクのヘッジが行われず、したがって、当該クラスへの投資には為替リスクが伴うことにご留意ください。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・ハイイールド・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの主たる投資目的は、高い金利収入を追求することです。証券価格の上昇は主たる投資目的と両立する場合にのみ追求される、二次的な目的です。証券価格の上昇は、アンダーライイング・ファンドが所有する証券の発行体の信用状況の改善、もしくは金利の全般的な低下、又はその両方により発生する場合があります。投資目的追求のため、主として投資適格未満の債券もしくは優先株式、及び同等の質であると副投資顧問会社が判断した格付けのない債券に投資し、そのうち、最低でも純資産総額の51%を債券に投資します。このアンダーライイング・ファンドのポートフォリオ全体でみると、組入れた証券の質はその時によって大きく変動します。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

c)　ジャナス・バランス・ファンド

ジャナス・バランス・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・バランス・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・バランス・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、証券価格の上昇と金利収入により、バランスのとれた運用によるファンド資産の長期的成長を目指すことです。通常、普通株式など主に成長が見込める米国企業の証券に純資産総額の35%から65%を投資し、米国の発行体の債券に純資産総額の35%から65%を投資することにより、その投資目的を追求します。投資適格未満の債券に純資産総額の35%までを投資することができます(注５)。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

d)　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド　パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドの米ドル建てクラスI受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、長期的なファンド資産の成長を目指すことです。主として、資本の長期的な成長が見込まれる米国企業（注６）の普通株式に投資し、バリュー・アプローチを採用することにより、その投資目的達成を追求します。バリュー・アプローチでは、副投資顧問会社が本源的価値に比べて過小評価されていると判断した企業に投資することに重点を置いています。

副投資顧問会社は、企業価値を株価収益率と株価フリー・キャッシュフロー倍率の関数として計測します。株価収益率は株式の価格とその１株当たり利益の関係です。この数値は、株式の市場価格を当該企業の１株当たり利益で割ることにより算出されます。株価フリー・キャッシュフロー倍率とは、当該企業の株式の価格と、当該企業の事業から得られる現金から設備投資費用を控除した額の関係です。

通常、副投資顧問会社はフリー・キャッシュフローと投下資本利益率の面で改善を見せている企業を探します。これらの企業には経営陣の交代や一時的に経営が悪化している企業など、特別な状況にある企業が含まれます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の証券に投資しますが、純資産総額の33%までを米国外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

e)　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

ジャナス・トゥエンティ・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・USトゥエンティ・ファンドの米ドル建てクラスI受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・USトゥエンティ・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、長期的なファンド資産の成長です。主として、企業の潜在成長性に注目して集中投資することにより、目的達成を追求します。ポートフォリオの中核となるのは、米国発行体の20から30銘柄です。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国以外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

f)　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

アンダーライイング・ファンドの投資目的は、証券価格の上昇及び配当収入の組合せにより、総合利回りの最大化を目指すことです。アンダーライイング・ファンドは、主として不動産業に従事もしくは関連する、又は多くの不動産資産を所有する、米国もしくは世界の他地域に所在する企業の証券に投資することにより、その投資目的を追求します。その投資対象は、不動産投資信託（以下「REIT」といいます。）や、その事業、資産、商品、サービスが不動産セクターと関連ある発行体とし、米国内外に所在する不動産事業又は不動産開発に関与する企業が含まれます。また、それらは小型株である場合があります。小型株とは、当初購入時点においてその時価総額がラッセル2000インデックス（注７）に含まれる企業の最大時価総額の12ヶ月間平均額を下回るものと定義されます。この平均額は毎月更新されます。

（後略）

＜訂正後＞

（ｉ）当ファンドの各サブファンドは、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの対応するサブファンドである各アンダーライイング・ファンドに投資します。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドは、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離されたアンブレラ・ファンドであり、アイルランドの法律のもとで、UCITS規制に基づくUCITSとして設立された、変動資本を有するオープンエンド型の投資会社です。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドはアイルランド中央銀行により規制されています。

（中略）

（ｖ）当ファンドの各サブファンド及びジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのアンダーライイング・ファンドの各サブファンドの投資対象は、以下の通りです。

（注）「規制市場」とは、アンダーライイング・ファンドの投資対象となる証券が上場、売買又は取引されている株式市場もしくは規制市場を意味します。

a) ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・フレキシブル・インカム・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・フレキシブル・インカム・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、元本の保全を図りつつ、総合利回りの最大化を目指すことです。総合利回りは金利収入と証券価格の上昇から構成されますが、金利収入が総合利回りの大部分を占めることになります。金利収入のある米国の発行体（注1)の証券に対する投資は、通常は少なくとも純資産総額の80%を構成しますが、常に純資産総額の３分の２を下回らないものとします。アンダーライイング・ファンドは、優先株式、あらゆる種類の政府証券（注2）と債券（注3）(株式転換権付債券及びワラント付債券を含みます。)に投資します。アンダーライイング・ファンドについては、投資対象の残存期間や格付けの基準はなく、残存期間や格付けの平均は大きく変動することがあります。当該アンダーライイング・ファンドは、投資適格未満の債券又は優先株式、及び同様の質であると副投資顧問会社が判断した格付けのない債券に対して、無制限に投資することができ、かかる証券を多く保有することができます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場（注4）で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

b)　ジャナス・ハイイールド・ファンド

ジャナス・ハイイールド・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンド　クラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)については為替リスクのヘッジが行われず、したがって、当該クラスへの投資には為替リスクが伴うことにご留意ください。

ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの主たる投資目的は、高い金利収入を追求することです。証券価格の上昇は主たる投資目的と両立する場合にのみ追求される、二次的な目的です。証券価格の上昇は、アンダーライイング・ファンドが所有する証券の発行体の信用状況の改善、もしくは金利の全般的な低下、又はその両方により発生する場合があります。投資目的追求のため、主として投資適格未満の債券もしくは優先株式、及び同等の質であると副投資顧問会社が判断した格付けのない債券に投資し、そのうち、最低でも純資産総額の51%を債券に投資します。このアンダーライイング・ファンドのポートフォリオ全体でみると、組入れた証券の質はその時によって大きく変動します。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

c)　ジャナス・バランス・ファンド

ジャナス・バランス・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、証券価格の上昇と金利収入により、バランスのとれた運用によるファンド資産の長期的成長を目指すことです。通常、普通株式など主に成長が見込める米国企業の証券に純資産総額の35%から65%を投資し、米国の発行体の債券及びローン・パーティシペーションに純資産総額の35%から65%を投資することにより、その投資目的を追求します。投資適格未満の債券に純資産総額の35%までを投資することができます(注５)。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

d)　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・USストラテジック・バリュー・ファンドの米ドル建てクラスI受益証券に投資することです。

ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・USストラテジック・バリュー・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、長期的なファンド資産の成長を目指すことです。主として、資本の長期的な成長が見込まれる米国企業（注６）の普通株式に投資し、バリュー・アプローチを採用することにより、その投資目的達成を追求します。バリュー・アプローチでは、副投資顧問会社が本源的価値に比べて過小評価されていると判断した企業に投資することに重点を置いています。

副投資顧問会社は、企業価値を株価収益率と株価フリー・キャッシュフロー倍率の関数として計測します。株価収益率は株式の価格とその１株当たり利益の関係です。この数値は、株式の市場価格を当該企業の１株当たり利益で割ることにより算出されます。株価フリー・キャッシュフロー倍率とは、当該企業の株式の価格と、当該企業の事業から得られる現金から設備投資費用を控除した額の関係です。

通常、副投資顧問会社はフリー・キャッシュフローと投下資本利益率の面で改善を見せている企業を探します。これらの企業には経営陣の交代や一時的に経営が悪化している企業など、特別な状況にある企業が含まれます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の証券に投資しますが、純資産総額の33%までを米国外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

e) ジャナス・フォーティ・ファンド

ジャナス・フォーティ・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・USフォーティ・ファンドの米ドル建てクラスI受益証券に投資することです。

ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・USフォーティ・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、長期的なファンド資産の成長です。主として、企業の潜在成長性に注目して集中投資することにより、目的達成を追求します。ポートフォリオの中核となるのは、米国発行体の20から40銘柄です。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国以外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

f)　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド　ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンド

アンダーライイング・ファンドの投資目的は、証券価格の上昇及び配当収入の組合せにより、総合利回りの最大化を目指すことです。アンダーライイング・ファンドは、主として不動産業に従事もしくは関連する、又は多くの不動産資産を所有する、米国もしくは世界の他地域に所在する企業の証券に投資することにより、その投資目的を追求します。その投資対象は、不動産投資信託（以下「REIT」といいます。）や、その事業、資産、商品、サービスが不動産セクターと関連ある発行体とし、米国内外に所在する不動産事業又は不動産開発に関与する企業が含まれます。また、それらは小型株である場合があります。小型株とは、当初購入時点においてその時価総額がラッセル2000インデックス（注７）に含まれる企業の最大時価総額の12ヶ月間平均額を下回るものと定義されます。この平均額は毎月更新されます。

（後略）

(3) 【運用体制】

＜訂正前＞

(i) 概要

管理会社は、2014年８月12日付修正・再規定投資顧問及び販売代行契約の条項に基づき、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドを投資顧問会社及び総販売会社に任命しました。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、管理会社の全般的な監督及び責任に従うことを条件として、当ファンドに関連し、管理会社に対して投資顧問及び関連サービスを提供するものとします。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、AIFルールブック集に従い、特定の義務を委任することができます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、現在、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委任しており、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委任しています。

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの概要

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、米国証券取引委員会に投資助言者として登録されており、1970年より金融サービス業務に従事しています。

最高運用責任者は、ジャナス・ヘンダーソン・グループ全商品の運用実績と、ポートフォリオ・マネジャー、リサーチ・アナリスト、トレーディング担当者の監督を含む運用業務全般の監督に責任を持ちます。アナリストの調査結果、計量モデル及び提言は、リサーチ・ディレクターを含む運用チーム全体で審査されます。この独自の計量モデルは商品ごとに構築され、対象企業の財務書類についてあらゆる要素を分析します。ジャナスの徹底したファンダメンタル・リサーチは、予想収益が市場の予想を超えるようなケースを特定することを目指します。

パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの概要

パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、米国証券取引委員会に投資助言者として登録されており、1980年より金融サービス業務に従事しています。ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーはパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの発行済株式の100%を保有します。

当社の運用スタッフは、何十年にもわたる業界経験を企業に関する知識と組み合わせて活用します。この専門家たちは、協力関係の下、アイデアの立案、仮説の検証、分析を精査するための反復などの作業を行います。また、投資対象に関して徹底した知識を得、価格上昇につながり得る材料もしくは特別な状況を探索します。彼らの様々な業界についての経験と知識によって、それぞれの分野において、最も説得力あるバリュー投資の機会を識別します。

アンダーライイング・ファンドに関する投資決定と戦略的資産配分の変更は、ポートフォリオ・マネジャーが行います。投資決定と戦略的資産配分がポートフォリオに予期しないリスクを生じさせないために、ポートフォリオ・マネジャーはリスク管理・パフォーマンス評価部門のディレクターと連携します。

(ii) 利益相反取引

管理会社、投資顧問会社、保管受託会社、総販売会社、もしくは管理事務代行会社は、随時当ファンドもしくは当ファンドと類似する投資目的を有する当ファンド以外の投資会社もしくは集合投資スキーム(以下「本件ファンド」といいます。)に、管理会社、投資顧問会社、保管受託会社、保管機関、管理事務代行会社、秘書役、ディーラー、もしくは総販売会社として参加する場合があります。投資顧問会社はファンドの受益証券を所有する場合があります。したがって、事業運営上、これらの当事者が当ファンドと本件ファンドの利益と対立する場合が考えられます。各当事者は常に当ファンドと本件ファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる対立が公正に解決されるようにします。さらに、管理会社、投資顧問会社、保管受託会社、総販売会社、もしくは管理事務代行会社及びこれらの会社の10%以上の発行済株式を所有する者は、本件ファンドの資産について当ファンドと当事者もしくは代理人として取引をする場合がありますが、かかる取引が独立企業間の取引として交渉された通常の条件で行われることを条件とします。かかる取引は受益者にとって最も有利な取引でなくてはなりません。利益の対立は公正に解決し、受益者の利益となるものでなくてはなりません。

取引が独立企業間の取引として交渉された、通常の商取引の条件で実行されたものとみなされるためには、(1)保管受託会社が独立かつ有能であると判断した者により取引が評価され、その証明を受けていること、もしくは(2)当該取引が組織化された投資取引所において、当該取引所の規則に従った最も有利な条件の取引として行われていること、もしくは(3)上記の(1)及び(2)が実際的でない場合、当該取引が保管受託会社を含めた取引である場合には、保管受託会社又は管理会社が了承した条件で行われ、独立企業間の取引として交渉され、通常の取引条件で行われ、さらに受益者にとって最も有利な取引であることを条件とします。

管理会社、投資顧問会社及びその関連会社は、当ファンドが売買することのできる資産に投資する他の投資ファンドもしくは口座に、直接的又は間接的に投資し、もしくは管理又は助言することができます。投資顧問会社やその関連会社は、知ることとなった投資機会を当ファンドで利用する義務を負いません。また、上記投資、管理もしくは助言又は上記投資、管理もしくは助言の取引又はこれらから得た利益について当ファンドに対して説明、もしくはこれを当ファンドと共有又は当ファンドに告知する義務を負いません。しかし、投資顧問会社やその関連会社は、上記投資機会を当ファンド及び他の投資家に公平に配分します。

上記に従って、投資顧問会社及びその関連会社は(当事者もしくは代理人として)管理会社もしくは当ファンドとあらゆる方法で取引を行い、投資顧問会社もしくはその関連会社が直接的又は間接的に持分を有する取引を管理会社もしくは当ファンドと、もしくはこれらのために取りまとめ、実行することができますが、かかる取引が独立した第三者とともに、もしくはこれを通じて行った場合に合理的に予想される価格及び条件に劣らないことを条件とします。かかる取り決めは当ファンドの定期的な報告書に開示します。

取締役は当ファンド又は当ファンドが持分を有する取引もしくは取り決めに当事者として参加しもしくはこれに持分を有することができますが、かかる取引又は取り決めの締結前にその性質と当該取締役が有する持分の範囲について管理会社に開示していることを条件とします。取締役が別段の判断をした場合を除き、取締役は重要な利益を有する契約又は取り決め、もしくは提案に対して投票することができますが、かかる持分について開示していることを条件とします。本書の日付現在、下記に開示したものを除き、取締役は当ファンドの受益証券に受益権又はその他の持分を有しておらず、当ファンド又は当ファンドに関連する契約もしくは取り決めにおけるその他の重要な利害関係を有していません。

当ファンドのサブファンドがアンダーライイング・ファンドに投資することについて支払うべき初期費用はありません。管理会社がアンダーライイング・ファンドに対する投資について手数料を受領した場合、この手数料は当該サブファンドの資産に充当されます。

例えば、保管受託会社が任命した受託者が関連グループ会社であり、当ファンドに商品又はサービスを提供しており、当該商品又はサービスについて財務上又はビジネス上の利害関係を有している場合、又は保管受託会社が任命した受託者が関連グループ会社であり、当ファンドに提供するその他の関連する保管商品又はサービスについて報酬を受領している場合など、保管受託会社とその受託者の間で随時利益相反が生じる場合があります。

(iii) 受益者の公正な取り扱い

管理会社は、適用される法律、当ファンドについて採用した方針及び手続並びに信託証書の条項に従って、その意思決定手続及び組織上の構成において、全ての受益者を公正に扱います。管理会社は、その裁量によって、一定の受益者との間で払戻し又はその他の取り決めを行い、当該受益者について、管理会社の報酬を減額、放棄又は別の方法で計算することができます。当該払戻し又はその他の取り決めは、管理会社に対して支払うべき投資顧問報酬を減額する効果があります。

＜訂正後＞

（i）概要

管理会社は、2014年８月12日付修正・再規定投資顧問及び販売代行契約の条項に基づき、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドを投資顧問会社及び総販売会社に任命しました。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、管理会社の全般的な監督及び責任に従うことを条件として、当ファンドに関連し、管理会社に対して投資顧問及び関連サービスを提供するものとします。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、AIFルールブック集に従い、特定の義務を委任することができます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、現在、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド及びジャナス・フォーティ・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー、ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッド及びヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッドにそれぞれ委任しています。

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの概要

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、米国証券取引委員会に投資助言者として登録されており、1970年より金融サービス業務に従事しています。

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーはジャナス・ヘンダーソン・グループ（以下「JHG」といいます。）の間接子会社です。JHGは、米国ニュージャージー州で設立された株式会社であり、ニューヨーク証券取引所及びオーストラリア証券取引所に上場しています。主たる事業は金融資産の運用です。

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは通常、ボトムアップ・アプローチにより、持続可能な競争力を有し、資本利益率の改善が見込まれる強固な事業基盤を持つ企業を発掘することによってポートフォリオを構築します。ファンダメンタル投資手法に基づいたファンドのポートフォリオは、各企業を詳細に独自調査した後、一つ一つの銘柄を検討した上で構築されます。このファンダメンタル投資手法は、同社が市場の予想以上の成長を遂げると考える企業を発掘し、投資することを目指しています。

パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの概要

パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、米国証券取引委員会に投資助言者として登録されており、1980年より金融サービス業務に従事しています。ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは同社発行済株式の100%を保有します。同社は、保守的なバリュー投資に特化した運用会社です。市場の下落局面においては損失を最小化し、上昇局面ではその恩恵を享受することにより、市場周期全体でベンチマークを上回るパフォーマンスの獲得を目指します。質が高く、最適なリスク・リワード特性を持ちながら、市場で過小評価されている銘柄で構成された、分散型のポートフォリオを構築します。

ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッドの概要

ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッド（「HGISL」）はシンガポールで設立された有限責任会社であり、シンガポール金融管理局の規制を受けています。HGISLは資本市場サービス（CMS）の免許を保有しており、当該免許により、証券、先物、ファンド・マネジメントに係る規制の対象となっている活動を行うことができます。HGISLはJHGの傘下企業です。HGISLは、アジア（日本を含む）の株式及びアジア太平洋の不動産持分への投資を希望する個人及び機関投資家を対象に、投資運用サービスを提供しています。HGISLは通常、ボトムアップ・アプローチにより、持続可能な競争力を有し、資本利益率の改善が見込まれる強固な事業基盤を持つ企業を発掘することによってポートフォリオを構築します。ファンダメンタル投資手法に基づいたファンドのポートフォリオは、各企業を詳細に独自調査した後、一つ一つの銘柄を検討した上で構築されます。このファンダメンタル投資手法は、同社が市場の予想以上の成長を遂げると考える企業を発掘し、投資することを目指しています。

ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッドの概要

ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッド（「HGIL」）はイングランド及びウェールズの法律に基づいて設立された有限責任会社です。HGILは英国の金融行動監視機構により承認を受け、規制されています。HGILはJHGの傘下企業です。HGILはヘンダーソン家の財産管理のために1934年に設立され、投資信託、年金基金、ユニット型投資信託、オープンエンド型投資信託及びオフショア・ファンドなど、多様な顧客を対象に投資及び管理サービスを提供しています。HGILは通常、ボトムアップ・アプローチにより、持続可能な競争力を有し、資本利益率の改善が見込まれる強固な事業基盤を持つ企業を発掘することによってポートフォリオを構築します。ファンダメンタル投資手法に基づいたファンドのポートフォリオは、各企業を詳細に独自調査した後、一つ一つの銘柄を検討した上で構築されます。このファンダメンタル投資手法は、同社が市場の予想以上の成長を遂げると考える企業を発掘し、投資することを目指しています。

(ii) 最善の取引実行

投資顧問会社は、証券会社に対して取引の指示を行う際、受益者の最善の利益になるよう、必要なすべての手続きを確実に実行するための方針を策定しています。投資顧問会社は、ブローカーと取り決めた執行内容の質をモニターすると共に、必要と判断した場合には調整を行います。

(iii) 投資調査費用の支払及び手数料の分配

投資顧問会社は、投資判断のために内部又は外部の調査を利用することができますが、利用した調査費用は自社で負担します。

(iv) 利益相反取引

管理会社又は投資顧問会社は、当ファンド又はサブファンドと類似の投資目的を有する他社又は他の集合投資スキームの管理会社、投資顧問会社又は副投資顧問会社を随時務めることができます。従って、管理会社や投資顧問会社は、事業の一環として、当ファンド又は特定のサブファンドと利益が相反する可能性、又は管理会社や投資顧問会社が投資助言を行っている当ファンド及びその他のファンドと利益が相反している可能性があります。管理会社や投資顧問会社はそれぞれ信託証書及び投資顧問契約に基づく義務に配慮し、特に、可能な範囲において当ファンドの最善の利益に配慮して行動する義務を履行し、利益相反の可能性のある投資事業を他の顧客から引き受ける場合には、他の顧客に対する義務にも配慮しなければなりません。

「関連当事者」とは、管理会社又は保管受託会社、管理会社又は保管受託会社の代理人又は復代理人（保管受託会社が委任したグループ会社以外の副保管受託会社を除く）、及び管理会社、保管受託会社及びこれらの代理人又は復代理人の関係会社又はグループ会社を意味します。

管理会社は、当ファンドと関連当事者間の取引が、独立企業間の取引として行われ、受益者の最善の利益に資するものであることを確認しなければなりません。

当ファンドは、下記の(a)、(b)又は(c)の条件のいずれか１つが当てはまる場合には、関連当事者との取引を行うことができます。

(a) 取引の価値が(i)独立し、有能であると保管受託会社が認めた者、又は(ii)保管受託会社が関わる取引の場合には、独立し、有能であると管理会社が認めた者のいずれかによって証明されている場合。

(b) 当該取引が投資取引機関において、最高の条件でかつ当該取引機関の規則に従って行われる場合。又は

(c) 当該取引が保管受託会社（又は保管受託会社が関わる取引の場合には管理会社）が、関連当事者との取引の条件である、独立企業間の取引として、受益者の最善の利益に資する条件で行われると判断した場合。

保管受託会社（又は保管受託会社が関わる取引の場合には管理会社）は、上記(a)、(b)又は(c)の条件に従った方法を書面として作成します。取引が上記(c)に従って行われた場合、保管受託会社又は、管理会社は、関連当事者との取引が独立企業間の取引として行われ、受益者の最善の利益に資する条件で行われると判断した理由を書面として作成します。

投資顧問会社は、利益相反の管理のための組織上又は管理上の取り決めをもってしても、当ファンド又は受益者の利益を損なうリスクが、合理的な確信をもって、防止できない場合があることを認識しています。そのような場合には、投資顧問会社は適切な形式によって、受益者にそのリスクを開示します。

保管機関、販売会社、総販売会社、もしくは管理事務代行会社は、随時当ファンド以外の投資会社もしくは集合投資スキーム(以下「本件ファンド」といいます。)に、保管機関、管理事務代行会社、秘書役、ディーラー、もしくは総販売会社として参加する場合があります。利益の対立は公正に解決し、受益者の利益となるものでなくてはなりません。

ダイブル氏及びセイヤー氏はジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドを間接的に保有するJHGの従業員です。そのため、当ファンドの契約及び当ファンドについて受領した費用から利益を得る場合があります。

当ファンドのサブファンドがアンダーライイング・ファンドに投資することについて支払うべき初期費用はありません。管理会社がアンダーライイング・ファンドに対する投資について手数料を受領した場合、この手数料は当該サブファンドの資産に充当されます。

(iv) 通話及び電子通信の記録

JHGの関連企業又はその関係者と当ファンドの投資に関して通信を行った投資家は、通話内容又はその他の通信を、研修、品質管理及びモニター目的及び規制により要求される記録義務の履行のため、録音される場合があります。

(v) 受益者の公正な取り扱い

管理会社は、適用される法律、当ファンドについて採用した方針及び手続並びに信託証書の条項に従って、その意思決定手続及び組織上の構成において、全ての受益者を公正に扱います。管理会社は、その裁量によって、一定の受益者との間で払戻し又はその他の取り決めを行い、当該受益者について、管理会社の報酬を減額、放棄又は別の方法で計算することができます。当該払戻し又はその他の取り決めは、管理会社に対して支払うべき投資顧問報酬を減額する効果があります。

(4) 【分配方針】

＜訂正前＞

(ⅰ)管理会社は、以下の規定に従い、収益分配発表日のアイルランドにおける営業時間の開始時に、受益者名簿上の受益者に対し随時当ファンドのサブファンド又はサブファンドのクラスの収益の分配を発表できます。各サブファンドの収益分配方針はプロスペクタスに規定されます。各サブファンドにより分配可能な金額は、配当、利息等の形態にかかわらず各サブファンドが受領した純収益から、及び収益分配の合理的な水準を維持するために必要であると管理会社が判断する場合には実現した譲渡益の純額から、未実現の譲渡損失を控除した金額です(信託証書第15条(a))。

(ⅱ)分配金の支払期日から６年以内に収益分配金の権利を有する者による請求が行われなかった当ファンドのサブファンドの収益分配金は失権し、以後信託財産の一部となります(信託証書第15条(d))。

(ⅲ)管理会社が受益者への分配を支払おうとする場合、管理会社は、分配から当該分配に関して管理会社が負う税金を支払うために必要な額を控除する権限を有し、支払うべき税額が支払われるよう手配します(信託証書第15条(e))。

(ⅳ)ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されていません。

(ⅴ)ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA(米ドル）、クラスA（円）、クラスB（米ドル）、クラスB（円）受益証券については、これらに帰属すべき収益(未実現収益を含みます。)を分配することは予定されていませんが、当ファンドの各サブファンドに保存され、各クラス受益証券の１口当たり純資産価格に反映されます。

（後略）

＜訂正後＞

(ⅰ)管理会社は、以下の規定に従い、収益分配発表日のアイルランドにおける営業時間の開始時に、受益者名簿上の受益者に対し随時当ファンドのサブファンド又はサブファンドのクラスの収益の分配を発表できます。各サブファンドの収益分配方針はプロスペクタスに規定されます。各サブファンドにより分配可能な金額は、配当、利息等の形態にかかわらず各サブファンドが受領した純収益から、及び収益分配の合理的な水準を維持するために必要であると管理会社が判断する場合には実現した譲渡益の純額から、未実現の譲渡損失を控除した金額です(信託証書第15条(a))。

(ⅱ)分配金の支払期日から６年以内に収益分配金の権利を有する者による請求が行われなかった当ファンドのサブファンドの収益分配金は失権し、以後信託財産の一部となります(信託証書第15条(d))。

(ⅲ)管理会社が受益者への分配を支払おうとする場合、管理会社は、分配から当該分配に関して管理会社が負う税金を支払うために必要な額を控除する権限を有し、支払うべき税額が支払われるよう手配します(信託証書第15条(e))。

(ⅳ)ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・フォーティ・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されていません。

(ⅴ)ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA(米ドル）受益証券およびクラスA（円）受益証券については、これらに帰属すべき収益(未実現収益を含みます。)を分配することは予定されていませんが、当ファンドの各サブファンドに保存され、各クラス受益証券の１口当たり純資産価格に反映されます。

（後略）

(5) 【投資制限】

＜訂正前＞

(ⅰ)信託証書に定める投資制限

信託財産は、プロスペクタスに定める投資方針及び投資制限に従い、また1990年ユニット・トラスト法及びアイルランド中央銀行の規則に従い、投資されなければなりません。当ファンドのいずれのサブファンドの受益者も、信託証書の付表に従って行われる通常決議により、当該サブファンドの投資目的、投資方針、投資制限又は禁止事項を変更することができます。但し、かかる変更に関するアイルランド中央銀行の事前の承認が必要です(信託証書第６条(a))。

（中略）

(ⅳ)アンダーライイング・ファンドに適用される投資制限

下記の制限はすべてのアンダーライイング・ファンドに適用します。

アンダーライイング・ファンドの投資は下記のUCITS規制に承認された投資に制限されます。ジャナス・キャピタル・ファンドが管理できない理由により、もしくは申込権の行使の結果として、下記のUCITS規制の制限を超えた場合、ジャナス・キャピタル・ファンドは売却を行う際、受益者の利益を十分に考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを最優先目的とします。ジャナス・キャピタル・ファンドのプロスペクタスにおける投資方針とUCITS規制の投資制限が対立する場合、より制限された規制が適用されます。UCITS規制が当ファンドの信託期間中に変更された場合、投資制限はかかる変更を考慮した上で変更します。

（後略）

＜訂正後＞

(ｉ)信託証書に定める投資制限

信託財産は、プロスペクタスに定める投資方針及び投資制限に従い、また1990年ユニット・トラスト法及びアイルランド中央銀行の規則に従い、投資されなければなりません。当ファンドのいずれのサブファンドの受益者も、信託証書の付表に従って行われる通常決議により、当該サブファンドの投資目的、投資方針、投資制限又は禁止事項を変更することができます。但し、かかる変更に関するアイルランド中央銀行の事前の承認が必要です(信託証書第６条(a))。

（中略）

(ⅳ)アンダーライイング・ファンドに適用される投資制限

下記の制限はすべてのアンダーライイング・ファンドに適用します。

アンダーライイング・ファンドの投資は下記のUCITS規制に承認された投資に制限されます。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドが管理できない理由により、もしくは申込権の行使の結果として、下記のUCITS規制の制限を超えた場合、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドは売却を行う際、受益者の利益を十分に考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを最優先目的とします。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのプロスペクタスにおける投資方針とUCITS規制の投資制限が対立する場合、より制限された規制が適用されます。UCITS規制が当ファンドの信託期間中に変更された場合、投資制限はかかる変更を考慮した上で変更します。

（後略）

３ 【投資リスク】

＜訂正前＞

(1) リスク

投資家の皆様は下記のリスク要因に関する事項を十分にお読みください。本項目はアンダーライイング・ファンドのリスク要因の概要と組み合わせて読む必要があります。下記の内容はアンダーライイング・ファンドへの投資に関するリスク要因をすべて列挙した一覧ではありません。

(ｉ)当ファンドに関するリスク

① 証券に投資することのリスク

当ファンド又はアンダーライイング・ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。異なる国の企業及び政府により発行された異なる通貨建ての証券への投資には一定のリスクがあり、受益証券の価格の下落という結果につながる場合があります。受益証券の価格は、アンダーライイング・ファンドが投資する証券の資本価値の変動の結果としてのアンダーライイング・ファンドの価値に従って上昇又は下落します。アンダーライイング・ファンドの投資収益は、所有する証券からの収益から、発生した費用を控除した額に基づいています。したがって、アンダーライイング・ファンドの投資収益はかかる費用もしくは収益の変動により上昇又は下落することが予想されます。

ジャナス・グローバル・リアル・エステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、その投資方針により、パフォーマンスの変動性が特に激しくなる場合があります。

（中略）

⑫ 過度又は短期の取引

投資家及び受益者は、過度又は短期の取引に関するリスクにご留意ください。詳しくは「第二部、第２、２ 買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

（中略）

(ⅱ)アンダーライイング・ファンドに関するリスク

Ａ． 一般的な投資リスク

1) ハイイールド証券に投資するリスク

アンダーライイング・ファンドには投資対象の最低格付基準があらかじめ定められておらず、主要な格付機関により投資適格未満とされた証券に投資することができます(S&PのBB以下、ムーディーズのBa以下、フィッチのBB以下。別紙２を参照してください。)。

（中略）

ジャナス・バランス・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、純資産総額の35%までを投資適格未満とされた債券に投資することができます。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各アンダーライイング・ファンドは、純資産総額の15%までを投資適格未満の証券に投資することができます。

副投資顧問会社は、複数の機関による異なる格付けを持つ証券と非格付証券に対する投資が上記に規定された投資比率に関する制限に含まれるかどうか、又はそれらが投資適格証券もしくは投資適格未満の証券と同等であるかどうかを決定することがあります。

（中略）

4) 金融デリバティブ商品への投資のリスク

（中略）

アンダーライイング・ファンドがデリバティブ契約を利用することにより、直接証券に投資することもしくはその他の従来の投資を行うことによるリスクとは異なる、もしくはこれよりも高いリスクに晒されることがあります。第一に、アンダーライイング・ファンドが投資するデリバティブ取引はアンダーライイング資産の価値の変動と相関関係が無い可能性があり、相関関係があった場合でも、当初の予想とは逆の方向に変動する可能性があります。第二に、金融デリバティブ商品を含む投資が損失のリスクを抑制する場合もありますが、利益を減少させる場合もあり、場合によっては、ポートフォリオの有利な価格変動を相殺し、損失を発生させる可能性もあります。第三に、金融デリバティブ商品に関する契約の価格の間違いや評価が不適切であるリスクがあり、その結果として、アンダーライイング・ファンドは相手方に対して必要以上に現金を支払わなければならない可能性があります。最後に、デリバティブ取引はアンダーライイング・ファンドの経常利益もしくは短期資本所得(連邦所得税上は経常利益として処理)を増大させる可能性があり、その結果として、受益者に対する課税対象となる分配を増加させる可能性があります。デリバティブ取引は法律上のリスク及び信用リスク、通貨リスク、レバレッジリスク、流動性リスク、指標リスク、決済リスク及び金利リスクなど、ジャナス・キャピタル・ファンドのプロスペクタスに記載するその他のリスクを伴う場合があります。

（中略）

16) ローン・パーティシペーションへの投資

アンダーライイング・ファンドは、企業もしくはその他の種類の事業体と１つ以上の金融機関(以下「貸主」といいます。)との間の非公開の交渉に基づく変動金利の商業ローンに投資する場合があります。当該投資は、証券化された、あるいは証券化されていないローン・パーティシペーションの取得又は譲渡という形で行われます。ローン・パーティシペーションは流動性があり、また、少なくとも397日ごとに利率が変動します。アンダーライイング・ファンドは、借主の債務不履行のリスクを負うとともに、証券化債権がアンダーライイング・ファンドと貸主との間の契約関係でしかなく、借主との間に契約関係がない場合、一定の状況下において、貸主の信用リスクも負うこととなります。証券化債権の購入に関連して、アンダーライイング・ファンドは、融資に関するローン契約の条項の遵守を借主に求めることはできず、借主に対して相殺権を行使することができない可能性があります。したがって、アンダーライイング・ファンドは投資対象であるローンを裏付ける担保によってその権利を保全されない場合があります。アンダーライイング・ファンドは、一般に認知された正規のディーラーを通じてのみ証券化債権を購入します。

（中略）

18) ジャナス・キャピタル・ファンドのアンブレラ構造及びアンダーライイング・ファンド間の債務負担に関するリスク

各アンダーライイング・ファンドは、その収益性にかかわらず、費用及び報酬を支払う義務があります。ジャナス・キャピタル・ファンドはアンブレラ・ファンドであり、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離され、アイルランドの法律に基づき、ジャナス・キャピタル・ファンド全体としては対外的債務を負わず、一般的にアンダーライイング・ファンド間での債務負担の可能性はありません。但し、アイルランド法以外の法管轄の下では、ジャナス・キャピタル・ファンドに対して訴訟が提起された場合には、各アンダーライイング・ファンドの当該分離性が維持されない場合があります。さらに、アンダーライイング・ファンド間の債務負担の有無にかかわらず、アンダーライイング・ファンドに関する訴訟は、ジャナス・キャピタル・ファンド全体に影響し、さらに、全てのアンダーライイング・ファンドの運営に影響する可能性があります。

19) フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)

外国為替市場の取引終了時と評価の時点の間のステール・プライシングを調整するために、公正な価格設定を使用して債券を評価する場合及びフェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)を用いて証券を評価した場合、アンダーライイング・ファンドの当該証券に対する評価は、当該証券の最新の市場価格と異なる可能性が高くなります。以下のアンダーライイング・ファンドにおいては、定期的に定型的な適正価値測定を使用します。ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・USトゥエンティ・ファンド。もっとも、その他のアンダーライイング・ファンドも定型的な適正価値測定を使用する場合があります。

（中略）

22）四捨五入

アンダーライイング・ファンドの特定の分配型クラスに関して支払われる配当金は、小数点第２位を四捨五入します。ジャナス・キャピタル・ファンドが別途定める方法で分配型受益証券クラスに自動的に再投資される配当金は、小数点第３位を四捨五入します。

（中略）

24）証券貸付取引

アンダーライイング・ファンドは一定の資格を有するブローカー／ディーラー及び金融機関に対する証券の貸付けを通じて、副収入を得ることがあります。ポートフォリオ中の証券を貸し付けた場合、当該証券が適時に返還されない場合があり、サブファンドが証券を取り戻す際、又はアンダーライイング・ファンドにローンを担保するために提供された担保を取得する際に遅延及び費用が発生する場合があります。アンダーライイング・ファンドが貸し付けた証券を回収できない場合、アンダーライイング・ファンドは代替証券を市場で購入するために担保を使用することができます。担保の価値が代替証券の価値を下回るリスクがあり、その場合にはアンダーライイング・ファンドに損失が発生します。証券貸付取引を行う場合、アンダーライイング・ファンドの資産は、証券の借入人に移転されることがあります。この場合、証券貸付取引には、借入人から担保を受けるという条件は設定されていますが、借入人もしくは証券貸付取引における代理人の債務不履行もしくは破産など証券貸付取引特有のリスクがあります。さらに、借入人から担保として受領した投資対象資産に関連する一定の市場リスクもあり、その結果担保の価値が減少する場合があります。

（中略）

28）アンダーライイング・ファンドについての投資家用口座に関するリスク

投資家用口座は、各アンダーライイング・ファンドに対する申込み及び各アンダーライイング・ファンドからの償還及び配当のために利用されます。投資家用口座に預託された金銭は、アンダーライイング・ファンドの資産ではないため、純資産価格又は受益証券１口当たりの純資産価格の計算には含まれません。同様に、アンダーライイング・ファンドのデポジタリーもその他の会社も投資家用口座に預託された金銭について保管責任を負いません。投資家用口座に金銭を預託しているアンダーライイング・ファンドの受益者、受益者候補及び元受益者は、当該口座に金銭を預託している間は、シティバンク・エヌエーの信用リスクの対象となります。さらに、投資家用口座の現金決済が遅延又は必要な日に行われなかったことにより、アンダーライイング・ファンドへの申込みが適時に行われない又は完全に行われない場合があります。

投資家用口座における金額は、ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの定款の要件にしたがって、関連する個別のアンダーライイング・ファンドに帰属します。申込金は受領した時点で該当するアンダーライイング・ファンドの資産に統合されるため、投資家は、申込金の受領時と当該受益証券が発行された取引日の期間（もしあれば）、当該アンダーライイング・ファンドの一般債権者として取り扱われます。

アンダーライイング・ファンドの管理事務代行会社は、特定の取引日について受領した申込金(アンダーライイング・ファンドの受益証券の申込みが受付けられているもの）を、ジャナス・キャピタル・ファンドのプロスペクタスに定める取引締切時間及び決済時間に従って、投資家用口座からアンダーライイング・ファンドのデポジタリーのアンダーライイング・ファンドの口座に送金します。したがって、当該期間中（及び該当する取引日まで）、当該アンダーライイング・ファンドの受益証券は受益者又は受益者候補に対して発行されませんが、当該金銭はその時点でアンダーライイング・ファンドのその他のすべての資産に統合され、市場一般のリスク、アンダーライイング・ファンドの債権者及びアンダーライイング・ファンドに影響するその他のリスクに晒されることとなります。

アンダーライイング・ファンドの申込人は、決済時間以後に提供された申込金は、アンダーライイング・ファンドの受益証券の申込みがジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーによって拒否される場合、申込みが拒否された日から５営業日以内に申込金は無利息で申込人に返金される事をご理解ください。

投資家用口座に申込金が受領され、所有者の身分の確認書類が不十分であった場合、ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーは、受領した申込金を無利息で支払者に対して５営業日以内に必ず返済するようにします。

例えば、ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーがマネーロンダリング防止／テロ資金供与対策のための法律により適用される義務を履行するために、ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーが必要とする情報を投資家がジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーに提供せず、投資家用口座内の金額を償還請求又は配当の支払のために投資家に送金することができない場合、償還金は投資家用口座に保管され、償還金の支払前の金額について、利息は支払われません。上記の場合における償還金に対する利息は該当するアンダーライイング・ファンド全体の利益とし、割当時のアンダーライイング・ファンドの受益者の利益として、定期的にアンダーライイング・ファンドに割り当てられます。上記の場合において、償還する投資家がアンダーライイング・ファンドの受益者ではなくなり、ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー又は関連するアンダーライイング・ファンドが支払不能に陥った場合、アンブレラ現金口座に保有される金額に対する投資家の権利はジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの無担保債権者と同じであることをご理解ください。アンダーライイング・ファンドが支払不能に陥った場合、アンダーライイング・ファンドが無担保債権者（上記の申込み、償還及び配当金の支払を受ける権利を有する投資家を含みます。）に対して全額返済する十分な資金を有している保証はありません。ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー内の他のアンダーライイング・ファンドに帰属する資金も投資家用口座に保管されます。アンダーライイング・ファンドが支払不能に陥った場合（「支払不能サブファンド」）、他のアンダーライイング・ファンド（「受益サブファンド」）が権利を有する金額に関し、投資家用口座の運営ミスにより支払不能サブファンドに振り込まれた場合の当該金額の回復方法は、投資家用口座に適用される法律及び手続に従って行います。当該金額の回復の実行に遅延又は争いが生じる場合があり、受益サブファンドに支払うべき金額が支払不能サブファンドに不足する場合があります。アンブレラ現金口座に保管した資金は、関連するアンダーライイング・ファンドの資産及び負債に統合され、市場一般、アンダーライイング・ファンドの債権者及びアンダーライイング・ファンドに影響するその他のリスクに晒されます。

「ファンド資金」体制及び関連するアンブレラ現金口座に関する中央銀行の指針は施行から日が浅く、テストされておらず、結果として、今後変更又は明確化される可能性があります。したがって、ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーが維持する投資家用口座の構成や投資家の申込み、償還及び配当金を管理するためのその他の口座は、ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーのプロスペクタスに記載された内容と大幅に異なる場合があります。

B.　特定のアンダーライイング・ファンドに関するリスク

（中略）

③ 新興市場リスク

アンダーライイング・ファンドは、新興市場に投資することがあり、一定のアンダーライイング・ファンドは純資産総額の全額を当該国に投資することを許可されています。

新興市場への投資に関するリスクは他国と比べて高い場合があり、以下のものが含まれます（但しこれらに限定されません。）。

（中略）

・保管リスク

アンダーライイング・ファンドは保管又は決済制度が十分に発達していない市場に投資を行う場合があります。ジャナス・キャピタル・ファンドの保管受託会社とかかる市場における副保管受託会社との取り決めもしくは契約が、新興市場において支持されるとは限らず、ジャナス・キャピタル・ファンドもしくはジャナス・キャピタル・ファンドの保管受託会社が得た、又はジャナス・キャピタル・ファンドが管轄裁判所において当該副保管受託会社に対して得た判決が、新興市場の裁判所において執行されるとは限りません。

（中略）

④ 金利リスク及び信用リスク

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのアンダーライイング・ファンド(並びにジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに債券が含まれている場合は、債券及び金利の部分)のパフォーマンスは、主に金利リスク及び信用リスクに左右されます。金利リスクはポートフォリオの価値が金利の変化に対して変動するリスクを意味します。一般的に、債券の価格は金利が上昇した場合に低下し、金利が低下した場合には上昇します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ金利変動の影響を受けにくいですが、利回りが低い場合が多いです。適用される満期制限により、アンダーライイング・ファンドは該当する副投資顧問会社の金利の傾向及びその他の要因に関する分析に基づき、ポートフォリオの平均残存期間を調整します。

（中略）

⑤ 分配

アンダーライイング・ファンドの各受益証券クラスの過去の分配金は、必ずしもそのアンダーライイング・ファンドの各受益証券クラスの将来の分配に関する基準とはならないことにご留意ください。分配金は保証されるものではないこと、アンダーライイング・ファンドは利息を支払わないこと、アンダーライイング・ファンドの受益証券の価格やアンダーライイング・ファンドの受益証券から得る収益は増加する場合も減少する場合もあることにそれぞれご留意ください。また、アンダーライイング・ファンドの受益証券の価格が分配金によってその分下がるものであることにご留意ください。将来の収益及び投資パフォーマンスは、為替レートの変動など、ジャナス・キャピタル・ファンド、その取締役又はその他の者によって制御不能な様々な要因による影響を受けます。ジャナス・キャピタル・ファンド又はアンダーライイング・ファンドの将来のパフォーマンス又は将来の収益について、ジャナス・キャピタル・ファンド、その取締役、投資顧問会社、関連する副投資顧問会社もしくは世界各地の関連会社、又はこれらの取締役、役員、又は従業員は何ら保証することはできません。

（中略）

⑦ 希薄化の調整

各アンダーライイング・ファンドについて、(i)正味申込額もしくは正味買戻額が当該アンダーライイング・ファンドの純資産価値について事前に定められた閾値を超える場合（各アンダーライイング・ファンドについての当該閾値が随時ジャナス・キャピタル・ファンドの取締役により事前に設定されている場合に限る）又は(ii)当該アンダーライイング・ファンドの正味申込額もしくは正味買戻額について、ジャナス・キャピタル・ファンドの取締役もしくはその代理人が、希薄化調整の実施が当該アンダーライイング・ファンドの既存株主の最善の利益に資すると合理的に判断した場合、取扱日にアンダーライイング・ファンドの１口当たり純資産価値に対して希薄化の調整が行わる場合があります。

（後略）

＜訂正後＞

(1) リスク

投資家の皆様は下記のリスク要因に関する事項を十分にお読みください。本項目はアンダーライイング・ファンドのリスク要因の概要と組み合わせて読む必要があります。下記の内容はアンダーライイング・ファンドへの投資に関するリスク要因をすべて列挙した一覧ではありません。

(ⅰ)当ファンドに関するリスク

① 証券に投資することのリスク

当ファンド又はアンダーライイング・ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。異なる国の企業及び政府により発行された異なる通貨建ての証券への投資には一定のリスクがあり、受益証券の価格の下落という結果につながる場合があります。受益証券の価格は、アンダーライイング・ファンドが投資する証券の資本価値の変動の結果としてのアンダーライイング・ファンドの価値に従って上昇又は下落します。アンダーライイング・ファンドの投資収益は、所有する証券からの収益から、発生した費用を控除した額に基づいています。したがって、アンダーライイング・ファンドの投資収益はかかる費用もしくは収益の変動により上昇又は下落することが予想されます。

ジャナス・グローバル・リアル・エステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、その投資方針により、パフォーマンスの変動性が特に激しくなる場合があります。

（中略）

⑫ 過度又は短期の取引

投資家及び受益者は、過度又は短期の取引に関するリスクにご留意ください。詳しくは「第二部、第２、２ 買戻し手続等、(5) 過度又は短期の取引」を参照してください。

（中略）

(ⅱ)アンダーライイング・ファンドに関するリスク

Ａ． 一般的な投資リスク

1) ハイイールド証券に投資するリスク

アンダーライイング・ファンドには投資対象の最低格付基準があらかじめ定められておらず、主要な格付機関により投資適格未満とされた証券に投資することができます(S&PのBB以下、ムーディーズのBa以下、フィッチのBB以下。別紙２を参照してください。)。

（中略）

ジャナス・バランス・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、純資産総額の35%までを投資適格未満とされた債券に投資することができます。

ジャナス・フォーティ・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各アンダーライイング・ファンドは、純資産総額の15%までを投資適格未満の証券に投資することができます。

副投資顧問会社は、複数の機関による異なる格付けを持つ証券と非格付証券に対する投資が上記に規定された投資比率に関する制限に含まれるかどうか、又はそれらが投資適格証券もしくは投資適格未満の証券と同等であるかどうかを決定することがあります。

（中略）

4）金融デリバティブ商品への投資のリスク

（中略）

アンダーライイング・ファンドがデリバティブ契約を利用することにより、直接証券に投資することもしくはその他の従来の投資を行うことによるリスクとは異なる、もしくはこれよりも高いリスクに晒されることがあります。第一に、アンダーライイング・ファンドが投資するデリバティブ取引はアンダーライイング資産の価値の変動と相関関係が無い可能性があり、相関関係があった場合でも、当初の予想とは逆の方向に変動する可能性があります。第二に、金融デリバティブ商品を含む投資が損失のリスクを抑制する場合もありますが、利益を減少させる場合もあり、場合によっては、ポートフォリオの有利な価格変動を相殺し、損失を発生させる可能性もあります。第三に、金融デリバティブ商品に関する契約の価格の間違いや評価が不適切であるリスクがあり、その結果として、アンダーライイング・ファンドは相手方に対して必要以上に現金を支払わなければならない可能性があります。最後に、デリバティブ取引はアンダーライイング・ファンドの経常利益もしくは短期資本所得(連邦所得税上は経常利益として処理)を増大させる可能性があり、その結果として、受益者に対する課税対象となる分配を増加させる可能性があります。デリバティブ取引は法律上のリスク及び信用リスク、通貨リスク、レバレッジリスク、流動性リスク、指標リスク、決済リスク及び金利リスクなど、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのプロスペクタスに記載するその他のリスクを伴う場合があります。

（中略）

16）ローン・パーティシペーションへの投資

アンダーライイング・ファンドは、企業もしくはその他の種類の事業体と１つ以上の金融機関(以下「貸主」といいます。)との間の非公開の交渉に基づく変動金利の商業ローンに投資する場合があります。当該投資は、ローン・パーティシペーションの取得又は譲渡という形で行われます。ローン・パーティシペーションは流動性があり、また、少なくとも397日ごとに利率が変動します。アンダーライイング・ファンドは、借主の債務不履行のリスクを負うとともに、証券化債権がアンダーライイング・ファンドと貸主との間の契約関係でしかなく、借主との間に契約関係がない場合、一定の状況下において、貸主の信用リスクも負うこととなります。証券化債権の購入に関連して、アンダーライイング・ファンドは、融資に関するローン契約の条項の遵守を借主に求めることはできず、借主に対して相殺権を行使することができない可能性があります。したがって、アンダーライイング・ファンドは投資対象であるローンを裏付ける担保によってその権利を保全されない場合があります。アンダーライイング・ファンドは、一般に認知された正規のディーラーを通じてのみ証券化債権を購入します。

（中略）

18) ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのアンブレラ構造及びアンダーライイング・ファンド間の債務負担に関するリスク

各アンダーライイング・ファンドは、その収益性にかかわらず、費用及び報酬を支払う義務があります。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドはアンブレラ・ファンドであり、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離され、アイルランドの法律に基づき、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド全体としては対外的債務を負わず、一般的にアンダーライイング・ファンド間での債務負担の可能性はありません。但し、アイルランド法以外の法管轄の下では、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドに対して訴訟が提起された場合には、各アンダーライイング・ファンドの当該分離性が維持されない場合があります。さらに、アンダーライイング・ファンド間の債務負担の有無にかかわらず、アンダーライイング・ファンドに関する訴訟は、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド全体に影響し、さらに、全てのアンダーライイング・ファンドの運営に影響する可能性があります。

19) フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)

外国為替市場の取引終了時と評価の時点の間のステール・プライシングを調整するために、公正な価格設定を使用して債券を評価する場合及びフェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)を用いて証券を評価した場合、アンダーライイング・ファンドの当該証券に対する評価は、当該証券の最新の市場価格と異なる可能性が高くなります。アンダーライイング・ファンドであるジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・USフォーティ・ファンド及びジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンドにおいては、定期的に定型的な適正価値測定を使用します。その他のアンダーライイング・ファンドも定型的な適正価値測定を使用する場合があります。

（中略）

22) 四捨五入

アンダーライイング・ファンドの特定の分配型クラスに関して支払われる配当金は、小数点第２位を四捨五入します。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドが別途定める方法で分配型受益証券クラスに自動的に再投資される配当金は、小数点第３位を四捨五入します。

（中略）

24）証券貸付取引

アンダーライイング・ファンドは一定の資格を有するブローカー／ディーラー及び金融機関に対する証券の貸付けを通じて、副収入を得ることがあります。ポートフォリオ中の証券を貸し付けた場合、当該証券が適時に返還されない場合があり、サブファンドが証券を取り戻す際、又はアンダーライイング・ファンドにローンを担保するために提供された担保を取得する際に遅延及び費用が発生する場合があります。アンダーライイング・ファンドが貸し付けた証券を回収できない場合、アンダーライイング・ファンドは代替証券を市場で購入するために担保を使用することができます。担保の価値が代替証券の価値を下回るリスクがあり、その場合にはアンダーライイング・ファンドに損失が発生します。証券貸付取引を行う場合、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの資産は、証券の借入人に移転されることがあります。この場合、証券貸付取引には、借入人から担保を受けるという条件は設定されていますが、借入人もしくは証券貸付取引における代理人の債務不履行もしくは破産など証券貸付取引特有のリスクがあります。さらに、借入人から担保として受領した投資対象資産に関連する一定の市場リスクもあり、その結果担保の価値が減少する場合があります。

（中略）

28）アンダーライイング・ファンドについての投資家用口座に関するリスク

投資家用口座は、各アンダーライイング・ファンドに対する申込み及び各アンダーライイング・ファンドからの償還及び配当のために利用されます。投資家用口座に預託された金銭は、アンダーライイング・ファンドの資産ではないため、純資産価格又は受益証券１口当たりの純資産価格の計算には含まれません。同様に、アンダーライイング・ファンドのデポジタリーもその他の会社も投資家用口座に預託された金銭について保管責任を負いません。投資家用口座に金銭を預託しているアンダーライイング・ファンドの受益者、受益者候補及び元受益者は、当該口座に金銭を預託している間は、シティバンク・エヌエーの信用リスクの対象となります。さらに、投資家用口座の現金決済が遅延又は必要な日に行われなかったことにより、アンダーライイング・ファンドへの申込みが適時に行われない又は完全に行われない場合があります。

投資家用口座における金額は、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの定款の要件にしたがって、関連する個別のアンダーライイング・ファンドに帰属します。申込金は受領した時点で該当するアンダーライイング・ファンドの資産に統合されるため、投資家は、申込金の受領時と当該受益証券が発行された取引日の期間（もしあれば）、当該アンダーライイング・ファンドの一般債権者として取り扱われます。

アンダーライイング・ファンドの管理事務代行会社は、特定の取引日について受領した申込金(アンダーライイング・ファンドの受益証券の申込みが受付けられているもの）を、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのプロスペクタスに定める取引締切時間及び決済時間に従って、投資家用口座からアンダーライイング・ファンドのデポジタリーのアンダーライイング・ファンドの口座に送金します。したがって、当該期間中（及び該当する取引日まで）、当該アンダーライイング・ファンドの受益証券は受益者又は受益者候補に対して発行されませんが、当該金銭はその時点でアンダーライイング・ファンドのその他のすべての資産に統合され、市場一般のリスク、アンダーライイング・ファンドの債権者及びアンダーライイング・ファンドに影響するその他のリスクに晒されることとなります。

アンダーライイング・ファンドの申込人は、決済時間以後に提供された申込金は、アンダーライイング・ファンドの受益証券の申込みがジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシーによって拒否される場合、申込みが拒否された日から５営業日以内に申込金は無利息で申込人に返金される事をご理解ください。

投資家用口座に申込金が受領され、所有者の身分の確認書類が不十分であった場合、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシーは、受領した申込金を無利息で支払者に対して５営業日以内に必ず返済するようにします。

例えば、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシーがマネーロンダリング防止／テロ資金供与対策のための法律により適用される義務を履行するために、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシーが必要とする情報を投資家がジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシーに提供せず、投資家用口座内の金額を償還請求又は配当の支払のために投資家に送金することができない場合、償還金は投資家用口座に保管され、償還金の支払前の金額について、利息は支払われません。上記の場合における償還金に対する利息は該当するアンダーライイング・ファンド全体の利益とし、割当時のアンダーライイング・ファンドの受益者の利益として、定期的にアンダーライイング・ファンドに割り当てられます。上記の場合において、償還する投資家がアンダーライイング・ファンドの受益者ではなくなり、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシー又は関連するアンダーライイング・ファンドが支払不能に陥った場合、アンブレラ現金口座に保有される金額に対する投資家の権利はジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの無担保債権者と同じであることをご理解ください。アンダーライイング・ファンドが支払不能に陥った場合、アンダーライイング・ファンドが無担保債権者（上記の申込み、償還及び配当金の支払を受ける権利を有する投資家を含みます。）に対して全額返済する十分な資金を有している保証はありません。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシー内の他のアンダーライイング・ファンドに帰属する資金も投資家用口座に保管されます。アンダーライイング・ファンドが支払不能に陥った場合（「支払不能サブファンド」）、他のアンダーライイング・ファンド（「受益サブファンド」）が権利を有する金額に関し、投資家用口座の運営ミスにより支払不能サブファンドに振り込まれた場合の当該金額の回復方法は、投資家用口座に適用される法律及び手続に従って行います。当該金額の回復の実行に遅延又は争いが生じる場合があり、受益サブファンドに支払うべき金額が支払不能サブファンドに不足する場合があります。アンブレラ現金口座に保管した資金は、関連するアンダーライイング・ファンドの資産及び負債に統合され、市場一般、アンダーライイング・ファンドの債権者及びアンダーライイング・ファンドに影響するその他のリスクに晒されます。

「ファンド資金」体制及び関連するアンブレラ現金口座に関する中央銀行の指針は施行から日が浅く、テストされておらず、結果として、今後変更又は明確化される可能性があります。したがって、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシーが維持する投資家用口座の構成や投資家の申込み、償還及び配当金を管理するためのその他の口座は、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド・ピーエルシーのプロスペクタスに記載された内容と大幅に異なる場合があります。

B.　特定のアンダーライイング・ファンドに関するリスク

（中略）

③ 新興市場リスク

アンダーライイング・ファンドは、新興市場に投資することがあり、一定のアンダーライイング・ファンドは純資産総額の全額を当該国に投資することを許可されています。

新興市場への投資に関するリスクは他国と比べて高い場合があり、以下のものが含まれます（但しこれらに限定されません。）。

（中略）

・保管リスク

アンダーライイング・ファンドは保管又は決済制度が十分に発達していない市場に投資を行う場合があります。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの保管受託会社とかかる市場における副保管受託会社との取り決めもしくは契約が、新興市場において支持されるとは限らず、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドもしくはジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの保管受託会社が得た、又はジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドが管轄裁判所において当該副保管受託会社に対して得た判決が、新興市場の裁判所において執行されるとは限りません。

（中略）

④ 金利リスク及び信用リスク

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのアンダーライイング・ファンド(並びにジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・フォーティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに債券が含まれている場合は、債券及び金利の部分)のパフォーマンスは、主に金利リスク及び信用リスクに左右されます。金利リスクはポートフォリオの価値が金利の変化に対して変動するリスクを意味します。一般的に、債券の価格は金利が上昇した場合に低下し、金利が低下した場合には上昇します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ金利変動の影響を受けにくいですが、利回りが低い場合が多いです。適用される満期制限により、アンダーライイング・ファンドは該当する副投資顧問会社の金利の傾向及びその他の要因に関する分析に基づき、ポートフォリオの平均残存期間を調整します。

（中略）

⑤ 分配

アンダーライイング・ファンドの各受益証券クラスの過去の分配金は、必ずしもそのアンダーライイング・ファンドの各受益証券クラスの将来の分配に関する基準とはならないことにご留意ください。分配金は保証されるものではないこと、アンダーライイング・ファンドは利息を支払わないこと、アンダーライイング・ファンドの受益証券の価格やアンダーライイング・ファンドの受益証券から得る収益は増加する場合も減少する場合もあることにそれぞれご留意ください。また、アンダーライイング・ファンドの受益証券の価格が分配金によってその分下がるものであることにご留意ください。将来の収益及び投資パフォーマンスは、為替レートの変動など、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド、その取締役又はその他の者によって制御不能な様々な要因による影響を受けます。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド又はアンダーライイング・ファンドの将来のパフォーマンス又は将来の収益について、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド、その取締役、投資顧問会社、関連する副投資顧問会社もしくは世界各地の関連会社、又はこれらの取締役、役員、又は従業員は何ら保証することはできません。

（中略）

⑦ 希薄化の調整

各アンダーライイング・ファンドについて、(i)正味申込額もしくは正味買戻額が当該アンダーライイング・ファンドの純資産価値について事前に定められた閾値を超える場合（各アンダーライイング・ファンドについての当該閾値が随時ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの取締役により事前に設定されている場合に限る）又は(ii)当該アンダーライイング・ファンドの正味申込額もしくは正味買戻額について、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの取締役もしくはその代理人が、希薄化調整の実施が当該アンダーライイング・ファンドの既存株主の最善の利益に資すると合理的に判断した場合、取扱日にアンダーライイング・ファンドの１口当たり純資産価値に対して希薄化の調整が行わる場合があります。

（後略）

(3) リスクに関する参考情報

＜訂正前＞

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

サブファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移（2012年8月～2017年7月）*1	ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較（2012年8月～2017年7月）*2

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

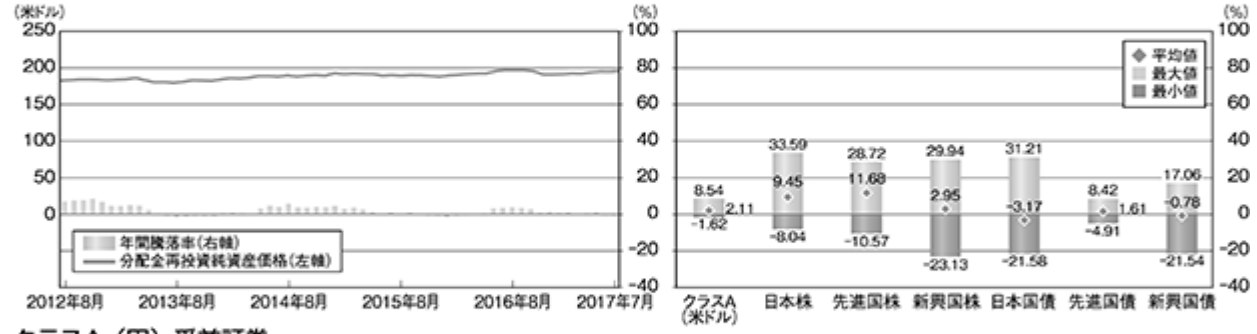

クラスA（円）受益証券

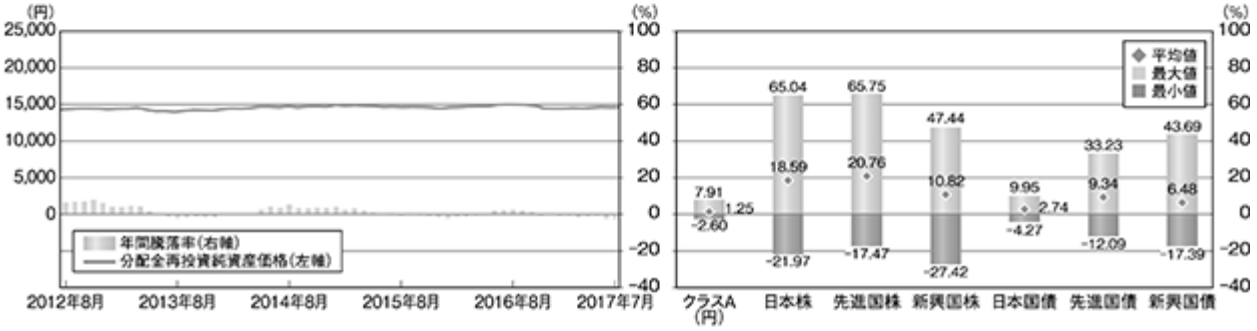

ジャナス・ハイイールド・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

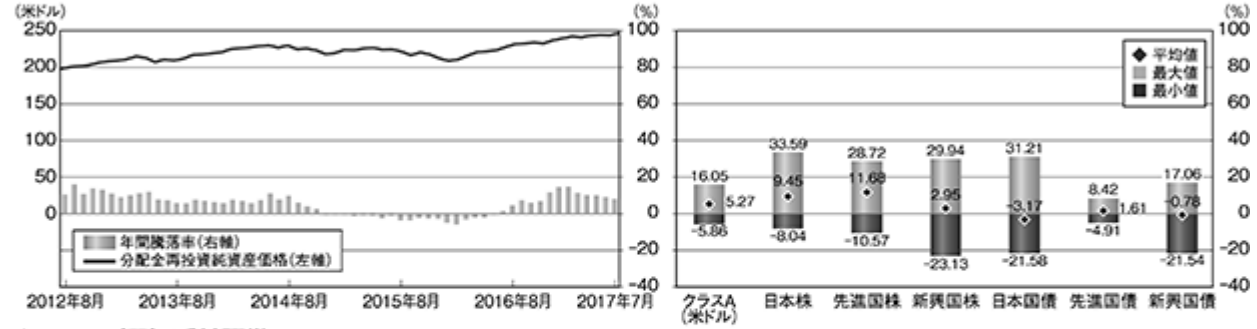

クラスA（円）受益証券

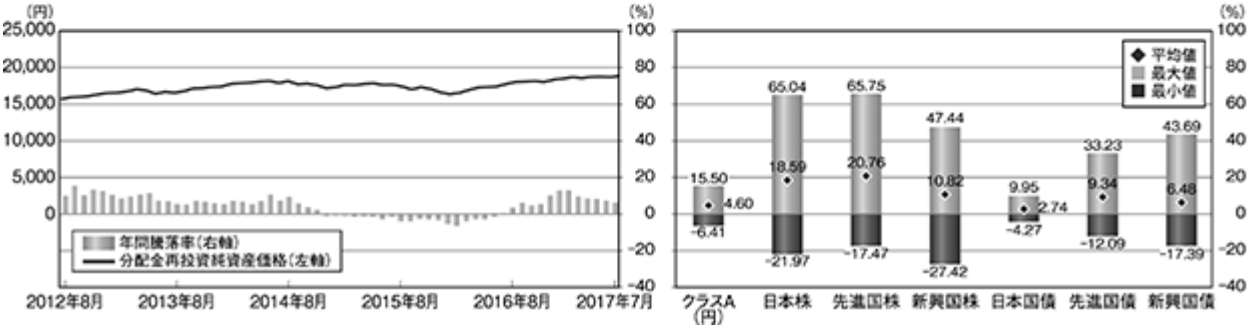

ジャナス・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）

クラスA（米ドル）受益証券

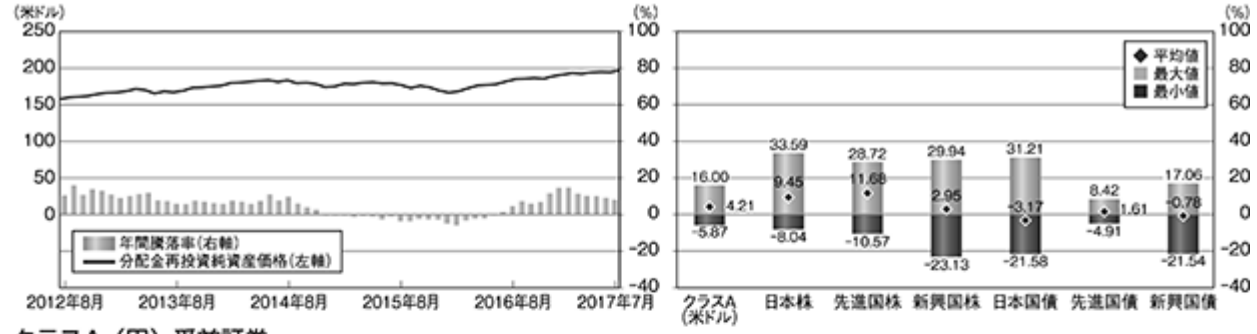

クラスA（円）受益証券

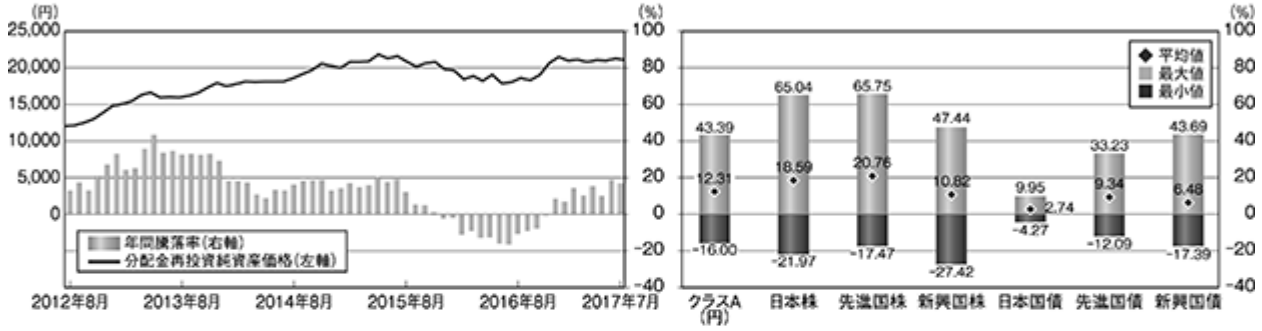

ジャナス・バランス・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

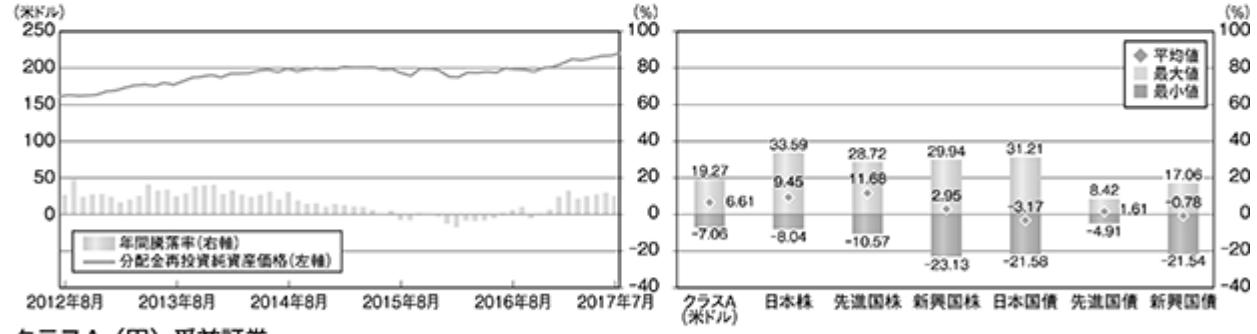

クラスA（円）受益証券

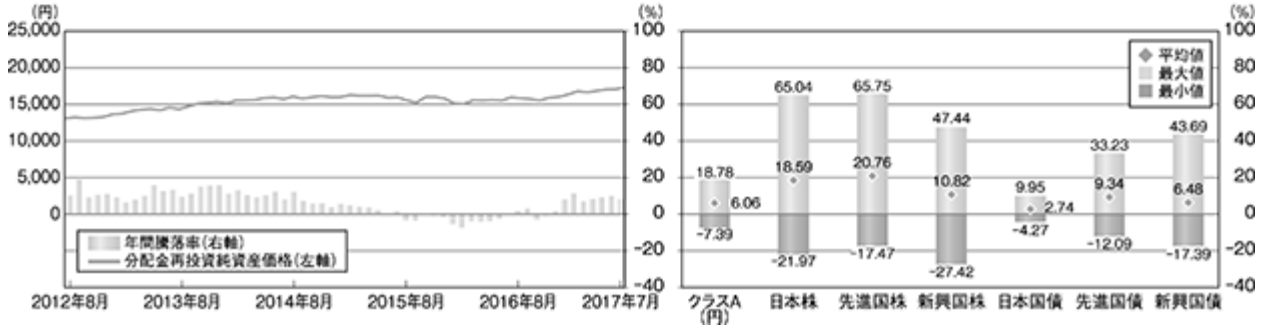

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

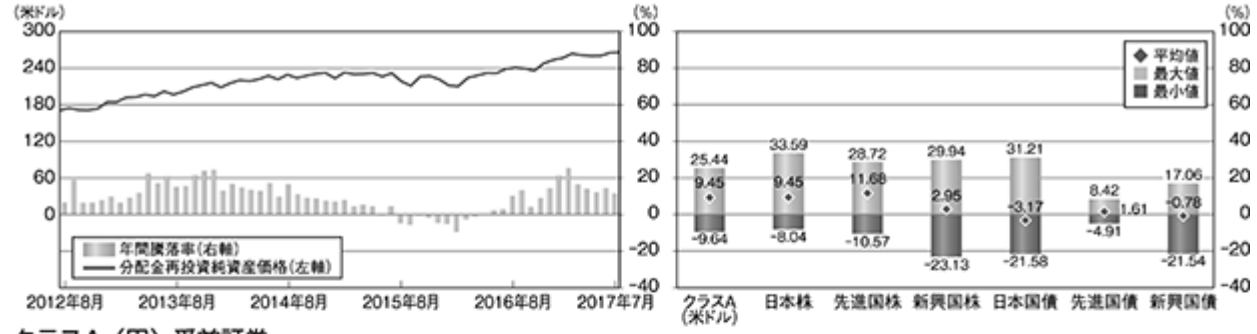

クラスA（円）受益証券

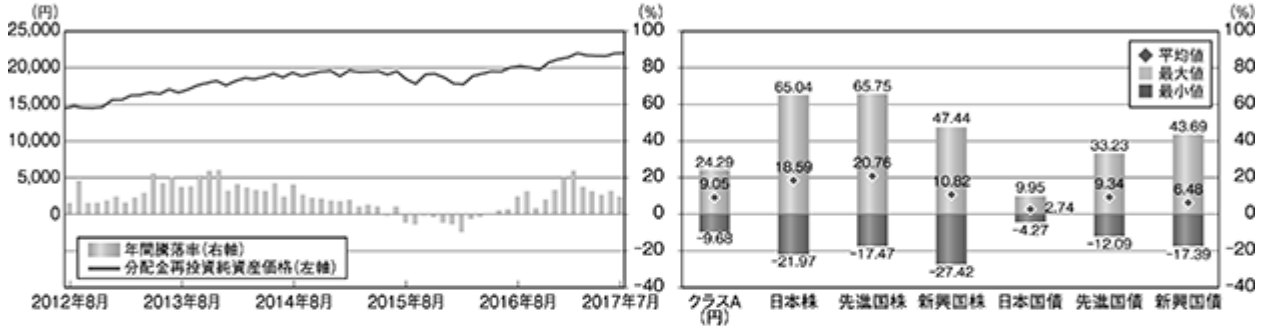

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

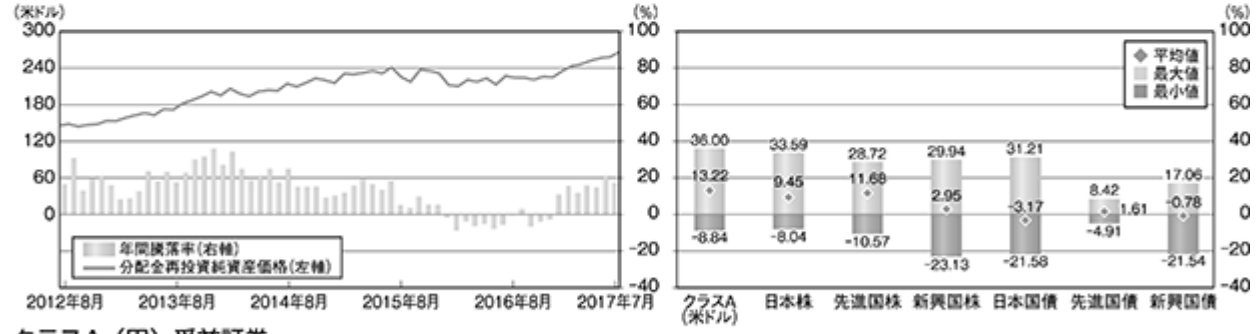

クラスA（円）受益証券

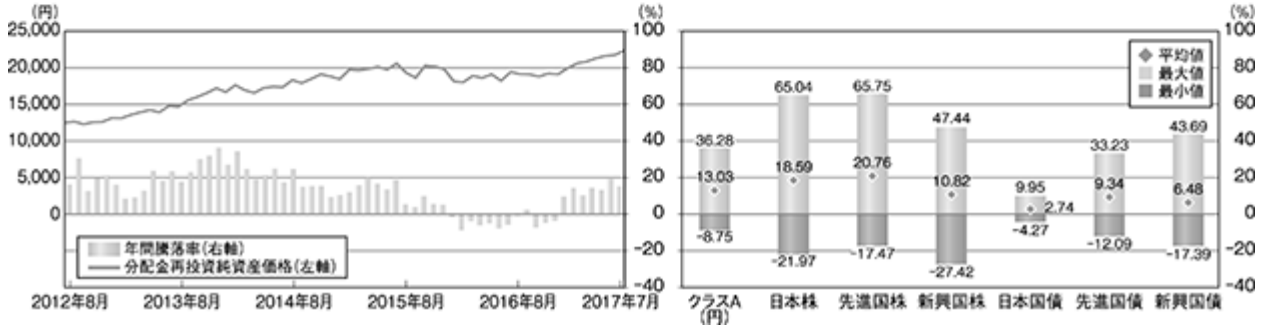

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

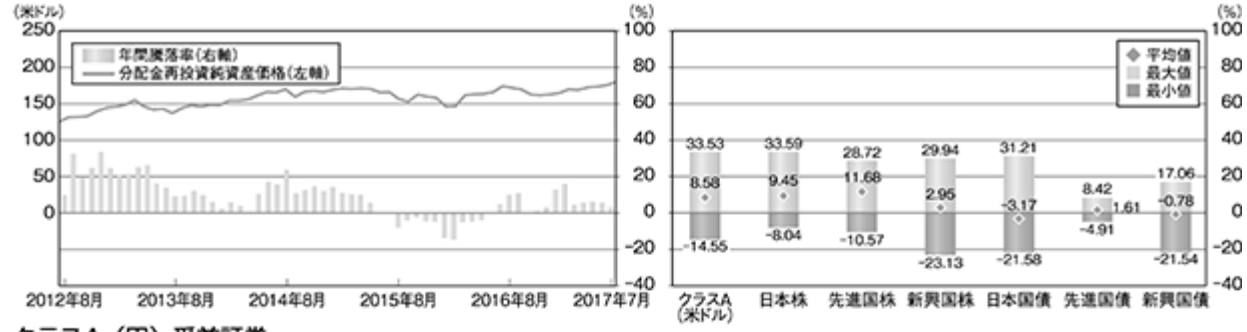

クラスA（円）受益証券

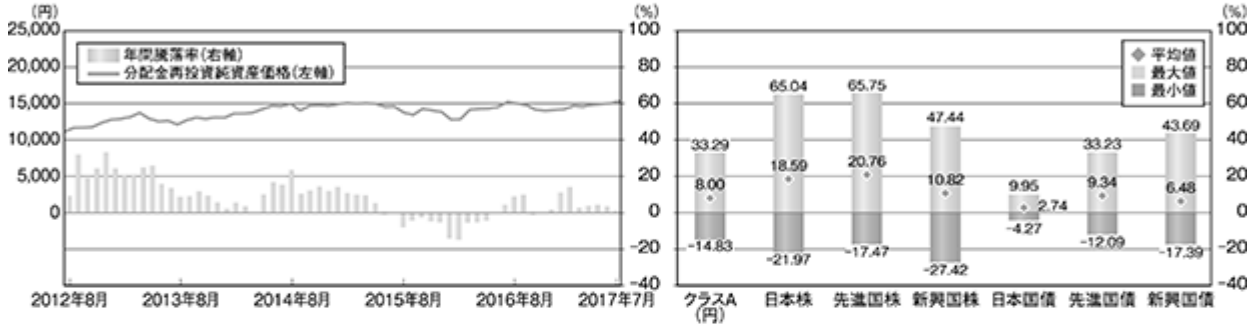

＊1 2012年8月から2017年7月の5年間の各月末における分配金再投資純資産価格および年間騰落率を表示したものです。

＊2 2012年8月から2017年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※分配金再投資純資産価格は1口当たりの値です。
※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
なお、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド（毎月分配型を除きます。）、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドおよびジャナス・トゥエンティ・ファンドの各ファンドは2017年7月末まで分配の実績はありません。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※海外の指数は、円建ての受益証券の場合為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

<各資産クラスの指数>
日本株 … 東証株価指数（TOPIX）（配当込）（円ベース）
先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（円ベース／米ドルベース）
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（円ベース／米ドルベース）
日本国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（円ベース／米ドルベース）
先進国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（除く日本、ヘッジなし）（円ベース／米ドルベース）
新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（米ドルベース）
※当ファンドの円建てのクラスとの比較においては、円ベースの指数（新興国債の指数については、米ドルベースの指数を各月末時点の為替レートにより円換算したもの）を、米ドル建てのクラスとの比較においては、米ドルベースの指数（日本株の指数については、円ベースの指数を各月末時点の為替レートにより米ドル換算したもの）を、それぞれ使用しています。

＜訂正後＞

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

サブファンドの年間騰落率 および分配金再投資純資産価格の推移 (2012年8月～2017年7月) *1	ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較 (2012年8月～2017年7月) *2

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

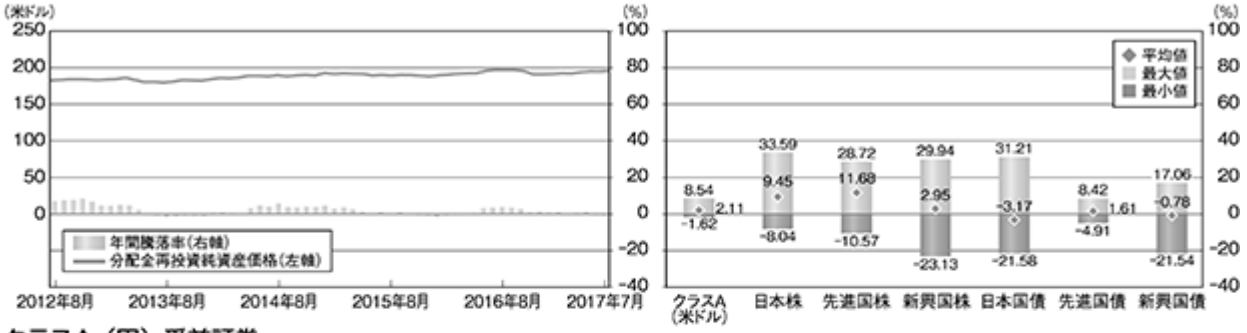

クラスA（円）受益証券

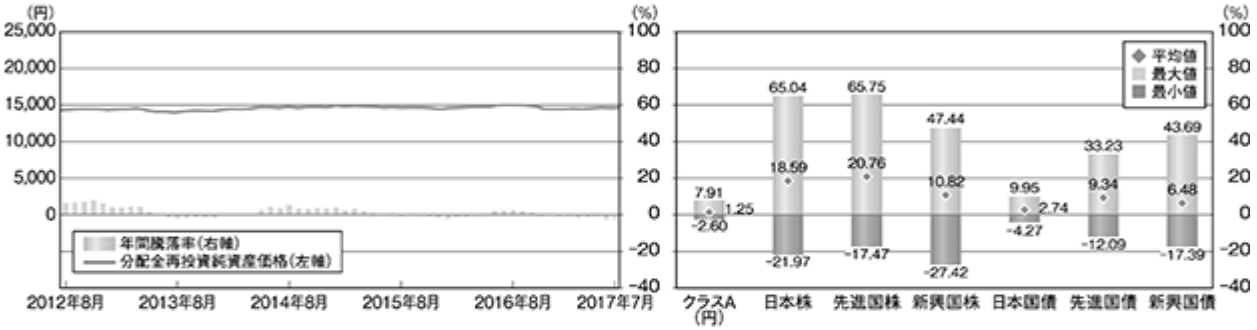

ジャナス・ハイイールド・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

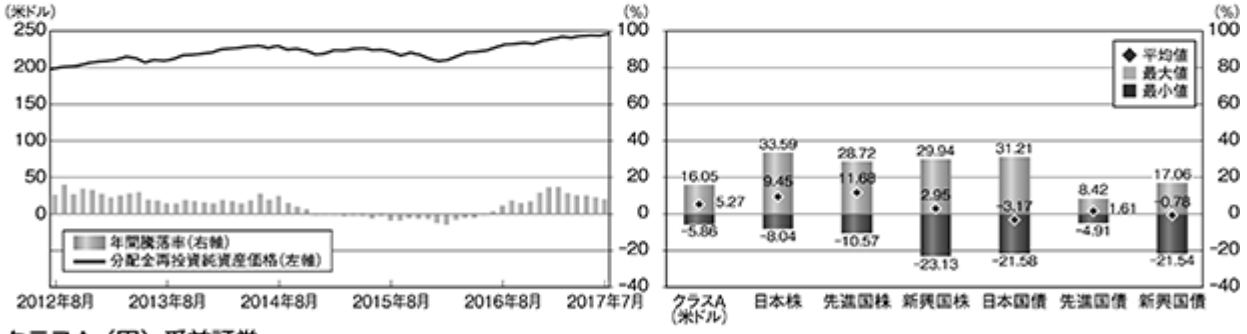

クラスA（円）受益証券

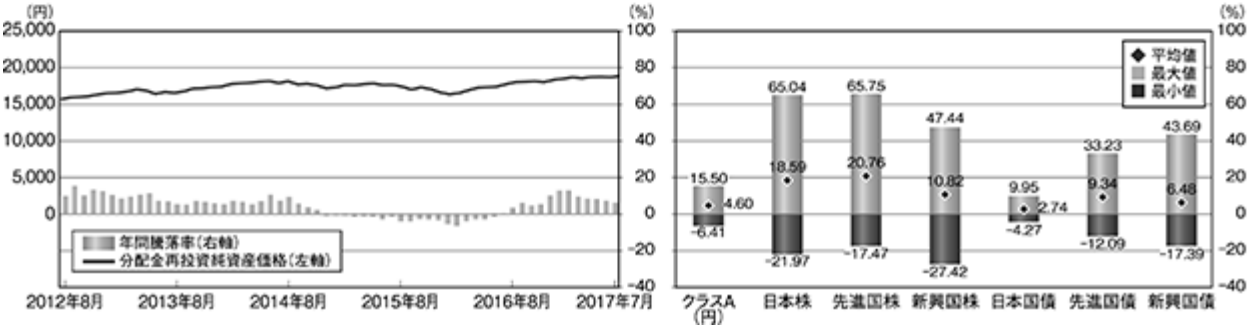

ジャナス・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）

クラスA（米ドル）受益証券

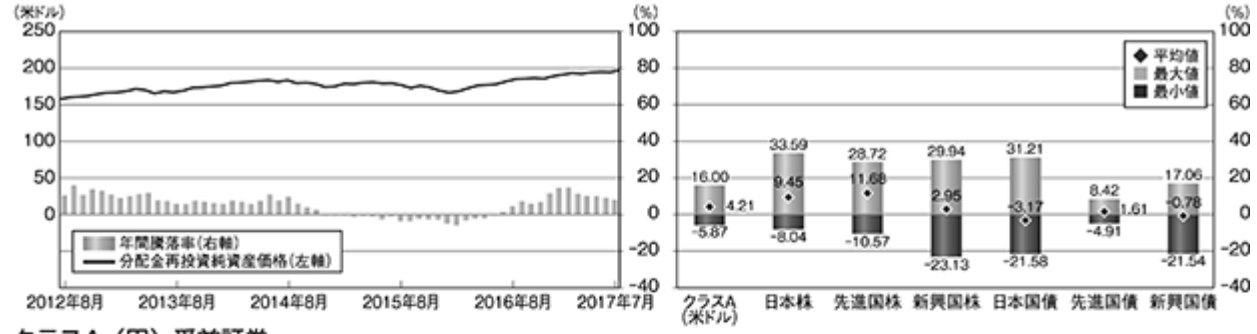

クラスA（円）受益証券

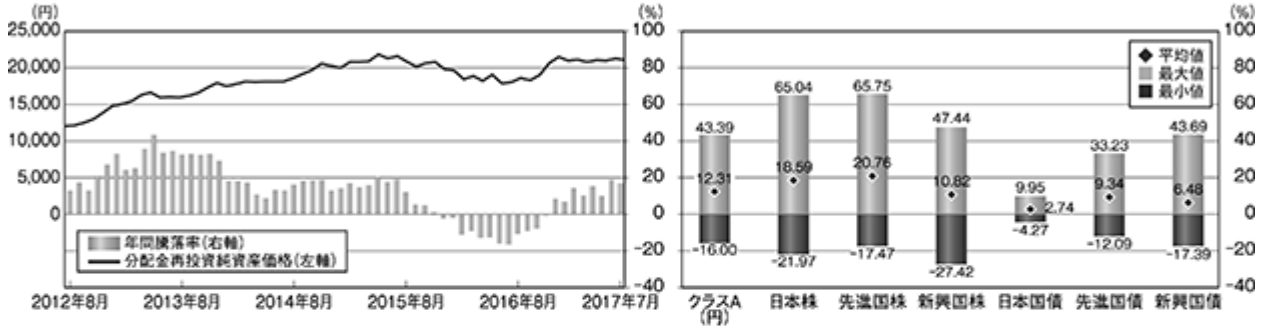

ジャナス・バランス・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

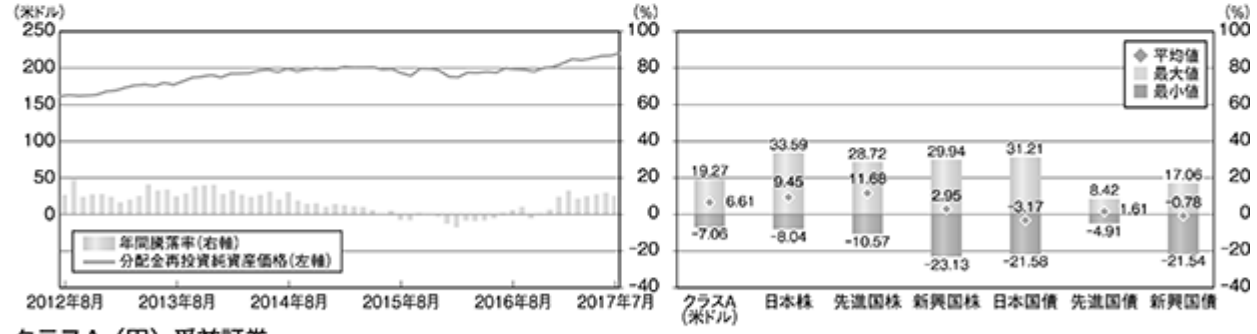

クラスA（円）受益証券

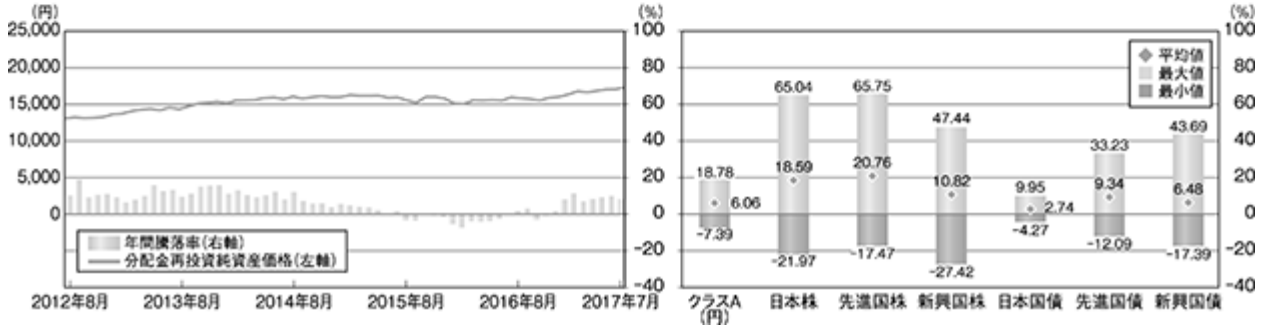

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

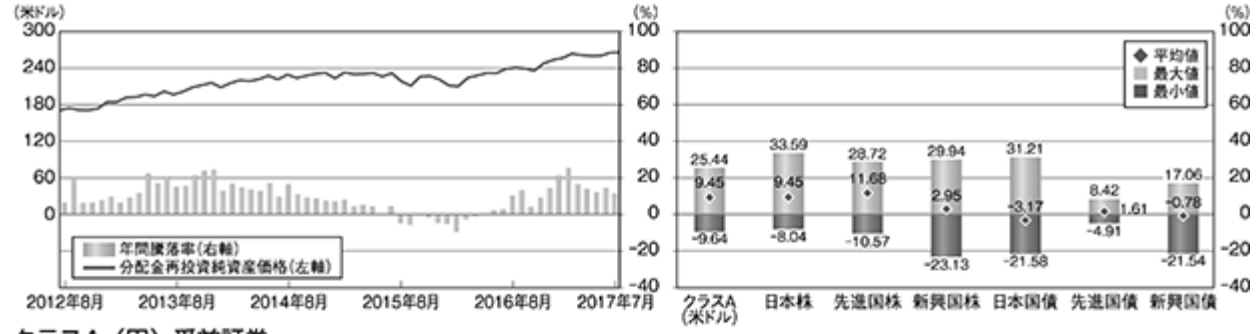

クラスA（円）受益証券

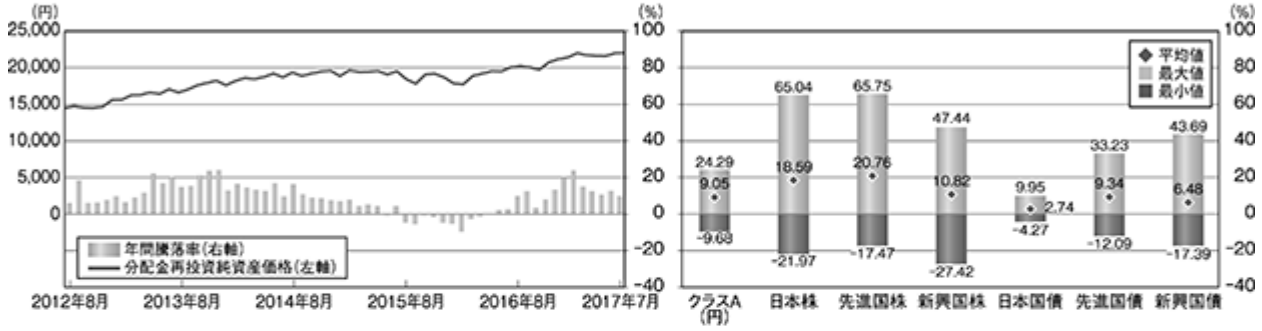

ジャナス・フォーティ・ファンド(注)

クラスA（米ドル）受益証券

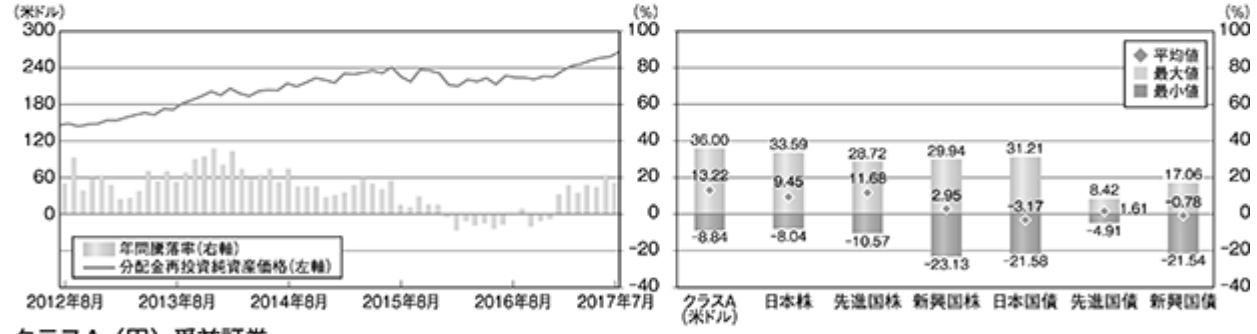

クラスA（円）受益証券

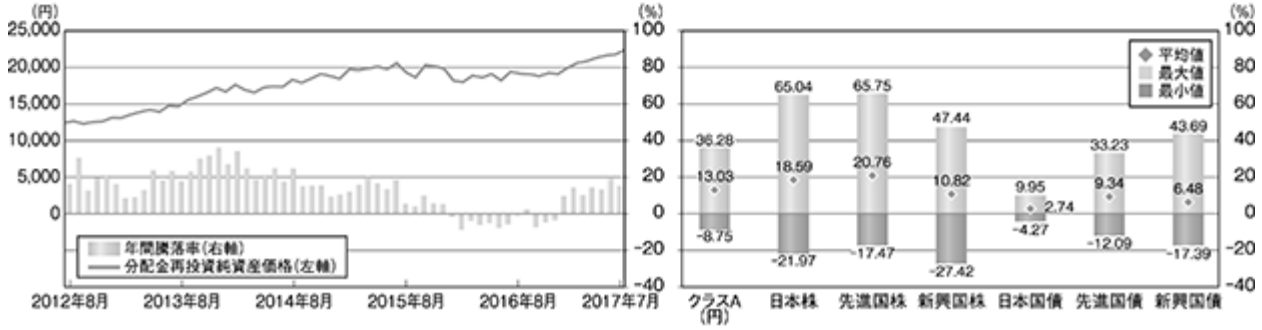

（注）ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

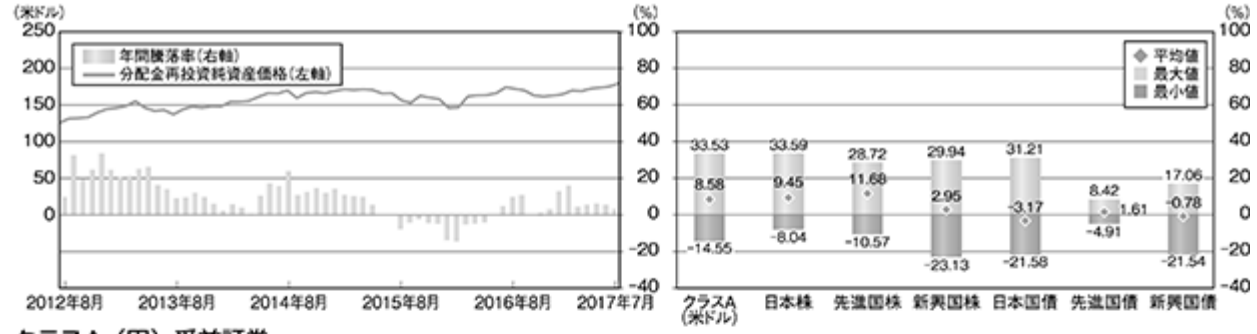

クラスA（円）受益証券

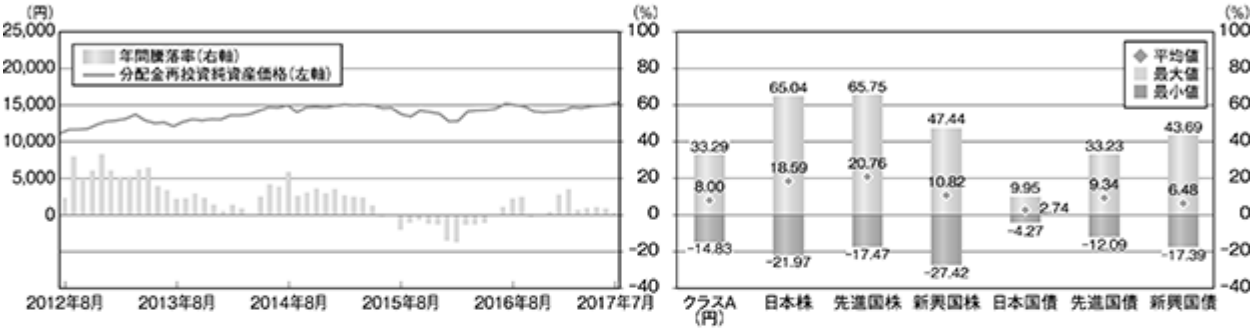

＊1 2012年８月から2017年７月の５年間の各月末における分配金再投資純資産価格および年間騰落率を表示したものです。

＊2 2012年８月から2017年７月の５年間の各月末における直近１年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※分配金再投資純資産価格は１口当たりの値です。
※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近１年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
なお、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド（毎月分配型を除きます。）、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドおよびジャナス・フォーティ・ファンドの各ファンドは2017年７月末まで分配の実績はありません。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※海外の指数は、円建ての受益証券の場合為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

<各資産クラスの指数>
日本株 … 東証株価指数（TOPIX）（配当込）（円ベース）
先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（円ベース／米ドルベース）
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（円ベース／米ドルベース）
日本国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（円ベース／米ドルベース）
先進国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（除く日本、ヘッジなし）（円ベース／米ドルベース）
新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（米ドルベース）
※当ファンドの円建てのクラスとの比較においては、円ベースの指数（新興国債の指数については、米ドルベースの指数を各月末時点の為替レートにより円換算したもの）を、米ドル建てのクラスとの比較においては、米ドルベースの指数（日本株の指数については、円ベースの指数を各月末時点の為替レートにより米ドル換算したもの）を、それぞれ使用しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

＜訂正前＞

(ⅰ)クラスA受益証券

当ファンドのサブファンドごとに、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)に販売会社及び販売取扱会社ごとに定める申込手数料率（但し、3.00%（税抜）を上限とします。）を乗じて得た額が、申込手数料となります。したがって、申込金額の他に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税等相当額が必要となります。詳しくは、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

申込手数料は、サブファンド及び関連する投資環境の説明及び情報提供、受益証券の販売に関する事務手続の対価として、購入時に販売会社又は販売取扱会社に支払われます。

(ⅱ)クラスB受益証券

現在、日本においてクラスB受益証券の新規申込みは取り扱っておりません。

＜訂正後＞

当ファンドのサブファンドごとに、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)に販売会社及び販売取扱会社ごとに定める申込手数料率（但し、3.00%（税抜）を上限とします。）を乗じて得た額が、申込手数料となります。したがって、申込金額の他に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税等相当額が必要となります。詳しくは、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

申込手数料は、サブファンド及び関連する投資環境の説明及び情報提供、受益証券の販売に関する事務手続の対価として、購入時に販売会社又は販売取扱会社に支払われます。

(2) 【買戻し手数料】

＜訂正前＞

(ⅰ)クラスA受益証券

原則として、買戻し手数料はありません。なお、短期取引手数料について、「第二部、第２、２買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

(ⅱ)クラスB受益証券

クラスB受益証券は購入時に申込手数料がかからず、受益証券１口当たりの純資産価格で募集されますが、購入後４年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後５年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。なお、現在、日本においてクラスB受益証券の新規申込みは取り扱っておりません。

クラスB受益証券は、購入後６年経過後、自動的に当ファンドの同一のサブファンドのクラスA受益証券に変換されます。その際、申込手数料又は変換手数料などの手数料は徴収されません（詳しくは、「第二部、第２、２ 買戻し手続等、(5) クラスB受益証券からクラスA受益証券への自動変換」を参照してください。)。

条件付後払申込手数料は買戻日におけるクラスB受益証券の１口当たりの純資産価格又は当該受益証券の取得価格のいずれか低い金額に基づいて計算されます。条件付後払申込手数料の算定は下記の料率によります。なお、条件付後払申込手数料は、受益者より、販売会社又は販売取扱会社を経由して総販売会社（ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド）に支払われるものです。

購入後経過年数	条件付後払申込手数料率
１年未満	４％
１年以上２年未満	３％
２年以上３年未満	２％
３年以上４年未満	１％
４年以上	０％

(注１) 受益者は買戻価額から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。
(注２) 条件付後払申込手数料の金額は、適用される最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、手数料の課されないクラスB受益証券が最初に買戻しされ、過去６年間で最も長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなします。
(注３) 買戻日における当該クラスB受益証券の純資産価格が、当初取得価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課されることはありません。
(注４) 分配金の再投資により発行される受益証券には、条件付後払申込手数料は課されません。
(注５) 条件付後払申込手数料は、総販売会社が負担した販売に関する諸費用を支払うために総販売会社に支払われますが、総販売会社はその一部の受領権を、受益証券の販売に際して販売会社又は販売取扱会社に対する費用を支弁するために、第三者に対して譲渡することができます。
(注６) 購入後経過年数の計算は、当該受益証券の国内約定日を起算日とします。
(注７) 販売会社又は販売取扱会社によっては、クラスB受益証券の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

(注８)　販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラスＢ受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。

(注９)　販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、相続人の請求に基づきクラスＢ受益証券が買い戻された場合に、買戻されたクラスＢ受益証券の買戻金額をもって相続人が当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、「第二部、第２、１　申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」を参照してください。

(注10)　短期取引手数料については、「第二部、第２、２　買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

(注11)　クラスＢ受益証券は、クラスＡ受益証券とは管理報酬が異なります。詳しくは「第二部、第２、４　手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」を参照してください。

＜訂正後＞

原則として、買戻し手数料はありません。なお、短期取引手数料について、「第二部、第２、２買戻し手続等、(5) 過度又は短期の取引」を参照してください。

(3) 【管理報酬等】

＜訂正前＞

(ｉ)異なるクラスの受益証券

当ファンドの各サブファンドにつき、管理会社は、手数料及び費用の異なるクラスの受益証券を設定しています。現在のところ、クラスＡ受益証券及びクラスＢ受益証券が設定されており、クラスＡ受益証券の場合、購入時において申込手数料がかかるのに対し、クラスＢ受益証券の場合、購入時の申込手数料はかかりませんが、ある一定の場合に条件付後払申込手数料が課せられます。その詳細は上記「第一部、(5) 申込手数料」及び「第二部、第２、２　買戻し手続等、(2) 日本における買戻し手続等」に記載するとおりです。また、クラスＡ受益証券とクラスＢ受益証券においては、下記「(ii)報酬、管理報酬等合計額の上限」に記載のとおり、管理報酬等の上限が異なります。

異なる手数料体系により、投資家は、取得額及び受益証券の保有期間を考慮して、各人の利益に最も適う受益証券の購入方法を選択することができます。よって、投資家は、

a)　受益証券の購入時に、申込手数料のかかるクラスＡ受益証券

b)　保有期間によっては条件付後払申込手数料がかかることがあるが、受益証券の購入時には申込手数料がかからないため、申込金額の全額を受益証券に投資することができる一方、管理費用はクラスＡ受益証券と比べて高額となるクラスＢ受益証券

のいずれが有益かを判断する必要があります。クラスＢ受益証券は、10万米ドル未満又は1,000万円未満の投資金額で、かつ３年以上の保有期間を考えている投資家向けと判断されていますが、投資家各人において不明な点がある場合、専門のアドバイザー（販売会社又は販売取扱会社を含む）に問い合わせることをおすすめします。

なお、クラスＡ受益証券とクラスＢ受益証券は、上記「第二部、第１、２　投資方針、(4) 分配方針」に記載のとおり、管理会社が将来分配を行うことを決定した場合、分配の金額及び回数について異なる取扱いを行う場合があります。

クラスＢ受益証券は、購入後６年経過後、自動的に当ファンドの同一サブファンドのクラスＡ受益証券に変換されます。その際、申込手数料又は変換手数料などの手数料は徴収されません。

（ii）報酬

管理会社報酬

管理会社は当ファンドの各サブファンドの資産から管理会社報酬を受領する権限を有します。かかる管理会社報酬は各純資産総額に対する割合として計算し、当該報酬は日々発生しますが、１ヶ月単位でまとめて後払いとします。各サブファンドについての管理会社報酬は、当該サブファンドの純資産総額の0.25%（年率）を超えないものとします。管理会社はサブファンドから受領する管理会社報酬のうちから投資顧問会社に対する報酬を支払います。

管理会社報酬は、当ファンドの管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。

受益者サービス報酬

クラスＡ受益証券及びクラスＢ受益証券に関する受益者サービス報酬は当該クラスに帰属する純資産総額の割合として計算された資産から支払います。当ファンドの各サブファンドにつき、受益者サービス報酬の上限は当該サブファンドの当該クラスに帰属する平均日額純資産総額の0.85%（年率）とします。

受益者サービス報酬は日々計算され、発生します。かかる報酬は四半期もしくは１ヶ月単位で後払い、又は総販売会社と合意した期間について支払うこととしますが、必ず後払いとします。受益者サービス報酬は総販売会社が提供したサービス及び受益証券の販売促進活動の対価であり、またかかる活動に際して発生した費用を補償するものです。

かかる報酬には、販売会社及び販売取扱会社に対する、当ファンドのサブファンドに投資している投資家の管理、受益証券の購入、スイッチング及び買戻しの補助などの業務に対する支払いが含まれます。

総販売会社は販売会社又は販売取扱会社に受益者サービス報酬の一部もしくは全部を分与することができます。

総販売会社から販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限は、当該サブファンドの純資産総額に下記の年率を乗じた額とします。

	クラスＡ受益証券	クラスＢ受益証券
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	0.60%	0.35%
ジャナス・ハイイールド・ファンド	0.60%	0.35%
ジャナス・バランス・ファンド	0.75%	0.50%
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	0.85%	0.60%
ジャナス・トゥエンティ・ファンド	0.85%	0.60%
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	0.75%	0.50%

但し、総販売会社、販売会社及び販売取扱会社の各社は、その裁量により、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドに関して総販売会社から販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限を、当事者間で別段の定めをしない限り、クラスＡ受益証券については、年率0.40%、クラスＢ受益証券については年率0.15%とする旨の合意をしています。

代行協会員報酬

代行協会員報酬は当ファンドの各サブファンドにつき、当該サブファンドの純資産総額の年率0.10%を受領します。代行協会員報酬は日々計算され、発生します。かかる報酬は四半期もしくは１ヶ月単位で後払い、もしくは代行協会員と合意した期間について支払うこととしますが、必ず後払いとします。かかる報酬は管理会社が管理会社報酬のうちから支払います。

代行協会員報酬は、ファンド受益証券に関する目論見書等の販売会社及び販売取扱会社への送付、ファンド受益証券１口当たりの純資産価格の公表並びに運用報告書等の書類の販売会社及び販売取扱会社への送付等の代行協会員業務の対価として支払われます。

販売会社報酬

クラスＢ受益証券についての販売会社報酬は当該クラスに帰属する当ファンドのサブファンドの１日平均純資産総額の年率0.50%の割合で当該サブファンドの資産から支払われます。販売会社報酬は日々計算し、１ヶ月単位でまとめて後払いとします。

販売会社報酬とは、クラスＢ受益証券を販売する販売会社及び販売取扱会社に対して総販売会社が支払う手数料について、当ファンドから総販売会社に補償されるものです。

総販売会社及びその関連会社は、かかるサービスについて別途の財源から支払うこともできます。クラスＢ受益証券に帰属する資産から支払われる販売会社報酬は、他のクラスについて支出された報酬又は費用に対する財源として使用されることはありません。

管理報酬等合計額の上限

管理会社及び総販売会社に支払われる報酬は、下記「当ファンドのサブファンドに適用される費用制限」に記載される管理会社がその都度行う報酬の免除を考慮に入れて、以下の年率を上限とし、当該報酬は該当するサブファンドの平均純資産総額に基づき、毎月計算します。

	クラスＡ受益証券	クラスＢ受益証券
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	1.25%(注３)	1.75%(注３)
ジャナス・ハイイールド・ファンド	1.60%	2.10%
ジャナス・バランス・ファンド	1.90%	2.40%
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	2.35%	2.85%
ジャナス・トゥエンティ・ファンド	2.05%	2.55%
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	2.00%	2.50%

(注１)　上記の管理報酬等合計額には、アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる投資顧問報酬並びにその他費用、報酬、コスト及び経費（以下「アンダーライイング・ファンド費用上限額」といいます。）が含まれます。アンダーライイング・ファンド費用上限額については、下記の「アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限」において詳細に説明します。

（注２）　上記の管理報酬等合計額には、下記「(４)その他の手数料等」の(ｉ)から(iii)に記載の保管受託会社の報酬及び管理事務代行会社の報酬又は当ファンドのサブファンドの設立、運用について発生したその他の費用（以下「その他の手数料等」といいます。）は含まれていません。その他の手数料等は、当ファンドのサブファンドの資産から別途支払われ、現在、各サブファンドの各クラス受益証券のそれぞれの純資産総額の0.25%（年率）を上限としています。また、上記の管理報酬等合計額には、アンダーライイング・ファンドの保管受託会社の報酬、管理事務代行会社の報酬又はアンダーライイング・ファンドの設立、運用について発生したその他の費用（以下「その他のアンダーライイング・ファンド手数料等」といいます。）は含まれていません。その他のアンダーライイング・ファンド手数料等は、アンダーライイング・ファンドの資産から別途支払われ、現在、下記「アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限」中の表の注記に記載されるとおり、アンダーライイング・ファンドの各クラス受益証券のそれぞれの純資産総額の0.25%（年率）を上限としています。その他の手数料等及びその他のアンダーライイング・ファンド手数料等は、上記の管理報酬等合計額に加えて考慮に入れる必要があります。

（注３）　上記の管理報酬等合計額のうち、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのクラスＡ受益証券に及びクラスＢ受益証券については、それぞれ本来の上限は1.60%(年率)及び2.10%(年率)ですが、各関係法人の合意に基づき、当面の間、それぞれ1.25%(年率)及び1.75%(年率)を上限とします。

（注４）　上記管理報酬等合計額の上限は、上記の「管理会社報酬」「受益者サービス報酬」「代行協会員報酬」「販売会社報酬」を含みますが、それらに限られません。

＜訂正後＞

（ｉ）報酬

管理会社報酬

管理会社は当ファンドの各サブファンドの資産から管理会社報酬を受領する権限を有します。かかる管理会社報酬は各純資産総額に対する割合として計算し、当該報酬は日々発生しますが、１ヶ月単位でまとめて後払いとします。各サブファンドについての管理会社報酬は、当該サブファンドの純資産総額の0.25%（年率）を超えないものとします。管理会社はサブファンドから受領する管理会社報酬のうちから投資顧問会社に対する報酬を支払います。

管理会社報酬は、当ファンドの管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。

受益者サービス報酬

クラスＡ受益証券に関する受益者サービス報酬は当該クラスに帰属する純資産総額の割合として計算された資産から支払います。当ファンドの各サブファンドにつき、受益者サービス報酬の上限は当該サブファンドの当該クラスに帰属する平均日額純資産総額の0.85%（年率）とします。

受益者サービス報酬は日々計算され、発生します。かかる報酬は四半期もしくは１ヶ月単位で後払い、又は総販売会社と合意した期間について支払うこととしますが、必ず後払いとします。受益者サービス報酬は総販売会社が提供したサービス及び受益証券の販売促進活動の対価であり、またかかる活動に際して発生した費用を補償するものです。

かかる報酬には、販売会社及び販売取扱会社に対する、当ファンドのサブファンドに投資している投資家の管理、受益証券の購入、スイッチング及び買戻しの補助などの業務に対する支払いが含まれます。

総販売会社は販売会社又は販売取扱会社に受益者サービス報酬の一部もしくは全部を分与することができます。

総販売会社から販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限は、当該サブファンドの純資産総額に下記の年率を乗じた額とします。

	クラスA受益証券
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	0.60%
ジャナス・ハイイールド・ファンド	0.60%
ジャナス・バランス・ファンド	0.75%
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	0.85%
ジャナス・フォーティ・ファンド	0.85%
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	0.75%

但し、総販売会社、販売会社及び販売取扱会社の各社は、その裁量により、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド　クラスA受益証券に関して、総販売会社から販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限を、当事者間で別段の定めをしない限り、年率0.40%とする旨の合意をしています。

代行協会員報酬

代行協会員報酬は当ファンドの各サブファンドにつき、当該サブファンドの純資産総額の年率0.10%を受領します。代行協会員報酬は日々計算され、発生します。かかる報酬は四半期もしくは１ヶ月単位で後払い、もしくは代行協会員と合意した期間について支払うこととしますが、必ず後払いとします。かかる報酬は管理会社が管理会社報酬のうちから支払います。

代行協会員報酬は、ファンド受益証券に関する目論見書等の販売会社及び販売取扱会社への送付、ファンド受益証券１口当たりの純資産価格の公表並びに運用報告書等の書類の販売会社及び販売取扱会社への送付等の代行協会員業務の対価として支払われます。

管理報酬等合計額の上限

管理会社及び総販売会社に支払われる報酬は、下記「当ファンドのサブファンドに適用される費用制限」に記載される管理会社がその都度行う報酬の免除を考慮に入れて、以下の年率を上限とし、当該報酬は該当するサブファンドの平均純資産総額に基づき、毎月計算します。

	クラスA受益証券
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	1.25%(注３)
ジャナス・ハイイールド・ファンド	1.60%
ジャナス・バランス・ファンド	1.90%
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	2.35%
ジャナス・フォーティ・ファンド	2.05%
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	2.00%

（注１）　上記の管理報酬等合計額には、アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる投資顧問報酬並びにその他費用、報酬、コスト及び経費（以下「アンダーライイング・ファンド費用上限額」といいます。）が含まれます。アンダーライイング・ファンド費用上限額については、下記の「アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限」において詳細に説明します。

(注２)　上記の管理報酬等合計額には、下記「(４)その他の手数料等」の(ⅰ)から(ⅲ)に記載の保管受託会社の報酬及び管理事務代行会社の報酬又は当ファンドのサブファンドの設立、運用について発生したその他の費用（以下「その他の手数料等」といいます。）は含まれていません。その他の手数料等は、当ファンドのサブファンドの資産から別途支払われ、現在、各サブファンドの各クラス受益証券のそれぞれの純資産総額の0.25%（年率）を上限としています。また、上記の管理報酬等合計額には、アンダーライイング・ファンドの保管受託会社の報酬、管理事務代行会社の報酬又はアンダーライイング・ファンドの設立、運用について発生したその他の費用（以下「その他のアンダーライイング・ファンド手数料等」といいます。）は含まれていません。その他のアンダーライイング・ファンド手数料等は、アンダーライイング・ファンドの資産から別途支払われ、現在、下記「アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限」中の表の注記に記載されるとおり、アンダーライイング・ファンドの各クラス受益証券のそれぞれの純資産総額の0.25%（年率）を上限としています。その他の手数料等及びその他のアンダーライイング・ファンド手数料等は、上記の管理報酬等合計額に加えて考慮に入れる必要があります。

(注３)　上記の管理報酬等合計額のうち、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのクラスＡ受益証券については、本来の上限は1.60%(年率)ですが、各関係法人の合意に基づき、当面の間、1.25%(年率)を上限とします。

(注４)　上記管理報酬等合計額の上限は、上記の「管理会社報酬」「受益者サービス報酬」「代行協会員報酬」「販売会社報酬」を含みますが、それらに限られません。

(4) 【その他の手数料等】

＜訂正前＞

（前略）

(iii)その他費用

上記の管理報酬等に加えて、当ファンドの各サブファンドはその運営に関するすべてのその他の費用及び当ファンドが被った費用の一部を負担します(各サブファンドの純資産総額に応じて配分します)。当該費用には下記のものが含まれますが、これに限定されるものではありません。

① 組織費用、契約の交渉及び作成、並びにその設定に携わる専門家に関連する費用
② 当ファンドの各サブファンドの取引に関して生じた標準ブローカー費用及び銀行費用
③ 当ファンドの各サブファンドに関して発生した監査人及び弁護士に支払うべき費用
④ 出版物、受益者及び受益者候補に対する情報提供に関するすべての費用、特に、年次報告書及び半期報告書、目論見書及びその修正、申請書類並びにその他のマーケティング資料の印刷費用並びに配布費用
⑤ 政府機関及び証券取引所における当ファンドの登録手続及びその維持に要する費用
⑥ すべての関連する規制当局に支払うべき、募集に課せられる税金を含む、各サブファンドの資産、収入及びこれに課される費用に対するあらゆる税金
⑦ 年次受益者総会開催のために要する費用
⑧ 保管受託会社及び管理事務代行会社に関するすべての費用
⑨ サポート・サービス提供に関してジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに生じた費用

管理会社は当ファンドのサブファンド間での債務の配分基準を決定する裁量を有し(状況により許される場合、もしくは必要とされる場合の、当該債務の再配分の条件を含みます)、随時かかる基準を変更し、当ファンドの費用を当ファンドのサブファンドの収入により支払うことができます。

受益者が販売会社及び販売取扱会社からの資金について特別な取扱いを希望した場合、口座取引についての特別な取扱いについて、銀行費用及びその他の費用を課される場合があります。かかる費用は当ファンドのサブファンドの資産から支払われることはありません。

(iv)当ファンドのサブファンドに適用される費用制限

管理会社は、各クラスに配分された、管理事務代行会社の報酬、保管受託会社の報酬、当ファンドに関するその他費用の総額（管理会社報酬、管理会社及び投資顧問会社の立替費用、受益者サービス報酬、販売会社報酬並びにその他アンダーライイング・ファンドが負担した費用を除きます。）が、１事業年度につき、当ファンドの各サブファンドの各クラスに帰属する日額純資産総額の0.25%（年率）を超えないことを保証するために必要な範囲内で、サブファンドについての管理会社報酬の全部又は一部を放棄することに合意しています。

（中略）

(ｖ)アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる費用

投資顧問報酬

各アンダーライイング・ファンドは当該アンダーライイング・ファンドの純資産総額の最大1.50%（年率）の投資顧問報酬の対象となります。かかる投資顧問報酬は日々計算、発生し、１ヶ月単位でまとめて後払いします。

投資顧問報酬は、投資助言、管理及びその他の関連サービスに対する投資顧問会社に対する報酬です。

副投資顧問会社に対する投資顧問報酬は、投資顧問会社が、自らが受け取る投資顧問報酬から支払います。販売会社又は販売取扱会社もしくは投資顧問会社の義務の履行を助ける又は直接的又は間接的にジャナス・キャピタル・ファンドもしくはその株主に対してサービスを提供するその他の第三者に対して、投資顧問会社はその投資顧問報酬の一部を割り当てることができます。

希薄化の調整

各アンダーライイング・ファンドについて、(ｉ)正味申込額もしくは正味買戻額が当該アンダーライイング・ファンドの純資産価値について事前に定められた閾値を超える場合（各アンダーライイング・ファンドについての当該閾値が随時ジャナス・キャピタル・ファンドの取締役により事前に設定されている場合に限る）、又は(ｉｉ)当該アンダーライイング・ファンドの正味申込額もしくは正味買戻額について、ジャナス・キャピタル・ファンドの取締役もしくはその代理人が、希薄化調整の実施が当該アンダーライイング・ファンドの既存株主の最善の利益に資すると合理的に判断した場合、取扱日にアンダーライイング・ファンドの１口当たり純資産価値に対して希薄化の調整が行わる場合があります。

（中略）

アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限

アンダーライイング・ファンドの１事業年度中の費用総額(あらゆる法域における管理会社、保管受託会社及びジャナス・キャピタル・ファンドの代理人の報酬を含みます。)及び立替費用が下記の表に定めるアンダーライイング・ファンドの平均日額純資産総額の費用上限比率を超えないことを保証するために必要な範囲内で、投資顧問会社は、アンダーライイング・ファンドのクラスＩ受益証券に関する投資顧問報酬の一部もしくは全部を放棄することに合意しています。

平均日額純資産総額の費用上限比率(年率)	
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	0.80%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ハイイールド・ファンド	0.90%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・バランス・ファンド	1.05%
ジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド	1.75%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USトゥエンティ・ファンド	1.20%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	1.25%

ジャナス・キャピタル・ファンドの取締役は、１ヶ月以上前にアンダーライイング・ファンドの受益者に書面により通知することにより、これらの費用上限を引き上げる場合があります。投資顧問会社はアンダーライイング・ファンドの受益者が支払うべき全体的な費用割合を下げるために、随時投資顧問報酬の一部をジャナス・キャピタル・ファンドに返還する権利を留保します。さらに、投資顧問会社は立替費用の返還を受ける権限を有します。

上記にも関わらず、投資顧問会社はその裁量により、投資顧問報酬を放棄し、もしくはかかる費用の額を減額することができます。

アンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券に対するファンドによる投資について、条件付後払申込手数料、受益者サービス報酬又は販売会社報酬はありません。この場合、ジャナス・キャピタル・ファンドはアンダーライイング・ファンドの受益者に対して、次の年次報告書もしくは半期報告書において当該放棄又は減額について報告するものとします。アンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券は、投資家と交渉した当初販売手数料の対象となる場合があり、この場合、当該金額は申込金額の2.00%を超えないものとします。購入してから60日以内に買戻し、転換されたアンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券は、取引された受益証券の価額の１%を超えない短期取引手数料の対象となる場合があります。

＜訂正後＞

（前略）

(iii)その他費用

上記の管理報酬等に加えて、当ファンドの各サブファンドはその運営に関するすべてのその他の費用及び当ファンドが被った費用の一部を負担します(各サブファンドの純資産総額に応じて配分します)。当該費用には下記のものが含まれますが、これに限定されるものではありません。

① 組織費用、契約の交渉及び作成、並びにその設定に携わる専門家に関連する費用
② 当ファンドの各サブファンドの取引に関して生じた標準ブローカー費用及び取引の実行費用
③ 当ファンドの各サブファンドの取引に関して生じた銀行費用
④ 当ファンドの各サブファンドに関して発生した監査人及び弁護士に支払うべき費用
⑤ 出版物、受益者及び受益者候補に対する情報提供に関するすべての費用、特に、ウェブサイトの費用年次報告書及び半期報告書、本目論見書及びその修正（目論見書の補足資料及び国別の添付資料を含む）、申請書類並びにその他のマーケティング資料の印刷費用、翻訳費用並びに配布費用
⑥ 政府機関及び証券取引所における当ファンドの登録手続及びその維持に要する費用
⑦ すべての関連する規制当局に支払うべき、募集に課せられる税金を含む、各サブファンドの資産、収入及びこれに課される費用に対するあらゆる税金
⑧ 年次受益者総会のために要する費用
⑨ 保管受託会社及び管理事務代行会社に関するすべての費用
⑩ サポート・サービス提供に関してジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに生じた費用

⑪　当ファンドのサブファンドが公募その他の登録を受けている法域における当ファンドの運営及び管理に関連して発生したすべての費用（上記の一般性を損なうことなく、すべての支払代理人、代理銀行及びこれに類する管理会社の代理人の費用及び立替経費又は決済サービス及び関連する口座管理のためのその他の費用（米国証券取引所決済機関（National Securities Clearing Corporation）等の決済機関に支払う費用を含みます。）を含みます）。当該費用は通常のコマーシャル・レートとします。さらに、管理会社は、特定のサブファンドの運営に直接帰属しない費用の一部を、各サブファンドに比例配分します。これらの費用は各サブファンドの総費用割合を計算する上で考慮されます。

管理会社は当ファンドのサブファンド間での債務の配分基準を決定する裁量を有し(状況により許される場合、もしくは必要とされる場合の、当該債務の再配分の条件を含みます)、随時かかる基準を変更し、当ファンドの費用を当ファンドのサブファンドの収入により支払うことができます。

受益者が販売会社及び販売取扱会社からの資金について特別な取扱いを希望した場合、口座取引についての特別な取扱いについて、銀行費用及びその他の費用を課される場合があります。かかる費用は当ファンドのサブファンドの資産から支払われることはありません。

(ⅳ)当ファンドのサブファンドに適用される費用制限

管理会社は、各クラスに配分された、管理事務代行会社の報酬、保管受託会社の報酬、当ファンドに関するその他費用の総額（管理会社報酬、管理会社及び投資顧問会社の立替費用、受益者サービス報酬並びにその他アンダーライイング・ファンドが負担した費用を除きます。）が、１事業年度につき、当ファンドの各サブファンドの各クラスに帰属する日額純資産総額の0.25%（年率）を超えないことを保証するために必要な範囲内で、サブファンドについての管理会社報酬の全部又は一部を放棄することに合意しています。

（中略）

(ⅴ)アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる費用

投資顧問報酬

各アンダーライイング・ファンドは当該アンダーライイング・ファンドの純資産総額の最大1.50%（年率）の投資顧問報酬の対象となります。かかる投資顧問報酬は日々計算、発生し、１ヶ月単位でまとめて後払いします。

投資顧問報酬は、投資助言、管理及びその他の関連サービスに対する投資顧問会社に対する報酬です。

副投資顧問会社に対する投資顧問報酬は、投資顧問会社が、自らが受け取る投資顧問報酬から支払います。販売会社又は販売取扱会社もしくは投資顧問会社の義務の履行を助ける又は直接的又は間接的にジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドもしくはその株主に対してサービスを提供するその他の第三者に対して、投資顧問会社はその投資顧問報酬の一部を割り当てることができます。

希薄化の調整

各アンダーライイング・ファンドについて、(i)正味申込額もしくは正味買戻額が当該アンダーライイング・ファンドの純資産価値について事前に定められた閾値を超える場合（各アンダーライイング・ファンドについての当該閾値が随時ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの取締役により事前に設定されている場合に限る）、又は(ii)当該アンダーライイング・ファンドの正味申込額もしくは正味買戻額について、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの取締役もしくはその代理人が、希薄化調整の実施が当該アンダーライイング・ファンドの既存株主の最善の利益に資すると合理的に判断した場合、取扱日にアンダーライイング・ファンドの１口当たり純資産価値に対して希薄化の調整が行わる場合があります。

（中略）

アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限

アンダーライイング・ファンドの１事業年度中の費用総額(あらゆる法域における管理会社、保管受託会社及びジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの代理人の報酬を含みます。)及び立替費用が下記の表に定めるアンダーライイング・ファンドの平均日額純資産総額の費用上限比率を超えないことを保証するために必要な範囲内で、投資顧問会社は、アンダーライイング・ファンドのクラスＩ受益証券に関する投資顧問報酬の一部もしくは全部を放棄することに合意しています。

平均日額純資産総額の費用上限比率(年率)	
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・フレキシブル・インカム・ファンド	0.80%
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンド	0.90%
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンド	1.05%
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・USストラテジック・バリュー・ファンド	1.75%
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・USフォーティ・ファンド	1.20%
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンド	1.25%

ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの取締役は、１ヶ月以上前にアンダーライイング・ファンドの受益者に書面により通知することにより、これらの費用上限を引き上げる場合があります。投資顧問会社はアンダーライイング・ファンドの受益者が支払うべき全体的な費用割合を下げるために、随時投資顧問報酬の一部をジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドに返還する権利を留保します。さらに、投資顧問会社は立替費用の返還を受ける権限を有します。

上記にも関わらず、投資顧問会社はその裁量により、投資顧問報酬を放棄し、もしくはかかる費用の額を減額することができます。

アンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券に対するファンドによる投資について、条件付後払申込手数料、受益者サービス報酬又は販売会社報酬はありません。この場合、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドはアンダーライイング・ファンドの受益者に対して、次の年次報告書もしくは半期報告書において当該放棄又は減額について報告するものとします。アンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券は、投資家と交渉した当初販売手数料の対象となる場合があり、この場合、当該金額は申込金額の2.00%を超えないものとします。購入してから60日以内に買戻し、転換されたアンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券は、取引された受益証券の価額の１%を超えない短期取引手数料の対象となる場合があります。

(5) 【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

（前略）

(ⅱ)アイルランドの課税上の取扱い

（中略）

アイルランドにおけるその他の納税義務

支払いを受領し、これについて税金が控除されているアイルランド居住の法人受益者は別紙DのケースⅣに基づき課税対象となる年次の支払いを受領したものとして、25%（宣誓が行われていない場合には41%）の税率で税控除を受けたものとして取り扱われます。為替差益に関する税金についての以下の説明に従って、原則として、当該受益者は、すでに税金が控除された持分についてさらにアイルランドの租税の対象となることはありません。取引に関連して受益証券を保有するアイルランド居住の法人受益者は、当該取引の一部として当ファンドから受領した所得もしくは収益について課税され、当ファンドによる支払いから控除された税金について支払うべき法人税は相殺されます。実務上、アイルランド居住者である法人に対する支払いから25%超の税率で税金が控除される場合、25%を超過する法人税については還付されます。

（中略）

TCA第891条C及び2013年価格返還（投資事業）規則（Return of Values (Investment Undertakings) Regulations 2013）に従って、当ファンドは投資家が保有する受益証券に関する一定の情報を年に1回、内国歳入庁に報告することを義務づけられています。報告する事項には、受益者の氏名、住所及び生年月日（受益者名簿にあれば）、並びに当該受益者が保有する受益証券の投資番号及び価格などが含まれます。2014年１月１日以降に取得された受益証券については、受益者の納税者番号（アイルランドの納税者番号又はVAT登録番号、又は個人の場合、当該個人のPPS番号）も報告事項に含まれ、納税者番号がない場合には、当該事項が提供されなかった旨の注記が必要になります。当該規定は、下記の受益者については、詳細を報告することは義務づけておりません。

1. 免税アイルランド居住者（上記の定義による）
2. アイルランド居住者でなく、かつ通常アイルランドに居住していない受益者（但し、当該宣言が行われていることを条件とする）
3. 公認決済機関に保有されている受益証券に係る受益者

投資家の皆様は、当ファンドに適用される追加の投資家情報の収集及び報告義務について、後記「自動的情報交換」の項もご参照下さい。

海外における配当金

当ファンドが投資に関して（アイルランドの発行体の証券を除く）受領する配当金（もしあれば）及び利息は、当該投資の発行体の所在国の租税（源泉徴収税を含む）の対象となる場合があります。当ファンドは、アイルランドが複数の国々と締結した二重課税防止条約の規定に基づく源泉徴収税率の引下げによる恩恵を受けるかは不明です。

しかし、当ファンドが負担した源泉徴収税の還付を受けた場合、該当するサブファンドの純資産総額の修正は行われず、還付金は当該還付のあった時点での受益者に対して按分配分されます。

（中略）

OECD共通報告基準

アイルランドは、アイルランド法において、共通報告基準（「CRS」）としても知られる「金融口座の自動的情報交換のための基準」を施行しました。

CRSは、2014年７月に経済協力開発機構（「OECD」）理事会により承認された自動情報交換（「AEOI」）に関する新たな単一グローバル基準です。同基準は、OECD及びEUによるこれまでの成果であるグローバル・マネーロンダリング防止基準及び特にFATCA政府間モデル協定を参考にしています。CRSは、交換対象の金融情報の詳細、報告を求められる金融機関、並びに金融機関が従うべき共通デュー・デリジェンス基準を定めています。

CRSに参加する法域においては、非居住者の顧客について金融機関が保有する一定の情報を交換することが要求されます。90を超える法域がCRSの下での情報交換にコミットしており、アイルランドを含む40を超える国々がCRSの早期適用にコミットしています。当該早期適用については、2016年１月１日以後の開設口座及び2015年12月31日時点の大口個人口座に関して2017年12月末までに、そして2015年12月31日時点の小口個人口座及び企業口座全般に関して2017年９月末又は2018年９月末までに（金融機関が報告対象口座を識別できる時期による）、第一回情報交換が行われる見込みです。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

(ⅱ)アイルランドの課税上の取扱い

（中略）

アイルランドにおけるその他の納税義務

支払いを受領し、これについて税金が控除されているアイルランド居住の法人受益者は別紙Dのケース**IV**に基づき課税対象となる年次の支払いを受領したものとして、25%（宣誓が行われていない場合には41%）の税率で税控除を受けたものとして取り扱われます。為替差益に関する税金についての以下の説明に従って、原則として、当該受益者は、すでに税金が控除された持分についてさらにアイルランドの租税の対象となることはありません。取引に関連して受益証券を保有するアイルランド居住の法人受益者は、当該取引の一部として当ファンドから受領した所得もしくは収益について課税され、当ファンドによる支払いから控除された税金について支払うべき法人税は相殺されます。実務上、アイルランド居住者である法人に対する支払いから25%超の税率で税金が控除される場合、25%を超過する法人税については還付されます。

（中略）

TCA第891条C及び2013年価格返還（投資事業）規則（Return of Values (Investment Undertakings) Regulations 2013）に従って、当ファンドは投資家が保有する受益証券に関する一定の情報を年に1回、内国歳入庁に報告することを義務づけられています。報告する事項には、受益者の氏名、住所及び生年月日（受益者名簿にあれば）、並びに当該受益者が保有する受益証券の投資番号及び価格などが含まれます。2014年１月１日以降に取得された受益証券については、受益者の納税者番号（アイルランドの納税者番号又はVAT登録番号、又は個人の場合、当該個人のPPS番号）も報告事項に含まれ、納税者番号がない場合には、当該事項が提供されなかった旨の注記が必要になります。当該規定は、下記の受益者については、詳細を報告することは義務づけておりません。

1. 免税アイルランド居住者（上記の定義による）
2. アイルランド居住者でなく、かつ通常アイルランドに居住していない受益者（但し、当該宣言が行われていることを条件とする）
3. 公認決済機関に保有されている受益証券に係る受益者

投資家の皆様は、当ファンドに適用される追加の投資家情報の収集及び報告義務について、後記「OECD共通報告基準自動的情報交換」の項もご参照下さい。

海外における配当金

当ファンドが投資に関して（アイルランドの発行体の証券を除く）受領する配当金（もしあれば）及び利息は、当該投資の発行体の所在国の租税（源泉徴収税を含む）の対象となる場合があります。当ファンドは、アイルランドが複数の国々と締結した二重課税防止条約の規定に基づく源泉徴収税率の引下げによる恩恵を受けない場合があります。

しかし、将来的にこのポジションが変更し、税率の引き下げによって当ファンドが負担した源泉徴収税の還付を受けた場合、該当するサブファンドの純資産総額の修正は行われず、還付金は当該還付のあった時点での受益者に対して按分配分されます。

（中略）

OECD共通報告基準

アイルランドは、アイルランド法において、共通報告基準（「CRS」）としても知られる「金融口座の自動的情報交換のための基準」を施行しました。

CRSは、2014年７月に経済協力開発機構（「OECD」）理事会により承認された自動情報交換（「AEOI」）に関する新たな単一グローバル基準です。同基準は、OECD及びEUによるこれまでの成果であるグローバル・マネーロンダリング防止基準及び特にFATCA政府間モデル協定を参考にしています。CRSは、交換対象の金融情報の詳細、報告を求められる金融機関、並びに金融機関が従うべき共通デュー・デリジェンス基準を定めています。

CRSに参加する法域においては、非居住者の顧客について金融機関が保有する一定の情報を交換することが要求されます。90を超える法域がCRSの下での情報交換にコミットしており、アイルランドを含む40を超える国々がCRSの早期適用にコミットしています。当該早期適用は、2016年１月１日以後の開設口座及び2015年12月31日時点の大口個人口座については2017年９月に行われました。2015年12月31日時点の小口個人口座及び企業口座全般については、2018年９月末までに第一回情報交換が行われる見込みです。

（後略）

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

＜訂正前＞

（2017年７月31日現在）

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・フレキシブル・インカム・ ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	374,668,028 (41,345百万円)	100.19%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-697,444 (-77百万円)	-0.19%
純資産総額		373,970,584 (41,268百万円)	100.00%

ジャナス・ハイイールド・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ハイイールド・ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	293,056,506 (32,339百万円)	100.16%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-458,534 (-51百万円)	-0.16%
純資産総額		292,597,972 (32,288百万円)	100.00%

ジャナス・バランス・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・バランス・ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	60,386,629 (6,664百万円)	100.01%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-4,847 (534,866円)	-0.01%
純資産総額		60,381,782 (6,663百万円)	100.00%

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・ＵＳストラテジック・バリュー・ ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	62,828,845 (6,933百万円)	100.05%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-33,864 (-4百万円)	-0.05%
純資産総額		62,794,981 (6,929百万円)	100.00%

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ＵＳトゥエンティ・ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	91,300,415 (10,075百万円)	100.12%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-111,864 (-12百万円)	-0.12%
純資産総額		91,188,551 (10,063百万円)	100.00%

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	60,333,864 (6,658百万円)	99.44%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		337,936 (37百万円)	-0.56%
純資産総額		60,671,800 (6,695百万円)	100.00%

（注） ジャナス・キャピタル・ファンドの各受益証券はアイルランドにおいて発行され、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを除き、主として米国内で発行される有価証券に投資するものです。

＜訂正後＞

（2017年７月31日現在）

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・フレキシブル・インカム・ ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	374,668,028 (41,345百万円)	100.19%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-697,444 (-77百万円)	-0.19%
純資産総額		373,970,584 (41,268百万円)	100.00%

ジャナス・ハイイールド・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	293,056,506 (32,339百万円)	100.16%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-458,534 (-51百万円)	-0.16%
純資産総額		292,597,972 (32,288百万円)	100.00%

ジャナス・バランス・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	60,386,629 (6,664百万円)	100.01%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-4,847 (534,866円)	-0.01%
純資産総額		60,381,782 (6,663百万円)	100.00%

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・ＵＳストラテジック・バリュー・ ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	62,828,845 (6,933百万円)	100.05%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-33,864 (-4百万円)	-0.05%
純資産総額		62,794,981 (6,929百万円)	100.00%

ジャナス・フォーティ・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・ＵＳフォーティ・ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	91,300,415 (10,075百万円)	100.12%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-111,864 (-12百万円)	-0.12%
純資産総額		91,188,551 (10,063百万円)	100.00%

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	60,333,864 (6,658百万円)	99.44%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		337,936 (37百万円)	-0.56%
純資産総額		60,671,800 (6,695百万円)	100.00%

(注１)　ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの各受益証券はアイルランドにおいて発行され、ジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンドを除き、主として米国内で発行される有価証券に投資するものです。

(注２)　ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

(注３)　アンダーライイング・ファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・フレキシブル・インカム・ファンドに、ジャナス・ハイイールド・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンドに、ジャナス・バランス・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンドに、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・USストラテジック・バリュー・ファンドに、ジャナス・USトゥエンティ・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・USフォーティ・ファンドに、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドはジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンドに、2017年12月15日付で名称を変更しました。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

＜訂正前＞

ジャナス・キャピタル・ファンドの各サブファンドの受益証券

（詳細は上記「(1) 投資状況」を参照してください。）

＜訂正後＞

ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの各サブファンドの受益証券

（詳細は上記「(1) 投資状況」を参照してください。）

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

＜訂正前＞

2017年７月末日及び同日前１年以内における各月末並びに直近10計算期間の各会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。１口当たりの純資産価格のうち12月末日の数値は、12月31日の数値を記載しております。このため、販売会社が公表する毎月最終営業日における１口当たりの純資産価格と、各月末の１口当たりの純資産価格とが異なる場合があります。

（中略）

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

	クラスA（米ドル）受益証券				クラスA（円）受益証券		
	純資産総額		１口当たりの純資産価格		純資産総額		１口当たりの純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第６会計年度(2007年12月31日)	12,220	1,371	161.25	18,091	1,932	217	13,648
第７会計年度(2008年12月31日)	11,035	1,238	88.23	9,899	1,368	153	7,476
第８会計年度(2009年12月31日)	40,819	4,579	126.32	14,172	2,456	276	10,752
第９会計年度(2010年12月31日)	39,859	4,472	134.22	15,058	5,445	611	11,536
第10会計年度(2011年12月31日)	51,586	5,787	122.11	13,700	5,278	592	10,423
第11会計年度(2012年12月31日)	46,261	5,190	147.97	16,601	4,959	556	12,624
第12会計年度(2013年12月31日)	76,282	8,558	201.24	22,577	4,443	498	17,204
第13会計年度(2014年12月31日)	85,300	9,570	219.93	24,674	5,434	610	18,826
第14会計年度(2015年12月31日)	110,884	12,440	231.54	25,976	5,972	670	19,818
第15会計年度(2016年12月31日)	91,822	10,301	225.15	25,260	4,502	505	19,112
2016年８月末日	103,501	11,612	224.22	25,155	5,749	645	19,149
2016年９月末日	99,867	11,204	223.98	25,128	5,587	627	19,083
2016年10月末日	94,788	10,634	221.18	24,814	5,299	594	18,814
2016年11月末日	96,309	10,805	226.09	25,365	4,591	515	19,223
2016年12月末日	91,822	10,301	225.15	25,260	4,502	505	19,112
2017年１月末日	96,175	10,790	235.34	26,403	4,726	530	19,934
2017年２月末日	96,263	10,800	243.40	27,307	4,780	536	20,604
2017年３月末日	95,394	10,702	246.59	27,665	4,632	520	20,846
2017年４月末日	92,020	10,154	252.22	27,832	4,474	494	21,299
2017年５月末日	89,439	9,870	256.31	28,284	4,608	508	21,624
2017年６月末日	85,863	9,475	258.27	28,500	4,565	504	21,752
2017年７月末日	85,454	9,430	266.13	29,367	4,645	513	22,374

（中略）

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	クラスA（米ドル）受益証券（四半期分配型）							
	純資産総額				１口当たりの純資産価格			
	千米ドル（分配落）	百万円（分配落）	千米ドル（分配付）	百万円（分配付）	米ドル（分配落）	円（分配落）	米ドル（分配付）	円（分配付）
第６会計年度(2007年12月31日)	27,939	3,134	28,269	3,171	120.79	13,551	122.22	13,712
第７会計年度(2008年12月31日)	11,215	1,258	11,492	1,289	56.37	6,324	57.76	6,480
第８会計年度(2009年12月31日)	58,580	6,572	58,648	6,580	85.79	9,625	85.89	9,636
第９会計年度(2010年12月31日)	103,269	11,586	103,364	11,596	100.83	11,312	100.93	11,323
第10会計年度(2011年12月31日)	71,056	7,972	71,139	7,981	84.36	9,464	84.46	9,475
第11会計年度(2012年12月31日)	94,621	10,615	94,703	10,625	112.19	12,587	112.29	12,597
第12会計年度(2013年12月31日)	102,391	11,487	102,485	11,498	118.57	13,302	118.67	13,314
第13会計年度(2014年12月31日)	79,672	8,938	79,736	8,946	132.50	14,865	132.61	14,877
第14会計年度(2015年12月31日)	66,234	7,431	66,288	7,437	125.66	14,098	125.77	14,110
第15会計年度(2016年12月31日)	54,067	6,066	54,111	6,071	129.11	14,485	129.21	14,496
2016年８月末日	64,554	7,242	64,602	7,248	136.48	15,312	136.58	15,323
2016年９月末日	60,534	6,791	60,582	6,797	134.62	15,103	134.72	15,115
2016年10月末日	56,736	6,365	56,784	6,371	129.17	14,492	129.28	14,504
2016年11月末日	55,711	6,250	55,755	6,255	128.06	14,367	128.16	14,378
2016年12月末日	54,067	6,066	54,111	6,071	129.11	14,485	129.21	14,496
2017年１月末日	53,798	6,036	53,841	6,040	130.53	14,644	130.64	14,656
2017年２月末日	55,706	6,250	55,748	6,254	134.50	15,090	134.60	15,101
2017年３月末日	54,790	6,147	54,831	6,151	133.88	15,020	133.99	15,032
2017年４月末日	54,940	6,063	54,981	6,067	136.58	15,072	136.68	15,083
2017年５月末日	53,994	5,958	54,033	5,963	137.45	15,168	137.55	15,179
2017年６月末日	53,241	5,875	53,281	5,880	138.87	15,324	138.97	15,335
2017年７月末日	53,718	5,928	53,758	5,932	142.30	15,703	142.40	15,714

（中略）

（注１）　各クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注２）　2017年３月末日以前の値の円換算においては、2017年３月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル=112.19円）が用いられています。

＜訂正後＞

2017年７月末日及び同日前１年以内における各月末並びに直近10計算期間の各会計

年度末の純資産の推移は次のとおりです。１口当たりの純資産価格のうち12月末日の数値は、12月31日の数値を記載しております。このため、販売会社が公表する毎月最終営業日における１口当たりの純資産価格と、各月末の１口当たりの純資産価格とが異なる場合があります。

（中略）

ジャナス・フォーティ・ファンド

	クラスA（米ドル）受益証券				クラスA（円）受益証券		
	純資産総額		１口当たりの純資産価格		純資産総額		１口当たりの純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第６会計年度(2007年12月31日)	12,220	1,371	161.25	18,091	1,932	217	13,648
第７会計年度(2008年12月31日)	11,035	1,238	88.23	9,899	1,368	153	7,476
第８会計年度(2009年12月31日)	40,819	4,579	126.32	14,172	2,456	276	10,752
第９会計年度(2010年12月31日)	39,859	4,472	134.22	15,058	5,445	611	11,536
第10会計年度(2011年12月31日)	51,586	5,787	122.11	13,700	5,278	592	10,423
第11会計年度(2012年12月31日)	46,261	5,190	147.97	16,601	4,959	556	12,624
第12会計年度(2013年12月31日)	76,282	8,558	201.24	22,577	4,443	498	17,204
第13会計年度(2014年12月31日)	85,300	9,570	219.93	24,674	5,434	610	18,826
第14会計年度(2015年12月31日)	110,884	12,440	231.54	25,976	5,972	670	19,818
第15会計年度(2016年12月31日)	91,822	10,301	225.15	25,260	4,502	505	19,112
2016年８月末日	103,501	11,612	224.22	25,155	5,749	645	19,149
2016年９月末日	99,867	11,204	223.98	25,128	5,587	627	19,083
2016年10月末日	94,788	10,634	221.18	24,814	5,299	594	18,814
2016年11月末日	96,309	10,805	226.09	25,365	4,591	515	19,223
2016年12月末日	91,822	10,301	225.15	25,260	4,502	505	19,112
2017年１月末日	96,175	10,790	235.34	26,403	4,726	530	19,934
2017年２月末日	96,263	10,800	243.40	27,307	4,780	536	20,604
2017年３月末日	95,394	10,702	246.59	27,665	4,632	520	20,846
2017年４月末日	92,020	10,154	252.22	27,832	4,474	494	21,299
2017年５月末日	89,439	9,870	256.31	28,284	4,608	508	21,624
2017年６月末日	85,863	9,475	258.27	28,500	4,565	504	21,752
2017年７月末日	85,454	9,430	266.13	29,367	4,645	513	22,374

（中略）

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	クラスA（米ドル）受益証券（四半期分配型）							
	純資産総額				１口当たりの純資産価格			
	千米ドル（分配落）	百万円（分配落）	千米ドル（分配付）	百万円（分配付）	米ドル（分配落）	円（分配落）	米ドル（分配付）	円（分配付）
第６会計年度(2007年12月31日)	27,939	3,134	28,269	3,171	120.79	13,551	122.22	13,712
第７会計年度(2008年12月31日)	11,215	1,258	11,492	1,289	56.37	6,324	57.76	6,480
第８会計年度(2009年12月31日)	58,580	6,572	58,648	6,580	85.79	9,625	85.89	9,636
第９会計年度(2010年12月31日)	103,269	11,586	103,364	11,596	100.83	11,312	100.93	11,323
第10会計年度(2011年12月31日)	71,056	7,972	71,139	7,981	84.36	9,464	84.46	9,475
第11会計年度(2012年12月31日)	94,621	10,615	94,703	10,625	112.19	12,587	112.29	12,597
第12会計年度(2013年12月31日)	102,391	11,487	102,485	11,498	118.57	13,302	118.67	13,314
第13会計年度(2014年12月31日)	79,672	8,938	79,736	8,946	132.50	14,865	132.61	14,877
第14会計年度(2015年12月31日)	66,234	7,431	66,288	7,437	125.66	14,098	125.77	14,110
第15会計年度(2016年12月31日)	54,067	6,066	54,111	6,071	129.11	14,485	129.21	14,496
2016年８月末日	64,554	7,242	64,602	7,248	136.48	15,312	136.58	15,323
2016年９月末日	60,534	6,791	60,582	6,797	134.62	15,103	134.72	15,115
2016年10月末日	56,736	6,365	56,784	6,371	129.17	14,492	129.28	14,504
2016年11月末日	55,711	6,250	55,755	6,255	128.06	14,367	128.16	14,378
2016年12月末日	54,067	6,066	54,111	6,071	129.11	14,485	129.21	14,496
2017年１月末日	53,798	6,036	53,841	6,040	130.53	14,644	130.64	14,656
2017年２月末日	55,706	6,250	55,748	6,254	134.50	15,090	134.60	15,101
2017年３月末日	54,790	6,147	54,831	6,151	133.88	15,020	133.99	15,032
2017年４月末日	54,940	6,063	54,981	6,067	136.58	15,072	136.68	15,083
2017年５月末日	53,994	5,958	54,033	5,963	137.45	15,168	137.55	15,179
2017年６月末日	53,241	5,875	53,281	5,880	138.87	15,324	138.97	15,335
2017年７月末日	53,718	5,928	53,758	5,932	142.30	15,703	142.40	15,714

（中略）

（注１）　各クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注２）　2017年３月末日以前の値の円換算においては、2017年３月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル=112.19円）が用いられています。
（注３）　各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
（注４）　ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

②　【分配の推移】

＜訂正前＞

前記「分配方針」に記載のとおり、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＡ受益証券及びクラスＢ受益証券、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されておりません。

（後略）

＜訂正後＞

前記「分配方針」に記載のとおり、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＡ受益証券、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・フォーティ・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されておりません。なお、各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

（後略）

③ 【収益率の推移】

＜訂正前＞

（前略）

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

	収益率（注１）				
	クラスA（米ドル）受益証券	クラスA（円）受益証券	クラスB（米ドル）受益証券	クラスB（円）受益証券	クラスI（円）受益証券（注２）
第６会計年度(2007年１月１日～2007年12月31日)	29.71%	25.58%	29.05%	24.94%	23.46%
第７会計年度(2008年１月１日～2008年12月31日)	-45.28%	-45.22%	-45.56%	-45.50%	-55.68%
第８会計年度(2009年１月１日～2009年12月31日)	43.17%	43.82%	42.45%	43.11%	47.96%
第９会計年度(2010年１月１日～2010年12月31日)	6.25%	7.29%	5.72%	6.76%	-5.51%
第10会計年度(2011年１月１日～2011年12月31日)	-9.02%	-9.65%	-9.47%	-10.11%	-13.38%
第11会計年度(2012年１月１日～2012年12月31日)	21.18%	21.12%	20.57%	20.47%	37.59%
第12会計年度(2013年１月１日～2013年12月31日)	36.00%	36.28%	35.32%	35.22%	66.71%
第13会計年度(2014年１月１日～2014年12月31日)	9.29%	9.43%	8.74%	9.11%	25.37%
第14会計年度(2015年１月１日～2015年12月31日)	5.28%	5.27%	4.74%	4.79%	6.51%
第15会計年度(2016年１月１日～2016年12月31日)	-2.76%	-3.56%	-3.24%	-4.02%	-4.63%
2016年８月１日～2017年７月31日	17.21%	15.26%	該当なし	該当なし	27.73%

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	収益率（注１）				
	クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)（注３）	クラスA(円)受益証券(四半期分配型)（注３）	クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)（注３）	クラスB(円)受益証券(四半期分配型)（注３）	クラスＩ（円）受益証券（注２）
第６会計年度(2007年１月１日～2007年12月31日)	-12.70%	-15.64%	-13.18%	-16.11%	-17.32%
第７会計年度(2008年１月１日～2008年12月31日)	-48.70%	-48.15%	-49.11%	-48.55%	-59.70%
第８会計年度(2009年１月１日～2009年12月31日)	52.90%	53.68%	52.36%	53.12%	58.17%
第９会計年度(2010年１月１日～2010年12月31日)	18.00%	19.44%	17.46%	18.91%	4.88%
第10会計年度(2011年１月１日～2011年12月31日)	-15.94%	-16.72%	-16.40%	-17.17%	-20.14%
第11会計年度(2012年１月１日～2012年12月31日)	33.46%	33.22%	32.85%	32.50%	51.46%
第12会計年度(2013年１月１日～2013年12月31日)	6.04%	5.72%	5.52%	5.20%	29.88%
第13会計年度(2014年１月１日～2014年12月31日)	12.09%	11.85%	11.54%	11.36%	28.46%
第14会計年度(2015年１月１日～2015年12月31日)	-4.86%	-5.26%	-5.35%	-5.83%	-3.83%
第15会計年度(2016年１月１日～2016年12月31日)	3.06%	1.76%	2.55%	1.24%	0.98%
2016年８月１日～2017年７月31日	3.21%	1.13%	該当なし	該当なし	12.38%

（注１）　収益率とは、以下の計算式により算出される値であり、騰落率とは異なる点にご留意ください。
収益率（%）＝ 100 ×（a － b）／ b
a ＝ 上記会計年度末（2017年７月31日の収益率については2017年７月31日現在）の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、当該会計年度中（2017年７月31日の収益率については2016年８月１日から2017年７月31日までの期間中）の分配金の合計額を加えた額）
b ＝ 当該会計年度の直前の会計年度末（2017年７月31日の収益率については2016年７月31日現在）の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、分配落の額）

（注２）　各クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

（注３）　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドは2003年９月30日設定。2007年５月31日、ジャナス・US-REIT・ファンドは、アイルランド金融当局の承認を得て、同国において、「ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。また同日、同ファンドのアンダーライイング・ファンドである「ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・US-REIT・ファンド」は、「ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。

（注４）　各クラスB受益証券は、平成29年６月30日までに全て各クラスA受益証券に転換されているため、該当する値がございません。

＜訂正後＞

（前略）

ジャナス・フォーティ・ファンド

	収益率（注１）				
	クラスA（米ドル）受益証券	クラスA（円）受益証券	クラスB（米ドル）受益証券	クラスB（円）受益証券	クラスI（円）受益証券（注２）
第６会計年度(2007年１月１日～2007年12月31日)	29.71%	25.58%	29.05%	24.94%	23.46%
第７会計年度(2008年１月１日～2008年12月31日)	-45.28%	-45.22%	-45.56%	-45.50%	-55.68%
第８会計年度(2009年１月１日～2009年12月31日)	43.17%	43.82%	42.45%	43.11%	47.96%
第９会計年度(2010年１月１日～2010年12月31日)	6.25%	7.29%	5.72%	6.76%	-5.51%
第10会計年度(2011年１月１日～2011年12月31日)	-9.02%	-9.65%	-9.47%	-10.11%	-13.38%
第11会計年度(2012年１月１日～2012年12月31日)	21.18%	21.12%	20.57%	20.47%	37.59%
第12会計年度(2013年１月１日～2013年12月31日)	36.00%	36.28%	35.32%	35.22%	66.71%
第13会計年度(2014年１月１日～2014年12月31日)	9.29%	9.43%	8.74%	9.11%	25.37%
第14会計年度(2015年１月１日～2015年12月31日)	5.28%	5.27%	4.74%	4.79%	6.51%
第15会計年度(2016年１月１日～2016年12月31日)	-2.76%	-3.56%	-3.24%	-4.02%	-4.63%
2016年８月１日～2017年７月31日	17.21%	15.26%	該当なし	該当なし	27.73%

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	収益率（注１）				
	クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)（注３）	クラスA(円)受益証券(四半期分配型)（注３）	クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)（注３）	クラスB(円)受益証券(四半期分配型)（注３）	クラスＩ（円）受益証券（注２）
第６会計年度(2007年１月１日～2007年12月31日)	-12.70%	-15.64%	-13.18%	-16.11%	-17.32%
第７会計年度(2008年１月１日～2008年12月31日)	-48.70%	-48.15%	-49.11%	-48.55%	-59.70%
第８会計年度(2009年１月１日～2009年12月31日)	52.90%	53.68%	52.36%	53.12%	58.17%
第９会計年度(2010年１月１日～2010年12月31日)	18.00%	19.44%	17.46%	18.91%	4.88%
第10会計年度(2011年１月１日～2011年12月31日)	-15.94%	-16.72%	-16.40%	-17.17%	-20.14%
第11会計年度(2012年１月１日～2012年12月31日)	33.46%	33.22%	32.85%	32.50%	51.46%
第12会計年度(2013年１月１日～2013年12月31日)	6.04%	5.72%	5.52%	5.20%	29.88%
第13会計年度(2014年１月１日～2014年12月31日)	12.09%	11.85%	11.54%	11.36%	28.46%
第14会計年度(2015年１月１日～2015年12月31日)	-4.86%	-5.26%	-5.35%	-5.83%	-3.83%
第15会計年度(2016年１月１日～2016年12月31日)	3.06%	1.76%	2.55%	1.24%	0.98%
2016年８月１日～2017年７月31日	3.21%	1.13%	該当なし	該当なし	12.38%

（注１）　収益率とは、以下の計算式により算出される値であり、騰落率とは異なる点にご留意ください。
収益率（%）＝ 100 ×（a － b）／ b
a ＝ 上記会計年度末（2017年７月31日の収益率については2017年７月31日現在）の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、当該会計年度中（2017年７月31日の収益率については2016年８月１日から2017年７月31日までの期間中）の分配金の合計額を加えた額）
b ＝ 当該会計年度の直前の会計年度末（2017年７月31日の収益率については2016年７月31日現在）の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、分配落の額）

（注２）　各クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

（注３）　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドは2003年９月30日設定。2007年５月31日、ジャナス・US-REIT・ファンドは、アイルランド金融当局の承認を得て、同国において、「ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。

（注４）　各クラスB受益証券は、2017年６月30日までに全て各クラスA受益証券に転換されているため、該当する値がございません。なお各クラスB受益証券は、現在募集しておりません。

（注５）　ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

＜訂正前＞

当ファンドの各会計年度中の販売及び買戻しの実績、並びに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 (2007年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券	138,838	207,073	450,435
	クラスA（円） 受益証券	25,062	39,521	52,946
	クラスB（米ドル） 受益証券	113,872	1,134,548	2,532,305
	クラスB（円） 受益証券	4,947	140,721	231,025
	クラスI（円） 受益証券	4,288	3,180	10,207
(中略)				
第15会計年度 (2016年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券	607,564	288,017	1,946,716
	クラスA（円） 受益証券	62,146	20,990	148,340
	クラスB（米ドル） 受益証券	3,098	101,788	18,042
	クラスB（円） 受益証券	0	2,439	242
	クラスI（円） 受益証券	142	2,535	1,226

(注１) 上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。

(注２) クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・ハイイールド・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	87,668	166,225	282,388
	クラスＡ（円） 受益証券	48,277	42,723	89,785
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	235,951	343,211	1,324,273
	クラスＢ（円） 受益証券	15,992	42,019	145,313
	クラスＩ（円） 受益証券	9,091	11,152	23,046
	クラスＡ（米ドル） 受益証券 （毎月分配型）	265,141	173,603	759,914
	クラスＡ（円） 受益証券 （毎月分配型）	288,836	221,395	931,419

（中略）

第15会計年度 （2016年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	146,066	170,184	715,386
	クラスＡ（円） 受益証券	34,895	16,443	77,344
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	186	20,763	11,601
	クラスＢ（円） 受益証券	0	200	1,846
	クラスＩ（円） 受益証券	774	2,199	3,544
	クラスＡ（米ドル） 受益証券 （毎月分配型）	54,155	81,325	457,600
	クラスＡ（円） 受益証券 （毎月分配型）	41,962	52,712	248,553

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・バランス・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	26,046	35,060	116,244
	クラスＡ（円） 受益証券	6,461	8,676	16,884
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	38,447	138,853	398,697
	クラスＢ（円） 受益証券	5,934	15,024	51,390
	クラスＩ（円） 受益証券	656	966	2,706

（中略）

第15会計年度 （2016年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	24,295	52,193	257,487
	クラスＡ（円） 受益証券	4,223	4,728	36,993
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	0	4,083	548
	クラスＢ（円） 受益証券	0	230	263
	クラスＩ（円） 受益証券	736	431	889

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。

（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	25,255	57,413	96,263
	クラスＡ（円） 受益証券	3,313	13,126	17,168
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	25,886	85,939	207,406
	クラスＢ（円） 受益証券	4,078	8,493	30,480
	クラスＩ（円） 受益証券	6,461	5,433	9,695

（中略）

第15会計年度 （2016年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	67,537	117,138	228,529
	クラスＡ（円） 受益証券	7,521	10,308	21,021
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	1,925	6,285	2,361
	クラスＢ（円） 受益証券	0	0	2
	クラスＩ（円） 受益証券	2,060	1,051	2,228

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。

（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 (2007年12月31日)	クラスＡ（米ドル） 受益証券	27,175	46,810	75,782
	クラスＡ（円） 受益証券	3,790	6,811	15,900
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	16,773	74,546	120,764
	クラスＢ（円） 受益証券	1,871	10,776	15,757
	クラスＩ（円） 受益証券	7,623	5,697	7,974

（中略）

第15会計年度 (2016年12月31日)	クラスＡ（米ドル） 受益証券	70,547	141,636	407,819
	クラスＡ（円） 受益証券	8,553	17,244	27,526
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	5	6,968	1,450
	クラスＢ（円） 受益証券	0	312	112
	クラスＩ（円） 受益証券	4,300	4,613	4,005

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。

（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	43,262	111,046	231,296
	クラスＡ（円） 受益証券 （四半期分配型）	13,629	26,703	60,535
	クラスＢ（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	52,954	451,669	941,660
	クラスＢ（円） 受益証券 （四半期分配型）	9,954	82,338	175,722
	クラスＩ（円） 受益証券	12,046	15,365	20,950

（中略）

第15会計年度 （2016年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	30,573	138,859	418,783
	クラスＡ（円） 受益証券 （四半期分配型）	11,521	19,006	63,333
	クラスＢ（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	0	5,945	1,074
	クラスＢ（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	119	2
	クラスＩ（円） 受益証券	2,069	2,822	4,576

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。

（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

当ファンドの2016年８月１日から2017年７月31日までの販売及び買戻しの実績、並びに2017年７月31日現在の発行済口数は次のとおりです。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	401,528	459,052	1,816,999
	クラスA（円）受益証券	50,831	38,422	140,894
	クラスB（米ドル）受益証券	2,450	70,002	0
	クラスB（円）受益証券	0	1,679	0
	クラスI（円）受益証券	73	998	402

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・ハイイールド・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	278,214	184,297	814,925
	クラスA（円）受益証券	88,873	24,820	124,778
	クラスB（米ドル）受益証券	21	20,506	0
	クラスB（円）受益証券	0	2,034	0
	クラスI（円）受益証券	86,245	64,828	480,636
	クラスA（米ドル）受益証券（毎月分配型）	61,147	51,890	277,475
	クラスA（円）受益証券（毎月分配型）	412	1,860	2,507

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・バランス・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	34,533	57,732	247,415
	クラスA（円）受益証券	5,669	6,483	36,681
	クラスB（米ドル）受益証券	195	2,056	0
	クラスB（円）受益証券	0	263	0
	クラスI（円）受益証券	463	628	540

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	85,489	112,084	217,962
	クラスA（円）受益証券	11,559	6,295	22,758
	クラスB（米ドル）受益証券	1,873	3,441	0
	クラスB（円）受益証券	0	2	0
	クラスI（円）受益証券	2,648	2,841	1,058

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	66,214	218,742	321,105
	クラスA（円）受益証券	3,215	14,076	22,883
	クラスB（米ドル）受益証券	0	4,082	0
	クラスB（円）受益証券	0	112	0
	クラスI（円）受益証券	2,450	2,925	4,274

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～ 2017年７月31日	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	18,213	122,254	377,504
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	2,837	15,475	58,413
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	1	3,005	0
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	120	0
	クラスI（円） 受益証券	804	2,725	3,557

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

＜訂正後＞

当ファンドの各会計年度中の販売及び買戻しの実績、並びに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	138,838	207,073	450,435
	クラスＡ（円） 受益証券	25,062	39,521	52,946
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	113,872	1,134,548	2,532,305
	クラスＢ（円） 受益証券	4,947	140,721	231,025
	クラスＩ（円） 受益証券	4,288	3,180	10,207

（中略）

第15会計年度 （2016年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	607,564	288,017	1,946,716
	クラスＡ（円） 受益証券	62,146	20,990	148,340
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	3,098	101,788	18,042
	クラスＢ（円） 受益証券	0	2,439	242
	クラスＩ（円） 受益証券	142	2,535	1,226

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注３）　各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・ハイイールド・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	87,668	166,225	282,388
	クラスＡ（円） 受益証券	48,277	42,723	89,785
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	235,951	343,211	1,324,273
	クラスＢ（円） 受益証券	15,992	42,019	145,313
	クラスＩ（円） 受益証券	9,091	11,152	23,046
	クラスＡ（米ドル） 受益証券 （毎月分配型）	265,141	173,603	759,914
	クラスＡ（円） 受益証券 （毎月分配型）	288,836	221,395	931,419

（中略）

第15会計年度 （2016年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	146,066	170,184	715,386
	クラスＡ（円） 受益証券	34,895	16,443	77,344
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	186	20,763	11,601
	クラスＢ（円） 受益証券	0	200	1,846
	クラスＩ（円） 受益証券	774	2,199	3,544
	クラスＡ（米ドル） 受益証券 （毎月分配型）	54,155	81,325	457,600
	クラスＡ（円） 受益証券 （毎月分配型）	41,962	52,712	248,553

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注３）　各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・バランス・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 (2007年12月31日)	クラスＡ（米ドル） 受益証券	26,046	35,060	116,244
	クラスＡ（円） 受益証券	6,461	8,676	16,884
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	38,447	138,853	398,697
	クラスＢ（円） 受益証券	5,934	15,024	51,390
	クラスＩ（円） 受益証券	656	966	2,706

（中略）

第15会計年度 (2016年12月31日)	クラスＡ（米ドル） 受益証券	24,295	52,193	257,487
	クラスＡ（円） 受益証券	4,223	4,728	36,993
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	0	4,083	548
	クラスＢ（円） 受益証券	0	230	263
	クラスＩ（円） 受益証券	736	431	889

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注３）　各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	25,255	57,413	96,263
	クラスＡ（円） 受益証券	3,313	13,126	17,168
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	25,886	85,939	207,406
	クラスＢ（円） 受益証券	4,078	8,493	30,480
	クラスＩ（円） 受益証券	6,461	5,433	9,695

（中略）

第15会計年度 （2016年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券	67,537	117,138	228,529
	クラスＡ（円） 受益証券	7,521	10,308	21,021
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	1,925	6,285	2,361
	クラスＢ（円） 受益証券	0	0	2
	クラスＩ（円） 受益証券	2,060	1,051	2,228

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注３）　各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・フォーティ・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 (2007年12月31日)	クラスＡ（米ドル） 受益証券	27,175	46,810	75,782
	クラスＡ（円） 受益証券	3,790	6,811	15,900
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	16,773	74,546	120,764
	クラスＢ（円） 受益証券	1,871	10,776	15,757
	クラスＩ（円） 受益証券	7,623	5,697	7,974

（中略）

第15会計年度 (2016年12月31日)	クラスＡ（米ドル） 受益証券	70,547	141,636	407,819
	クラスＡ（円） 受益証券	8,553	17,244	27,526
	クラスＢ（米ドル） 受益証券	5	6,968	1,450
	クラスＢ（円） 受益証券	0	312	112
	クラスＩ（円） 受益証券	4,300	4,613	4,005

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注３）　各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
（注４）　ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	43,262	111,046	231,296
	クラスＡ（円） 受益証券 （四半期分配型）	13,629	26,703	60,535
	クラスＢ（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	52,954	451,669	941,660
	クラスＢ（円） 受益証券 （四半期分配型）	9,954	82,338	175,722
	クラスＩ（円） 受益証券	12,046	15,365	20,950

（中略）

第15会計年度 （2016年12月31日）	クラスＡ（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	30,573	138,859	418,783
	クラスＡ（円） 受益証券 （四半期分配型）	11,521	19,006	63,333
	クラスＢ（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	0	5,945	1,074
	クラスＢ（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	119	2
	クラスＩ（円） 受益証券	2,069	2,822	4,576

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注３）　各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

当ファンドの2016年８月１日から2017年７月31日までの販売及び買戻しの実績、並びに2017年７月31日現在の発行済口数は次のとおりです。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	401,528	459,052	1,816,999
	クラスA（円）受益証券	50,831	38,422	140,894
	クラスB（米ドル）受益証券	2,450	70,002	0
	クラスB（円）受益証券	0	1,679	0
	クラスI（円）受益証券	73	998	402

(注１)　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
(注２)　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
(注３)　各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・ハイイールド・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	278,214	184,297	814,925
	クラスA（円）受益証券	88,873	24,820	124,778
	クラスB（米ドル）受益証券	21	20,506	0
	クラスB（円）受益証券	0	2,034	0
	クラスI（円）受益証券	86,245	64,828	480,636
	クラスA（米ドル）受益証券（毎月分配型）	61,147	51,890	277,475
	クラスA（円）受益証券（毎月分配型）	412	1,860	2,507

(注１)　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
(注２)　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
(注３)　各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・バランス・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	34,533	57,732	247,415
	クラスA（円）受益証券	5,669	6,483	36,681
	クラスB（米ドル）受益証券	195	2,056	0
	クラスB（円）受益証券	0	263	0
	クラスI（円）受益証券	463	628	540

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注３）　各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	85,489	112,084	217,962
	クラスA（円）受益証券	11,559	6,295	22,758
	クラスB（米ドル）受益証券	1,873	3,441	0
	クラスB（円）受益証券	0	2	0
	クラスI（円）受益証券	2,648	2,841	1,058

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注３）　各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・フォーティ・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券	66,214	218,742	321,105
	クラスA（円）受益証券	3,215	14,076	22,883
	クラスB（米ドル）受益証券	0	4,082	0
	クラスB（円）受益証券	0	112	0
	クラスI（円）受益証券	2,450	2,925	4,274

(注１)　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
(注２)　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
(注３)　各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
(注４)　ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

計算期間	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年８月１日～2017年７月31日	クラスA（米ドル）受益証券（四半期分配型）	18,213	122,254	377,504
	クラスA（円）受益証券（四半期分配型）	2,837	15,475	58,413
	クラスB（米ドル）受益証券（四半期分配型）	1	3,005	0
	クラスB（円）受益証券（四半期分配型）	0	120	0
	クラスI（円）受益証券	804	2,725	3,557

(注１)　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
(注２)　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
(注３)　各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

（参考情報）

以下のとおり更新されます。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドの投資状況

1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2017年7月末現在）

社債組入上位10銘柄 対組入証券時価総額比率

銘　　柄*1	利率*2	満期(月/日/年)	業　種*3	比率*4
TSMCグローバル	1.625%	2018/04/03	テクノロジー	0.65%
アンハイザー・ブッシュ・インベブ	3.650%	2026/02/01	非景気循環消費財	0.53%
ベライゾン・コミュニケーションズ	2.625%	2026/08/15	通信	0.51%
リースプラン	2.500%	2018/05/16	その他金融	0.51%
トータル・システム・サービス	4.800%	2026/04/01	テクノロジー	0.50%
トリンブル・ナビゲーション	4.750%	2024/12/01	テクノロジー	0.50%
バンク・オブ・アメリカ	2.503%	2022/10/21	銀行	0.50%
シグナ	3.250%	2025/04/15	保険	0.49%
チャーター・コミュニケーションズ・ホールディングス	5.125%	2027/05/01	通信	0.47%
モルガン・スタンレー	3.591%	2028/07/22	銀行	0.45%
合計				5.10%

＊1 実際の社債発行は関連会社が行っている場合があります。
＊2 割引債など利率が無い銘柄は「－」で表示しています。
＊3 業種は、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスの分類に基づきます。
＊4 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

資産別構成比率

対純資産総額比率

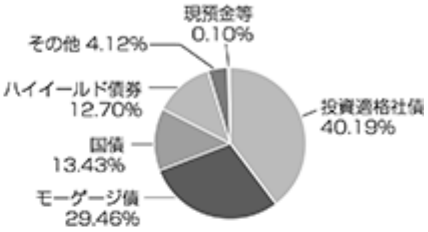

2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2017年7月末まで）

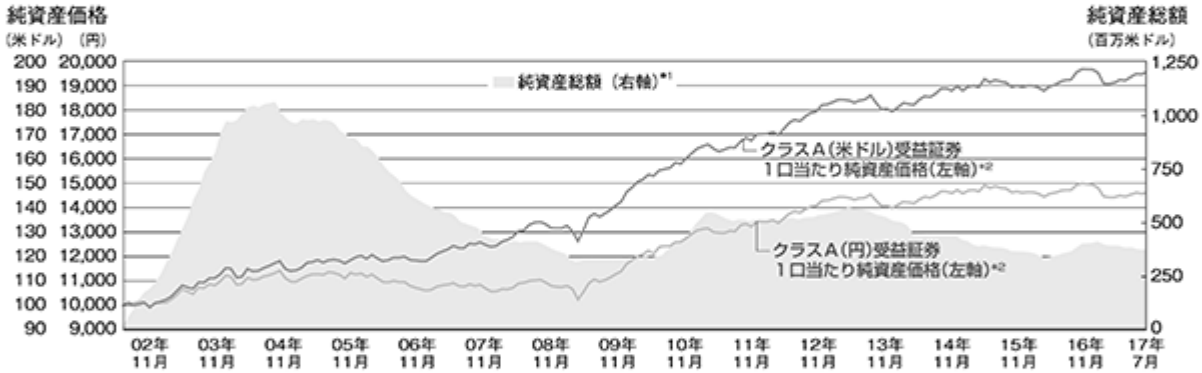

＊1 純資産総額は、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の各純資産総額の合算です。なお、クラスB受益証券は2017年6月30日までにすべてクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

3. 分配の推移

該当事項はありません。

4. 収益率の推移（2007年から2016年まで、暦年ベース）

収益率（暦年ベース）

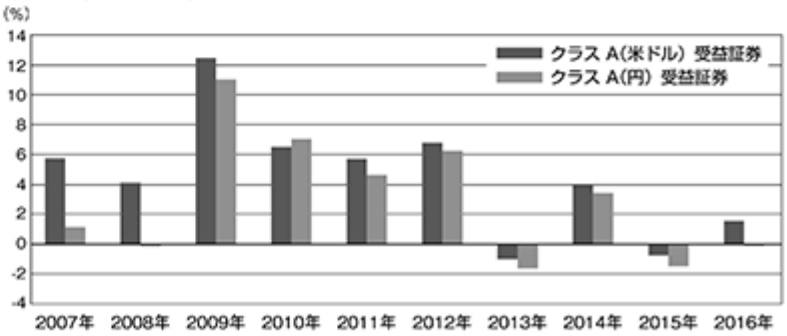

（注）収益率（%）＝100×（a－b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

ジャナス・ハイイールド・ファンドの投資状況

1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2017年7月末現在）

社債組入上位10銘柄 対組入証券時価総額比率

銘　　柄*1	利　率*2	満期（月/日/年）	業　種*3	比　率*4
スプリント	7.125%	2024/06/15	通信	1.72%
SFRグループ	7.375%	2026/05/01	通信	1.29%
HCA	5.375%	2025/02/01	非景気循環消費財	1.16%
ハントカンパニー	9.625%	2021/03/01	その他金融	1.14%
バリアント・ファーマシューティカルズ・インターナショナル	6.375%	2020/10/15	非景気循環消費財	1.14%
ドール・フード・カンパニー	7.250%	2025/06/15	非景気循環消費財	1.13%
モヒガン・ゲーミング・アンド・エンタープライズ	7.875%	2024/10/15	景気循環消費財	1.11%
センチュリーリンク	7.500%	2024/04/01	通信	1.08%
クリア・チャンネル・ワールドワイド・ホールディングス	6.500%	2022/11/15	通信	1.08%
ケネディ・ウィルソン	5.875%	2024/04/01	その他金融	1.08%
合計				11.94%

＊1 実際の社債発行は関連会社が行っている場合があります。
＊2 割引債など利率が無い銘柄は「－」で表示しています。
＊3 業種は、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスの分類に基づきます。
＊4 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2017年7月末まで）

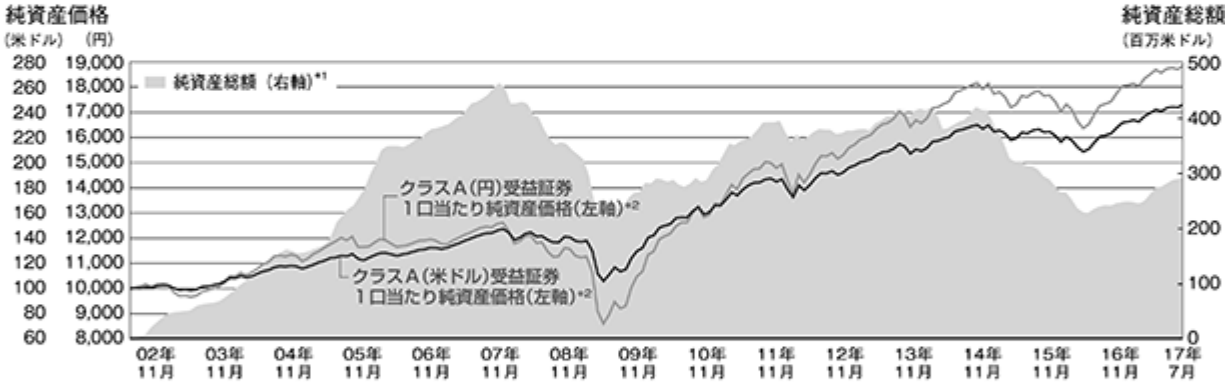

＊1 純資産総額は、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券およびクラスA受益証券（毎月分配型）の各純資産総額の合算です。なお、クラスB受益証券は2017年6月30日までにすべてクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

3. 分配の推移

該当事項はありません。

4. 収益率の推移（2007年から2016年まで、暦年ベース）

収益率（暦年ベース）

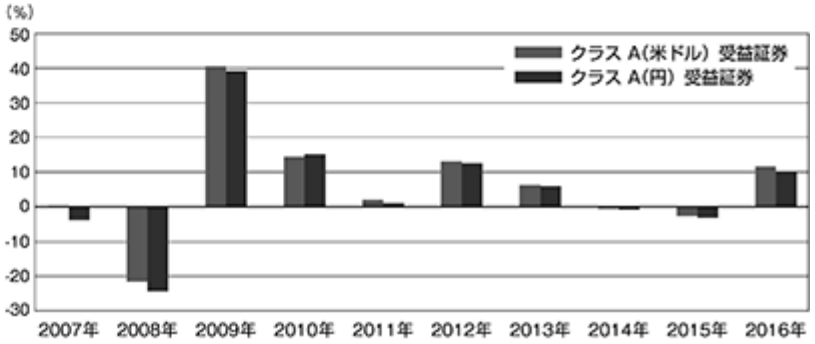

（注）収益率（%）＝100×（a－b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

ジャナス・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）の投資状況

1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2017年7月末現在）

社債組入上位10銘柄 対組入証券時価総額比率

銘　　柄*1	利　率*2	満期（月/日/年）	業　種*3	比　率*4
スプリント	7.125%	2024/06/15	通信	1.72%
SFRグループ	7.375%	2026/05/01	通信	1.29%
HCA	5.375%	2025/02/01	非景気循環消費財	1.16%
ハントカンパニー	9.625%	2021/03/01	その他金融	1.14%
バリアント・ファーマシューティカルズ・インターナショナル	6.375%	2020/10/15	非景気循環消費財	1.14%
ドール・フード・カンパニー	7.250%	2025/06/15	非景気循環消費財	1.13%
モヒガン・ゲーミング・アンド・エンタープライズ	7.875%	2024/10/15	景気循環消費財	1.11%
センチュリーリンク	7.500%	2024/04/01	通信	1.08%
クリア・チャンネル・ワールドワイド・ホールディングス	6.500%	2022/11/15	通信	1.08%
ケネディ・ウィルソン	5.875%	2024/04/01	その他金融	1.08%
合計				11.94%

＊1 実際の社債発行は関連会社が行っている場合があります。
＊2 割引債など利率が無い銘柄は「－」で表示しています。
＊3 業種は、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスの分類に基づきます。
＊4 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2004年11月29日（運用開始日前日）から2017年7月末まで）

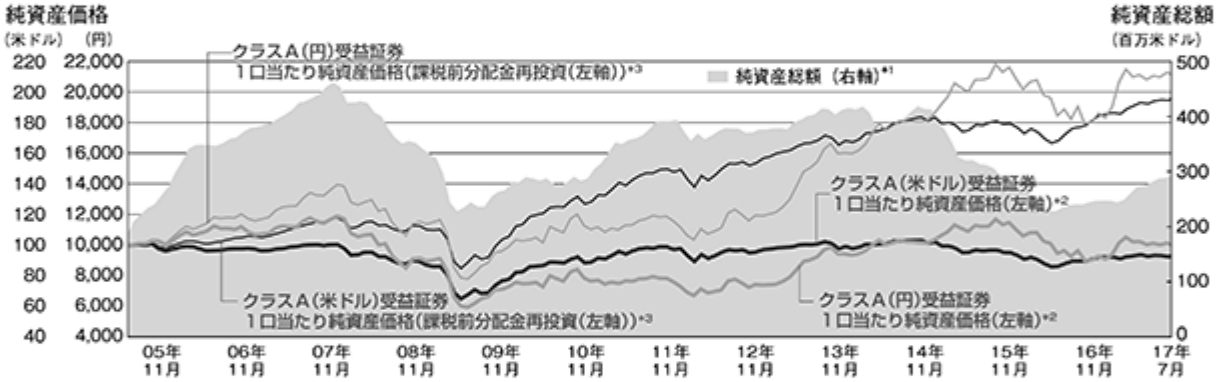

＊1 純資産総額は、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券およびクラスA受益証券（毎月分配型）の各純資産総額の合算です。なお、クラスB受益証券は2017年6月30日までにすべてクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。
＊3 1口当たり純資産価格（課税前分配金再投資）の値は、管理報酬等およびその他の費用控除後の1口当たり純資産価格に課税前分配金を再投資したものとして算出しており、申込手数料は含まれておりません。

3. 分配の推移

1口当たり課税前分配金実績*

2017年7月末現在

	クラスA（米ドル）受益証券	クラスA（円）受益証券
17年2月	0.43ドル	47.72円
17年3月	0.43ドル	47.37円
17年4月	0.43ドル	45.63円
17年5月	0.43ドル	47.59円
17年6月	0.43ドル	46.39円
17年7月	0.43ドル	47.08円
分配金累計	69.77米ドル	7,007.38円

＊2005年1月より分配開始。直近6ヶ月分の分配金について、小数点以下第3位で四捨五入して表示しています。
「分配金累計」は運用開始来の累計です。

4. 収益率の推移（2007年から2016年まで、暦年ベース）

収益率（暦年ベース）

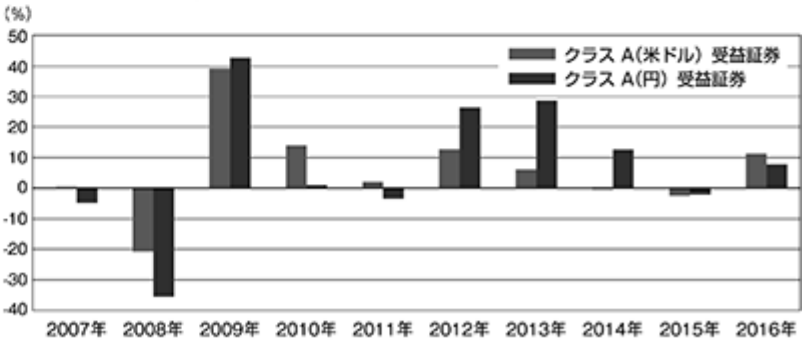

（注）収益率（%）＝100×（a－b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ジャナス・バランス・ファンドの投資状況

1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2017年7月末現在）

株式組入上位10銘柄 対組入株式時価総額比率

銘　　柄	業　種*1	比　率*2
ボーイング	資本財・サービス	5.73%
マイクロソフト	情報技術	5.32%
マスターカード	情報技術	4.37%
アルファベット	情報技術	3.50%
アルトリア・グループ	生活必需品	3.25%
アムジェン	ヘルスケア	3.00%
CMEグループ	金融	2.81%
コムキャスト	一般消費財・サービス	2.74%
アドビ・システムズ	情報技術	2.73%
アップル	情報技術	2.70%
合計		36.16%

資産別構成比率

対純資産総額比率

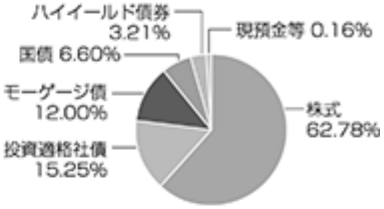

＊1 業種は、GICS（世界産業分類基準）に基づきます。
＊2 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2017年7月末まで）

＊1 純資産総額は、ジャナス・バランス・ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の各純資産総額の合算です。なお、クラスB受益証券は2017年6月30日までにすべてクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

3. 分配の推移

該当事項はありません。

4. 収益率の推移（2007年から2016年まで、暦年ベース）

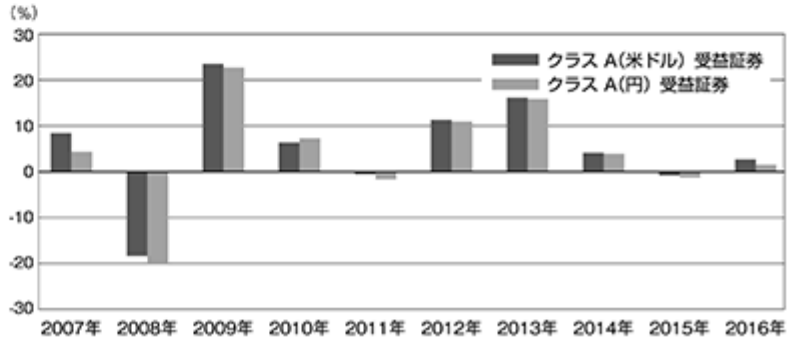

（注）収益率（%）＝100×（a−b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資状況

1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2017年7月末現在）

株式組入上位10銘柄 対組入証券時価総額比率

銘　　柄	業　種*1	比　率*2	概　要
ジョンソン・エンド・ジョンソン	ヘルスケア	4.12%	製薬会社。消費者向けヘルスケア製品のほか、医療用機器、診断薬、医薬品などを製造。世界各地で販売。
オラクル	情報技術	3.56%	ソフトウェアメーカー。企業の情報管理ソフトウェアを手掛け、データベース、アプリケーション開発、業務用アプリケーションなどを提供。
ラボラトリー・コーポレーション・オブ・アメリカ・ホールディングス	ヘルスケア	3.33%	臨床検査会社。医療検査、病状診断、病気のモニタリングおよび治療などを対象に、さまざまな臨床検査を提供。腫瘍検査、遺伝子診断、臨床試験などの特殊医療検査の開発にも従事。
ウェルズ・ファーゴ	金融	3.29%	銀行、保険、投資、モーゲージおよび消費者金融の業務を行う多角的金融サービス会社。北米および世界各地で支店網、インターネットなどを通じて業務を展開。
バークシャー・ハサウェー	金融	3.10%	著名投資家ウォーレン・バフェットがCEOを務める持株会社。傘下企業は、保険、不動産、公益事業、エネルギー、輸送、金融、製造、小売・サービスなど多岐にわたる。
ファイザー	ヘルスケア	3.00%	世界的な医薬品会社。処方医薬品、一般用医薬品やワクチンなどを提供。
プロクター・アンド・ギャンブル	生活必需品	2.55%	国際的な家庭用化学品メーカー。主な製品は、洗剤、清掃液、紙、美容品、食品・飲料、ヘルスケア用品など。
シダー・フェア	一般消費財・サービス	2.47%	遊園地保有・運営会社。シダー・ポイント、ナッツベリー・ファーム、ドーニー・パーク＆ワイルドウォーター・キングダム等の名前で、家族向け遊園地を全米各地において運営する。
アルファベット	情報技術	2.34%	持株会社。子会社を通じ、ウェブベースの検索、広告、地図、ソフトウエア・アプリケーション、モバイルオペレーティングシステム、消費者コンテンツ、ハードウエア製品などを提供。
オクシデンタル・ペトロリアム	エネルギー	2.26%	原油・天然ガスの探査、開発、生産会社。基礎化学品や特殊化学品の製造も手掛ける。
合計		30.02%	

＊1　業種は、GICS（世界産業分類基準）に基づきます。　（概要の出所：ブルームバーグおよび各社）
＊2　小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2017年7月末まで）

＊1　純資産総額は、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の各純資産総額の合算です。なお、クラスB受益証券は2017年6月30日までにすべてクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
＊2　1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

3. 分配の推移

該当事項はありません。

4. 収益率の推移（2007年から2016年まで、暦年ベース）

（注）収益率（%）＝100×（a−b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

ジャナス・フォーティ・ファンド(注)の投資状況

（注）ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2017年7月末現在）

株式組入上位5銘柄 対組入証券時価総額比率

銘　　柄	業　種*1	比　率*2	概　要
アルファベット	情報技術	8.51%	持株会社。子会社を通じ、ウェブベースの検索、広告、地図、ソフトウエア・アプリケーション、モバイルオペレーティングシステム、消費者コンテンツ、ハードウエア製品などを提供。
マスターカード	情報技術	6.58%	クレジットカード会社。クレジットカードおよびデビットカードの決済処理、電子マネー、ATM、トラベラーズチェックなどを手掛ける。
アクティビジョン・ブリザード	情報技術	4.58%	ソフトウエア会社。娯楽ソフトウエアと周辺機器の開発、製作、販売を手掛ける。製品は、アクションスポーツ、レース、ロールプレー、シミュレーションなど多岐にわたる。
アラガン	ヘルスケア	4.53%	特殊医薬品メーカー。ジェネリック品、ブランド品、市販製品の開発・製造・販売を手掛ける。医薬品を世界中に提供。
マイクロソフト	情報技術	4.40%	ソフトウェアメーカー。ソフトウェア製品のほか、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機器などの開発、製造、販売に従事。インターネット電話サービスのSkypeを傘下に持つ。
合計		28.60%	

＊1 業種は、GICS（世界産業分類基準）に基づきます。　（概要の出所：ブルームバーグおよび各社）
＊2 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2017年7月末まで）

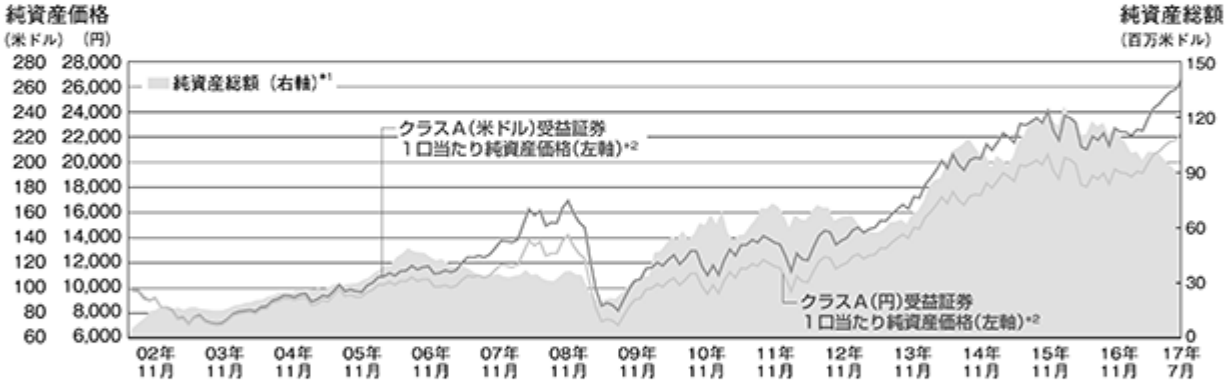

＊1 純資産総額は、ジャナス・フォーティ・ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の各純資産総額の合算です。なお、クラスB受益証券は2017年6月30日までにすべてクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

3. 分配の推移

該当事項はありません。

4. 収益率の推移（2007年から2016年まで、暦年ベース）

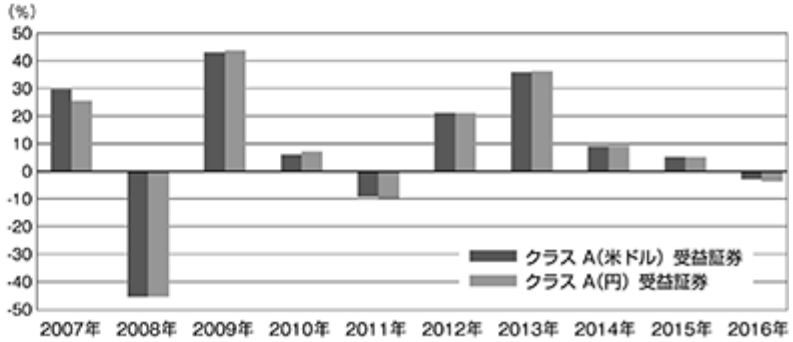

（注）収益率（%）＝100×（a－b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資状況

1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2017年７月末現在）

組入上位5銘柄 対組入証券時価総額比率

銘　　柄	国　名	業　種*1	比　率*2
アラウンドタウン・プロパティ・ホールディングス	ドイツ	不動産運営会社	5.15%
サイモン・プロパティー・グループ	米国	店舗用REIT	4.20%
華潤置地[チャイナ・リソーシズランド]	中国	不動産開発	3.59%
エクイティ・レジデンシャル	米国	住宅用REIT	3.35%
新鴻基地産発展[サンフンカイ・プロパティーズ]	香港	各種不動産事業	3.11%
合計			19.40%

＊1 業種は、GICS（世界産業分類基準）に基づきます。
＊2 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

種別構成比率

対組入証券時価総額比率

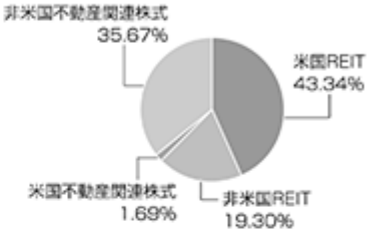

2. 純資産総額および受益証券１口当たり純資産価格の推移（2003年9月29日（運用開始日前日）から2017年７月末まで）

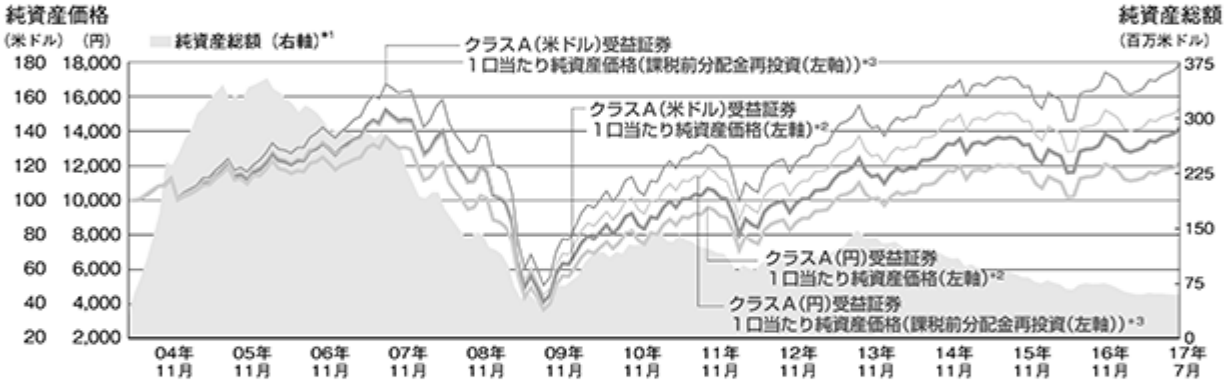

＊1 純資産総額は、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのクラスA受益証券（四半期分配型）およびクラスB受益証券（四半期分配型）の各純資産総額の合算です。なお、クラスB受益証券は2017年６月30日までにすべてクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。
＊2 １口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。
＊3 １口当たり純資産価格（課税前分配金再投資）の値は、管理報酬等およびその他の費用控除後の１口当たり純資産価格に課税前分配金を再投資したものとして算出しており、申込手数料は含まれておりません。

3. 分配の推移

１口当たり課税前分配金実績*　　2017年7月末現在

	クラスA（米ドル）受益証券	クラスA（円）受益証券
16年８月	0.10米ドル	8.67円
16年11月	0.10米ドル	8.67円
17年２月	0.10米ドル	8.70円
17年５月	0.10米ドル	8.59円
分配金累計	26.05米ドル	2,366.54円

＊2004年2月より分配開始。直近1年分の分配金について、小数点以下第3位で四捨五入して表示しています。「分配金累計」は運用開始来の累計です。

4. 収益率の推移（2007年から2016年まで、暦年ベース）

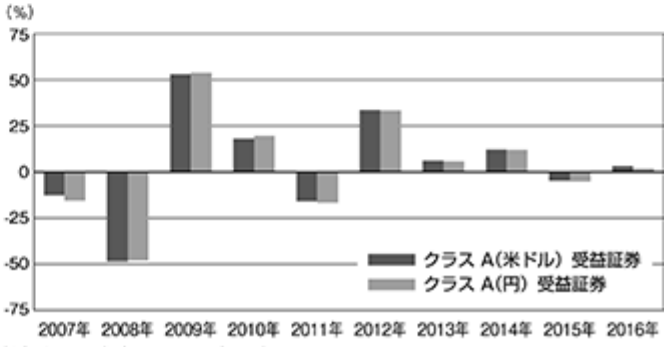

（注）収益率（%）＝100×（a－b）／b
a＝暦年末の１口当たり純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）
b＝当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落の額）

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 海外における申込(販売)手続等

＜訂正前＞

受益証券は、各ファンド営業日において、購入指図書を受領及び承諾した後に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格に等しい売出価格で売り出されます。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの分配型クラスの純資産総額には、当該受益証券について支払われた直近の配当以降、当該受益証券に分配可能な収益の価格に相当する収益均等化額が含まれる場合があります。各ファンド営業日とは取引日(すなわち、受益証券を購入又は買戻しできる日)を指します。受益証券の申込みは、総販売会社又は管理会社と契約を締結した販売取扱会社を通じてなすことができます。受益証券の注文書は、販売取扱会社によって管理事務代行会社気付で管理会社に提出することができます。受益証券の新規申込みをする前に、投資家は、歳入庁長官所定の様式による自己の税務上の居住地又は取扱いに関する申告書付きの申込用紙に記入しなければなりません。申込書には投資家の氏名、住所、契約報告書を送付するファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)ファンド名、申込みの対象となる受益証券のクラス、申込みの対象となる受益証券クラスの通貨、決済方法の明示、申込みが最新のプロスペクタスの条項に従って行われていることを確認明記します。申込書はファクシミリもしくは管理事務代行会社が認めるその他の電子的手段によって行うことができ、追って原本が送付されます。管理会社もしくは管理事務代行会社が又はこれに代わって申込書の原本が受領及び承諾される前に行われた買戻請求に関して、買戻金は投資家に支払われません(その後の取引は処理されます。)。

（中略）

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座（販売会社又は販売取扱会社がその顧客のために開設する口座をいいます（以下同じ。）。販売会社又は販売取扱会社が取り扱う取引は、すべてオムニバス口座を通じて行われます。）を通じた販売会社又は販売取扱会社による「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。「連続売買」とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは、「２ 買戻し手続等 (6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、本項「１ 申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

（中略）

自動的情報交換

共通報告基準（「CRS」）は、2014年７月にOECD理事会により承認された自動情報交換（「AEOI」）に関する新たな単一グローバル基準です。CRSは、交換対象の金融情報の詳細、報告を求められる金融機関、並びに金融機関が従うべき共通デュー・デリジェンス基準を定めています。CRSに参加する法域においては、非居住者の顧客について金融機関が保有する一定の情報を交換することが要求されます。受益者は、CRSの目的上、口座保有者とみなされるそれぞれの者の氏名、住所、税務上の居住地の法域、生年月日、口座番号、納税者番号及び各受益者の投資に関する情報（受益証券に係る支払価額を含むがこれに限定されません。）を当ファンドが歳入庁に開示することを要求され、当該歳入庁がかかる情報を参加地域の租税当局と交換する可能性があることに留意する必要があります。かかる義務を遵守するために、管理会社は受益者から追加的な情報を必要とする場合があります。かかる要件についての追加的情報については、上記「４ 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項の「自動的情報交換」についての開示をご参照下さい。さらに詳細については、下記「(6) 過度又は短期の取引」をご参照下さい。

（中略）

受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、本項「申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

申込代金の支払いは、当ファンドの各サブファンドの通貨によって行われます。

日本国内における申込手数料は「第一部、(5) 申込手数料」に記載のとおりです。販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に購入後６年経過以前に相続が生じた場合、下記「２ 買戻し手続等、(2) 日本における買戻し手続等」に記載のとおり、相続人は、クラスＢ受益証券の譲渡もしくは買戻し又は継続保有のいずれかを選択することができます。相続人が買戻しを選択した場合、クラスＢ受益証券は、販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスＢ受益証券の購入後の経過年数による条件付後払申込手数料が課せられます。相続人がこの買戻し金額をもって当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しません。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社及び販売取扱会社は、サブファンドの純資産総額が１億円未満となる等、選別基準にサブファンドが適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

＜訂正後＞

受益証券は、各ファンド営業日において、購入指図書を受領及び承諾した後に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格に等しい売出価格で売り出されます。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの分配型クラスの純資産総額には、当該受益証券について支払われた直近の配当以降、当該受益証券に分配可能な収益の価格に相当する収益均等化額が含まれる場合があります。各ファンド営業日とは取引日(すなわち、受益証券を購入又は買戻しできる日)を指します。受益証券の申込みは、総販売会社又は管理会社と契約を締結した販売取扱会社を通じてなすことができます。受益証券の注文書は、販売取扱会社によって管理事務代行会社気付で管理会社に提出することができます。受益証券の新規申込みをする前に、投資家は、歳入庁長官所定の様式による自己の税務上の居住地又は取扱いに関する申告書付きの申込用紙に記入しなければなりません。申込書には投資家の氏名、住所、契約報告書を送付するファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)ファンド名、申込みの対象となる受益証券のクラス、申込みの対象となる受益証券クラスの通貨、決済方法の明示、申込みが最新のプロスペクタスの条項に従って行われていることを確認明記します。申込書はファクシミリもしくは管理事務代行会社が認めるその他の電子的手段によって行うことができ、追って原本が送付されます。管理会社もしくは管理事務代行会社が又はこれに代わって申込書の原本が受領及び承諾される前に行われた買戻請求に関して、買戻金は投資家に支払われません(その後の取引は処理されます。)。

（中略）

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座（販売会社又は販売取扱会社がその顧客のために開設する口座をいいます（以下同じ。）。販売会社又は販売取扱会社が取り扱う取引は、すべてオムニバス口座を通じて行われます。）を通じた販売会社又は販売取扱会社による「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。「連続売買」とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは、「２　買戻し手続等　(5) 過度又は短期の取引」を参照してください。

受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、本項「１　申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

（中略）

共通報告基準

共通報告基準（「CRS」）は、2014年７月にOECD理事会により承認された自動情報交換（「AEOI」）に関する新たな単一グローバル基準です。CRSは、交換対象の金融情報の詳細、報告を求められる金融機関、並びに金融機関が従うべき共通デュー・デリジェンス基準を定めています。CRSに参加する法域においては、非居住者の顧客について金融機関が保有する一定の情報を交換することが要求されます。受益者は、CRSの目的上、口座保有者とみなされるそれぞれの者の氏名、住所、税務上の居住地の法域、生年月日、口座番号、納税者番号及び各受益者の投資に関する情報（受益証券に係る支払価額を含むがこれに限定されません。）を当ファンドが歳入庁に開示することを要求され、当該歳入庁がかかる情報を参加地域の租税当局と交換する可能性があることに留意する必要があります。かかる義務を遵守するために、管理会社は受益者から追加的な情報を必要とする場合があります。かかる要件についての追加的情報については、上記「４ 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項の「OECD共通報告基準」についての開示をご参照下さい。さらに詳細については、下記「(5) 過度又は短期の取引」をご参照下さい。

（中略）

受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、本項「申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

申込代金の支払いは、当ファンドの各サブファンドの通貨によって行われます。

日本国内における申込手数料は「第一部、(5) 申込手数料」に記載のとおりです。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社及び販売取扱会社は、サブファンドの純資産総額が１億円未満となる等、選別基準にサブファンドが適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2 【買戻し手続等】

＜訂正前＞

(1) 海外における買戻し手続等

（前略）

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座を通じた販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。連続売買とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

管理会社の買戻しによる手取金は、費用全額を差し引き、通常、買戻請求の受領後４ファンド営業日以内、かつ、いかなる場合であっても買戻請求の受領及び承諾より10ファンド営業日以内に送付され、口座開設申込書に詳述されているとおり、登録受益者の口座に電子送金されます。管理事務代行会社の直近の購入による買戻代金の支払いは、かかる購入に提供された資金が清算されたことを保証するために必要な期間遅らせることができます。買戻しされる受益証券の表示通貨と異なる通貨で買戻代金を要求する投資家は、為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。通貨換算は管理会社の裁量によって定める換算レートで行うものとします。管理会社は、買戻代金をかかるその他の通貨で支払う義務を負いません。

クラスＡ受益証券には、上記に記載された当初販売手数料が課される場合があります。

短期取引手数料については、下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

クラスＢ受益証券の購入には、当初販売手数料は課されません（なお、現在、日本においては、クラスＢ受益証券の新規取扱いは行っておりません。）。但し、クラスＢ受益証券は、投資家が購入より４年以内に買戻しした場合、条件付後払申込手数料が課されます。条件付後払申込手数料の金額は、受益証券の購入から当該受益証券の買戻しまでの年数に応じて変化します。受益証券は、購入された日から１年ごとに経過年数が１年増えます。条件付後払申込手数料の金額は、買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格又は買戻しの対象となるクラスＢ受益証券の取得原価のうち、より少額であるいずれかに、購入日からの経過年数に応じて、以下の割合を適用することにより計算されます。下表は、クラスＢ受益証券の買戻しに適用される条件付後払申込手数料の比率を表します。

購入後経過年数	条件付後払申込手数料率
１年未満	４％
１年以上２年未満	３％
２年以上３年未満	２％
３年以上４年未満	１％
４年以上６年未満	０％

６年後、クラスＢ受益証券はクラスＡ受益証券に変換されます。

買戻しの際条件付後払申込手数料を支払うべきか否かを判断する際、各受益者は、受益証券のうち手数料の課されないものが最初に買戻しされ、６年の期間において最も長く保有されていたものが次に買戻しされることを前提としています。総販売会社は、条件付後払申込手数料の支払いを放棄し、又は受益者の支払う条件付後払申込手数料を減額する権利を留保していますが、現時点においてその意思はありません。

条件付後払申込手数料として課された金額は、総販売会社に対して支払われ、総販売会社の負担した販売費用に充てられます。総販売会社は、受益証券の新規売出時に販売取扱会社に対して支払われる前払手数料の資金を提供する第三者に対し、販売手数料又は条件付後払申込手数料を受領する権利を譲渡することができます。

投資家は、受益証券の買戻価格が、受益者の取得価格及び適用ある条件付後払申込手数料又は短期取引手数料と比較した買戻時における受益証券の純資産価値に応じて、受益者の当初取得価格以上の場合もあればそれ以下の場合もあることに注意すべきです。

管理会社は、買戻金に対する税金を適用税率で控除する義務を負います。但し、管理会社が、受益者が税金控除の必要のあるアイルランド居住者ではない旨確認する所定の申告書付きの申込書を受益者より受領している場合は、この限りではありません。

（中略）

(2) 日本における買戻し手続等

（中略）

短期取引手数料については、下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

クラスＢ受益証券の買戻しにあたっては、上記に記載のとおり、受益証券の購入後経過年数に応じた条件付後払申込手数料が課されます。販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に購入後６年経過以前に相続が生じた場合、相続人は、クラスＢ受益証券の譲渡もしくは買戻し又は継続保有のいずれかを選択することができます。相続人が買戻しを選択した場合、クラスＢ受益証券は、販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスＢ受益証券の購入後の経過年数による条件付後払手数料が課せられます(相続人がこの買戻し金額をもって同一のポートフォリオのクラスＡ受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しないことについて、上記「１ 申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」に記載のとおりです)。

投資家は、販売会社又は販売取扱会社が投資家に対し、買戻しに関連して条件付後払申込手数料、買戻手数料及び短期取引手数料のほかにサービス手数料を請求する場合があることを認識し、これに関してファイナンシャル・アドバイザーに相談することをおすすめします。かかる手数料については、当ファンドはこれを負担しないことを、販売会社又は販売取扱会社及び投資家はご留意ください。

（中略）

(3) 海外における受益証券の転換

受益者は、受益証券を当ファンドの他のサブファンドの受益証券と転換することができます。但し、受益証券は、他のサブファンドにおける同クラスの受益証券(以下「新サブファンド」といいます。)とのみ転換することができ、クラスＢ受益証券の場合は、新サブファンドにおける同一の通貨表示のクラスＢ受益証券とのみ転換することができます。当該転換は新サブファンドの該当するクラスの受益証券１口当たりの純資産価格で行われます。

転換請求は、管理事務代行会社もしくは管理会社又はその代理人により受領もしくは受付がなされた後に処理されます。転換請求は、これにより受益証券が買戻されるファンドの最低当初投資額及び新ファンドの最低当初投資額を下回る結果となる場合には、当該請求を承認することはできません。かかる場合において、管理会社は当該サブファンドもしくは受益証券クラスの全部を買い戻します。これを行う前に、管理会社は受益者に対して書面で通知し、最低基準を満たすために必要な追加の受益証券を購入するために、30日間与えます。管理会社はこの方針を随時変更もしくは放棄する権利を留保します。

転換の権利は過度又は短期の取引を容易にするためのものではありません。管理会社は事前の通知を行うことなく、理由の如何を問わず、投資家による転換購入を拒否する権利を留保します。事務代行会社及び管理会社は、オムニバス口座を通じた販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。連続売買とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

（中略）

転換の際は、単位未満の受益証券が発生することがあります。管理会社は、転換対象となる受益証券の純資産総額の１％を上限として短期取引手数料を課す権利を留保しています。クラスＢ受益証券が購入後６年経過後にクラスＡ受益証券に変換される際は、かかる短期取引手数料の支払い義務は発生しないものとします。投資家は、自己のファイナンシャル・アドバイザーに委細を相談すべきです。各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

（中略）

(4) 日本における受益証券のスイッチング

販売会社又は販売取扱会社の口座に受益証券を保有する受益者は、受益証券を他の受益証券にスイッチングすることができます（一部の販売会社では、スイッチング・サービスの提供を行っていません。詳しくは、各販売会社にお問い合わせください。）。スイッチングは、受益者が保有するクラス受益証券の買戻しと他のクラス受益証券の申込を一括して行う取引です。受益証券は同じクラスの受益証券(以下「新クラス受益証券」といいます。)とのみスイッチングすることができ、クラスＢ受益証券の場合は、同じ通貨表示のクラスＢ受益証券とのみスイッチングすることができます。なお、その場合、旧クラスＢ受益証券の買戻しにかかる条件付後払申込手数料は課せられません。新クラスＢ受益証券は、スイッチング後も旧クラスＢ受益証券購入後の経過年数が引続き計上されます。また、スイッチングの際に、販売会社及び販売取扱会社は、購入時にかかる申込手数料(詳細は「第一部、(5) 申込手数料」をご参照ください。)を課すことはありません。

（中略）

なお、スイッチングしようとする受益証券の純資産価格により適用される為替レートが異なる場合があること、かかる為替レートは他の取引に適用されるレートとは異なる場合があることに受益者はご留意ください。

クラスＢ受益証券は、表示通貨が同じクラスＢ受益証券にスイッチングする場合、スイッチング手数料は課せられません。

スイッチング後の受益証券口数は、下記の計算式により算出し、投資家に1000分の１口単位で割り当てます(1000分の１口未満の端数の取扱いについては、販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います)。

<譲渡益の源泉徴収が行われる場合のスイッチング>

$$A = \frac{((B \times C) - F/G) \times E}{D}$$

A：新クラス受益証券の割当予定受益証券口数
B：原クラス受益証券のスイッチング予定受益証券口数
C：原クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
D：新クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
E：算出された金額を適用交換レートで新クラス受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数(新クラス受益証券が円建ての場合、換算係数は１)
F：原クラス受益証券の源泉徴収譲渡益税額
G：算出された源泉徴収税額を適用交換レートで原クラス受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数(原クラス受益証券が円建ての場合、換算係数は１)

＊：B×Cの値は、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めたものを、また、円貨の場合、１円未満を販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等により１円単位に調整した数値をその後の計算に使用します。

<譲渡益の源泉徴収が行われない場合のスイッチング>

$$A = \frac{B \times C \times E}{D}$$

A：新クラス受益証券の割当予定受益証券口数
B：原クラス受益証券のスイッチング予定受益証券口数
C：原クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
D：新クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
E：算出された金額を適用交換レートで新クラス受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数(新クラス受益証券が円建ての場合、換算係数は１)

＊：B×Cの値は、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めたものを、また、円貨の場合、１円未満を販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等により１円単位に調整した数値をその後の計算に使用します。

スイッチングは税金面に影響することがあるため、受益者はスイッチングに伴う税金面について、税務アドバイザーに相談することをおすすめします。管理会社は、後記「３ 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(iv) １口当たりの純資産価格の評価、受益証券の販売、買戻し、転換及びスイッチングの一時停止」に記載された状況において、一以上の受益証券に関するスイッチングの特権を停止する権利を留保しています。

スイッチングの際、管理会社が申込手数料を課すことはありません。委細については、ファイナンシャル・アドバイザーに相談することをおすすめします。

(5) クラスＢ受益証券からクラスＡ受益証券への自動変換

クラスＢ受益証券は、購入から６年経過後、当ファンドの同一のサブファンドで表示通貨が同一のクラスＡ受益証券に自動的に変換されます。自動変換は、以下に定義する変換日の到来前に、受益者が変換の対象となるクラスＢ受益証券の買戻し請求を行わない限り、クラスＢ受益証券の国内約定日の６年目の応当日(当該日がファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。以下「変換日」といいます。)に生じます。変換日の到来前にスイッチング請求がなされ、そのスイッチングが完了していない場合、自動変換は保留され、スイッチングが完了した日の翌ファンド営業日が変換日となります。自動変換が生じた場合、変換日から４ファンド営業日後に新たなクラスＡ受益証券が発行されます。なお、返還日以降、変換の対象となるクラスＢ受益証券についての買戻請求又はスイッチング請求は受けられません。変換の際に割り当てられるクラスＡ受益証券の数は、以下のとおり計算されます。

$$NS = \frac{(A \times B)}{C}$$

NS＝クラスＡ受益証券の発行予定受益証券口数
A＝クラスＢ受益証券の変換予定受益証券口数
B＝変換日におけるクラスＢ受益証券の１口当たりの純資産価格
C＝変換日におけるクラスＡ受益証券の１口当たりの純資産価格

変換の際、管理会社が申込手数料又は転換手数料などの手数料を課すことはありません。

(6) 過度又は短期の取引

当ファンドのサブファンド

当ファンドのサブファンドへの投資は長期的な投資を目的としています。当ファンドのサブファンドに対する過度又は短期の取引はポートフォリオ投資戦略を混乱させ、費用を増加させ、これらの費用の増加を引き起こした投資家だけでなく、すべての投資家について、投資収益に悪影響を与える可能性があります。管理会社は事前の通知をすることなく、いかなる理由でも、投資家もしくは複数の投資家による購入申込み（転換又はスイッチングの申込みを含む）を断わることができます。例えば、投資顧問会社が、当該投資家の購入申込みによって、当ファンドのサブファンドの投資方針に従って効果的な投資を行うことが阻害されると判断した場合、もしくはその取引の規模、頻度もしくはその他の要因により当該サブファンドが悪影響を受けると判断した場合には、管理会社は当該投資家による申込みを断わることができます。

（中略）

当ファンドのサブファンドの混乱を防止し、過度又は短期の取引を制限する上記方針を徹底するために、管理会社が仲介機関の口座からの購入又はスイッチングの請求を拒絶する権利を留保していることにご留意ください。

アンダーライイング・ファンド

アンダーライイング・ファンドに対する投資は長期的な投資を目的としています。ジャナス・キャピタル・ファンドは過度又は短期の取引を防ぐために適切な措置を講じます。上記(ｉ)及び(ii)に記載された措置のほか、ジャナス・キャピタル・ファンドは、過度又は短期の取引を抑制するために、フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)を用いることができます。ジャナス・キャピタル・ファンドのすべてのアンダーライイング・ファンドにおけるクラスＩ受益証券は、希薄化調整の対象となり得ます。ジャナス・キャピタル・ファンドの管理事務代行会社はアンダーライイング・ファンドの保有資産の評価を行った時点での公正価格をより正確に反映するために、公正な価格設定を使用して１口当たりの純資産価格を調整することができます。この作業の一環として、外国為替市場の取引終了とその該当する評価時点の差による評価の時間のずれを調整するために、株式又は債券の評価を行うにあたり、独立した第三者が提供する機械的な適正価値測定モデルを利用することがあります。

＜訂正後＞

(1) 海外における買戻し手続等

（前略）

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座を通じた販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。連続売買とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは下記「(5) 過度又は短期の取引」を参照してください。

管理会社の買戻しによる手取金は、費用全額を差し引き、通常、買戻請求の受領後４ファンド営業日以内、かつ、いかなる場合であっても買戻請求の受領及び承諾より10ファンド営業日以内に送付され、口座開設申込書に詳述されているとおり、登録受益者の口座に電子送金されます。管理事務代行会社の直近の購入による買戻代金の支払いは、かかる購入に提供された資金が清算されたことを保証するために必要な期間遅らせることができます。買戻しされる受益証券の表示通貨と異なる通貨で買戻代金を要求する投資家は、為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。通貨換算は管理会社の裁量によって定める換算レートで行うものとします。管理会社は、買戻代金をかかるその他の通貨で支払う義務を負いません。

クラスＡ受益証券には、上記に記載された当初販売手数料が課される場合があります。

短期取引手数料については、下記「(5) 過度又は短期の取引」を参照してください。

投資家は、受益証券の買戻価格が、受益者の取得価格及び適用ある条件付後払申込手数料又は短期取引手数料と比較した買戻時における受益証券の純資産価値に応じて、受益者の当初取得価格以上の場合もあればそれ以下の場合もあることに注意すべきです。

管理会社は、買戻金に対する税金を適用税率で控除する義務を負います。但し、管理会社が、受益者が税金控除の必要のあるアイルランド居住者ではない旨確認する所定の申告書付きの申込書を受益者より受領している場合は、この限りではありません。

（中略）

(2) 日本における買戻し手続等

（中略）

短期取引手数料については、下記「(5) 過度又は短期の取引」を参照してください。

投資家は、販売会社又は販売取扱会社が投資家に対し、買戻しに関連して条件付後払申込手数料、買戻手数料及び短期取引手数料のほかにサービス手数料を請求する場合があることを認識し、これに関してファイナンシャル・アドバイザーに相談することをおすすめします。かかる手数料については、当ファンドはこれを負担しないことを、販売会社又は販売取扱会社及び投資家はご留意ください。

（中略）

(3) 海外における受益証券の転換

受益者は、受益証券を当ファンドの他のサブファンドの受益証券と転換することができます。但し、受益証券は、他のサブファンドにおける同クラスの受益証券(以下「新サブファンド」といいます。)とのみ転換することができます。当該転換は新サブファンドの該当するクラスの受益証券１口当たりの純資産価格で行われます。

転換請求は、管理事務代行会社もしくは管理会社又はその代理人により受領もしくは受付がなされた後に処理されます。転換請求は、これにより受益証券が買戻されるファンドの最低当初投資額及び新ファンドの最低当初投資額を下回る結果となる場合には、当該請求を承認することはできません。かかる場合において、管理会社は当該サブファンドもしくは受益証券クラスの全部を買い戻します。これを行う前に、管理会社は受益者に対して書面で通知し、最低基準を満たすために必要な追加の受益証券を購入するために、30日間与えます。管理会社はこの方針を随時変更もしくは放棄する権利を留保します。

転換の権利は過度又は短期の取引を容易にするためのものではありません。管理会社は事前の通知を行うことなく、理由の如何を問わず、投資家による転換購入を拒否する権利を留保します。事務代行会社及び管理会社は、オムニバス口座を通じた販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。連続売買とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは「(5) 過度又は短期の取引」を参照してください。

（中略）

転換の際は、単位未満の受益証券が発生することがあります。管理会社は、転換対象となる受益証券の純資産総額の１％を上限として短期取引手数料を課す権利を留保しています。投資家は、自己のファイナンシャル・アドバイザーに委細を相談すべきです。各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

（中略）

(4) 日本における受益証券のスイッチング

販売会社又は販売取扱会社の口座に受益証券を保有する受益者は、受益証券を他の受益証券にスイッチングすることができます（一部の販売会社では、スイッチング・サービスの提供を行っていません。詳しくは、各販売会社にお問い合わせください。）。スイッチングは、受益者が保有するクラス受益証券の買戻しと他のクラス受益証券の申込を一括して行う取引で、受益証券は同じクラスの受益証券(以下「新クラス受益証券」といいます。)とのみスイッチングすることができます。また、スイッチングの際に、販売会社及び販売取扱会社は、購入時にかかる申込手数料(詳細は「第一部、(5) 申込手数料」をご参照ください。)を課すことはありません。

（中略）

なお、スイッチングしようとする受益証券の純資産価格により適用される為替レートが異なる場合があること、かかる為替レートは他の取引に適用されるレートとは異なる場合があることに受益者はご留意ください。

スイッチング後の受益証券口数は、下記の計算式により算出し、投資家に1000分の１口単位で割り当てます(1000分の１口未満の端数の取扱いについては、販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います)。

<譲渡益の源泉徴収が行われる場合のスイッチング>

$$A = \frac{((B \times C) - F/G) \times E}{D}$$

A：新クラス受益証券の割当予定受益証券口数
B：原クラス受益証券のスイッチング予定受益証券口数
C：原クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
D：新クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
E：算出された金額を適用交換レートで新クラス受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数(新クラス受益証券が円建ての場合、換算係数は１)
F：原クラス受益証券の源泉徴収譲渡益税額
G：算出された源泉徴収税額を適用交換レートで原クラス受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数(原クラス受益証券が円建ての場合、換算係数は１)

＊：B×Cの値は、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めたものを、また、円貨の場合、１円未満を販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等により１円単位に調整した数値をその後の計算に使用します。

<譲渡益の源泉徴収が行われない場合のスイッチング>

$$A = \frac{B \times C \times E}{D}$$

A：新クラス受益証券の割当予定受益証券口数
B：原クラス受益証券のスイッチング予定受益証券口数
C：原クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
D：新クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
E：算出された金額を適用交換レートで新クラス受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数(新クラス受益証券が円建ての場合、換算係数は１)

＊：B×Cの値は、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めたものを、また、円貨の場合、１円未満を販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等により１円単位に調整した数値をその後の計算に使用します。

スイッチングは税金面に影響することがあるため、受益者はスイッチングに伴う税金面について、税務アドバイザーに相談することをおすすめします。管理会社は、後記「３ 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(iv)１口当たりの純資産価格の評価、受益証券の販売、買戻し、転換及びスイッチングの一時停止」に記載された状況において、一以上の受益証券に関するスイッチングの特権を停止する権利を留保しています。

スイッチングの際、管理会社が申込手数料を課すことはありません。委細については、ファイナンシャル・アドバイザーに相談することをおすすめします。

(5) 過度又は短期の取引

当ファンドのサブファンド

当ファンドのサブファンドへの投資は長期的な投資を目的としています。当ファンドのサブファンドに対する過度又は短期の取引はポートフォリオ投資戦略を混乱させ、費用を増加させ、これらの費用の増加を引き起こした投資家だけでなく、すべての投資家について、投資収益に悪影響を与える可能性があります。管理会社は事前の通知をすることなく、いかなる理由でも、投資家もしくは複数の投資家による購入申込み（転換又はスイッチングの申込みを含む）を断わることができます。例えば、投資顧問会社が、当該投資家の購入申込みによって、当ファンドのサブファンドの投資方針に従って効果的な投資を行うことが阻害されると判断した場合、もしくはその取引の規模、頻度もしくはその他の要因により当該サブファンドが悪影響を受けると判断した場合には、管理会社は当該投資家による申込みを断わることができます。

（中略）

当ファンドのサブファンドの混乱を防止し、過度又は短期の取引を制限する上記方針を徹底するために、管理会社が仲介機関の口座からの購入又はスイッチングの請求を拒絶する権利を留保していることにご留意ください。

アンダーライイング・ファンド

アンダーライイング・ファンドに対する投資は長期的な投資を目的としています。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドは過度又は短期の取引を防ぐために適切な措置を講じます。上記(ⅰ)及び(ⅱ)に記載された措置のほか、ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドは、過度又は短期の取引を抑制するために、フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)を用いることができます。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドのすべてのアンダーライイング・ファンドにおけるクラスⅠ受益証券は、希薄化調整の対象となり得ます。ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの管理事務代行会社はアンダーライイング・ファンドの保有資産の評価を行った時点での公正価格をより正確に反映するために、公正な価格設定を使用して１口当たりの純資産価格を調整することができます。この作業の一環として、外国為替市場の取引終了とその該当する評価時点の差による評価の時間のずれを調整するために、株式又は債券の評価を行うにあたり、独立した第三者が提供する機械的な適正価値測定モデルを利用することがあります。

第３　【ファンドの経理状況】

＜訂正前＞

(1) 当ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除きます。)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第５項但し書きの規定の適用によるものです。

(2) 当ファンドの原文の財務書類は、アイルランドにおける独立監査人であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第１条の３第７項に規定される外国監査法人等をいいます。以下同じ。)であるプライスウォーターハウスクーパース　アイルランドの監査を受けており、金融商品取引法第193条の２第１項第１号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係るその独立監査人の監査報告書を添付のとおり受領しています。本財務書類に関する解釈は原文にのみ基づきます。

(3) 当ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、2017年３月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝112.19円)を使用して換算された円換算額が、併記されています。金額は千円単位(単位金額未満は四捨五入)で表示されています。なお、日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総和と一致しない場合があります。

＜訂正後＞

(1) 当ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除きます。)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第５項但し書きの規定の適用によるものです。

(2) 当ファンドの原文の財務書類は、アイルランドにおける独立監査人であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第１条の３第７項に規定される外国監査法人等をいいます。以下同じ。)であるプライスウォーターハウスクーパース　アイルランドの監査を受けており、金融商品取引法第193条の２第１項第１号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係るその独立監査人の監査報告書を添付のとおり受領しています。本財務書類に関する解釈は原文にのみ基づきます。

(3) 当ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、2017年３月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝112.19円)を使用して換算された円換算額が、併記されています。金額は千円単位(単位金額未満は四捨五入)で表示されています。なお、日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総和と一致しない場合があります。

(4) 各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

(5) ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

＜訂正前＞

中間財務書類

(1) 当ファンドの2017年６月30日に終了した６ヶ月間の日本文の中間財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除きます。)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第４項但し書きの規定の適用によるものです。

(2) 当ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第１条の３第７項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けておりません。

(3) 当ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本文の未監査中間財務書類には、2017年７月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝110.35円)を使用して換算された円換算額が、併記されています。金額は千円単位(単位金額未満は四捨五入)で表示されています。なお、日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総和と一致しない場合があります。

＜訂正後＞

中間財務書類

(1) 当ファンドの2017年６月30日に終了した６ヶ月間の日本文の中間財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除きます。)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第４項但し書きの規定の適用によるものです。

(2) 当ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第１条の３第７項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けておりません。

(3) 当ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本文の未監査中間財務書類には、2017年７月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝110.35円)を使用して換算された円換算額が、併記されています。金額は千円単位(単位金額未満は四捨五入)で表示されています。なお、日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総和と一致しない場合があります。

(4) 各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

(5) ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

＜訂正前＞

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	375,162,063米ドル	41,399,133,652円
b．負債総額	-1,191,479米ドル	-131,479,708円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	355,233,042米ドル	39,199,966,185円
c2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスA(円)	18,675,638米ドル	2,060,856,653円
c4．クラスB(円)	0米ドル	0円
c5．クラスI(円)	61,904米ドル	6,831,106円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		1,816,999口
d2．クラスB(米ドル)		0口
d3．クラスA(円)		140,894口
d4．クラスB(円)		0口
d5．クラスI(円)		402口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	195.51米ドル	21,574円
e2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスA(円)		14,611円
e4．クラスB(円)		0円
e5．クラスI(円)		16,984円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

ジャナス・ハイイールド・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	294,236,788米ドル	32,469,029,556円
b．負債総額	-1,638,816米ドル	-180,843,346円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスＡ(米ドル)	200,832,414米ドル	22,161,856,885円
c2．クラスＢ(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスＡ(米ドル)(毎月分配型)	44,774,935米ドル	4,940,914,077円
c4．クラスＡ(円)	21,366,093米ドル	2,357,748,363円
c5．クラスＢ(円)	0米ドル	0円
c6．クラスＡ(円)(毎月分配型)	25,148,326米ドル	2,775,117,774円
c7．クラスＩ(円)	476,204米ドル	52,549,111円
d．発行済口数		
d1．クラスＡ(米ドル)		814,925口
d2．クラスＢ(米ドル)		0口
d3．クラスＡ(米ドル)（毎月分配型)		480,636口
d4．クラスＡ(円)		124,778口
d5．クラスＢ(円)		0口
d6．クラスＡ(円)(毎月分配型)		277,475口
d7．クラスＩ(円)		2,507口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスＡ(米ドル)	246.44米ドル	27,195円
e2．クラスＢ(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスＡ(米ドル)(毎月分配型)	93.16米ドル	10,280円
e4．クラスＡ(円)		18,875円
e5．クラスＢ(円)		0円
e6．クラスＡ(円)(毎月分配型)		9,990円
e7．クラスＩ(円)		20,942円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

ジャナス・バランス・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	60,491,126米ドル	6,675,195,754円
b．負債総額	-109,344米ドル	-12,066,110円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	54,513,422米ドル	6,015,556,118円
c2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスA(円)	5,761,760米ドル	635,810,216円
c4．クラスB(円)	0米ドル	0円
c5．クラスＩ(円)	106,600米ドル	11,763,310円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		247,415口
d2．クラスB(米ドル)		0口
d3．クラスA(円)		36,681口
d4．クラスB(円)		0口
d5．クラスＩ(円)		540口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	220.33米ドル	24,314円
e2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスA(円)		17,315円
e4．クラスB(円)		0円
e5．クラスＩ(円)		21,760円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	62,981,619米ドル	6,950,021,657円
b．負債総額	-186,638米ドル	-20,595,503円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	58,029,764米ドル	6,403,584,457円
c2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスA(円)	4,548,609米ドル	501,939,004円
c4．クラスB(円)	0米ドル	0円
c5．クラスＩ(円)	216,608米ドル	23,902,693円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		217,962口
d2．クラスB(米ドル)		0口
d3．クラスA(円)		22,758口
d4．クラスB(円)		0口
d5．クラスＩ(円)		1,058口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	266.24米ドル	29,379円
e2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスA(円)		22,031円
e4．クラスB(円)		0円
e5．クラスＩ(円)		22,571円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	91,864,424米ドル	10,137,239,188円
b．負債総額	-675,873米ドル	-74,582,586円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	85,454,365米ドル	9,429,889,177円
c2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスA(円)	4,644,581米ドル	512,529,513円
c4．クラスB(円)	0米ドル	0円
c5．クラスＩ(円)	1,089,605米ドル	120,237,912円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		321,105口
d2．クラスB(米ドル)		0口
d3．クラスA(円)		22,883口
d4．クラスB(円)		0口
d5．クラスＩ(円)		4,274口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	266.13米ドル	29,367円
e2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスA(円)		22,374円
e4．クラスB(円)		0円
e5．クラスＩ(円)		28,105円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	60,894,081米ドル	6,719,661,838円
b．負債総額	-222,281米ドル	-24,528,708円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)(四半期分配型)	53,718,130米ドル	5,927,795,646円
c2．クラスB(米ドル)(四半期分配型)	0米ドル	0円
c3．クラスA(円)　(四半期分配型)	6,458,747米ドル	712,722,731円
c4．クラスB(円)　(四半期分配型)	0米ドル	0円
c5．クラスＩ(円)	494,923米ドル	54,614,753円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)(四半期分配型)		377,504口
d2．クラスB(米ドル)(四半期分配型)		0口
d3．クラスA(円)　(四半期分配型)		58,413口
d4．クラスB(円)　(四半期分配型)		0口
d5．クラスＩ(円)		3,557口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)(四半期分配型)	142.30米ドル	15,703円
e2．クラスB(米ドル)(四半期分配型)	0米ドル	0円
e3．クラスA(円)　(四半期分配型)		12,188円
e4．クラスB(円)　(四半期分配型)		0円
e5．クラスＩ(円)		15,336円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

＜訂正後＞

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	375,162,063米ドル	41,399,133,652円
b．負債総額	-1,191,479米ドル	-131,479,708円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	355,233,042米ドル	39,199,966,185円
c2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスA(円)	18,675,638米ドル	2,060,856,653円
c4．クラスB(円)	0米ドル	0円
c5．クラスＩ(円)	61,904米ドル	6,831,106円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		1,816,999口
d2．クラスB(米ドル)		0口
d3．クラスA(円)		140,894口
d4．クラスB(円)		0口
d5．クラスＩ(円)		402口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	195.51米ドル	21,574円
e2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスA(円)		14,611円
e4．クラスB(円)		0円
e5．クラスＩ(円)		16,984円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

＊＊各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・ハイイールド・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	294,236,788米ドル	32,469,029,556円
b．負債総額	-1,638,816米ドル	-180,843,346円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	200,832,414米ドル	22,161,856,885円
c2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスA(米ドル)(毎月分配型)	44,774,935米ドル	4,940,914,077円
c4．クラスA(円)	21,366,093米ドル	2,357,748,363円
c5．クラスB(円)	0米ドル	0円
c6．クラスA(円)(毎月分配型)	25,148,326米ドル	2,775,117,774円
c7．クラスI(円)	476,204米ドル	52,549,111円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		814,925口
d2．クラスB(米ドル)		0口
d3．クラスA(米ドル)（毎月分配型)		480,636口
d4．クラスA(円)		124,778口
d5．クラスB(円)		0口
d6．クラスA(円)(毎月分配型)		277,475口
d7．クラスI(円)		2,507口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	246.44米ドル	27,195円
e2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスA(米ドル)(毎月分配型)	93.16米ドル	10,280円
e4．クラスA(円)		18,875円
e5．クラスB(円)		0円
e6．クラスA(円)(毎月分配型)		9,990円
e7．クラスI(円)		20,942円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

＊＊各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・バランス・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	60,491,126米ドル	6,675,195,754円
b．負債総額	-109,344米ドル	-12,066,110円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	54,513,422米ドル	6,015,556,118円
c2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスA(円)	5,761,760米ドル	635,810,216円
c4．クラスB(円)	0米ドル	0円
c5．クラスＩ(円)	106,600米ドル	11,763,310円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		247,415口
d2．クラスB(米ドル)		0口
d3．クラスA(円)		36,681口
d4．クラスB(円)		0口
d5．クラスＩ(円)		540口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	220.33米ドル	24,314円
e2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスA(円)		17,315円
e4．クラスB(円)		0円
e5．クラスＩ(円)		21,760円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

＊＊各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	62,981,619米ドル	6,950,021,657円
b．負債総額	-186,638米ドル	-20,595,503円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	58,029,764米ドル	6,403,584,457円
c2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスA(円)	4,548,609米ドル	501,939,004円
c4．クラスB(円)	0米ドル	0円
c5．クラスI(円)	216,608米ドル	23,902,693円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		217,962口
d2．クラスB(米ドル)		0口
d3．クラスA(円)		22,758口
d4．クラスB(円)		0口
d5．クラスI(円)		1,058口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	266.24米ドル	29,379円
e2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスA(円)		22,031円
e4．クラスB(円)		0円
e5．クラスI(円)		22,571円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

＊＊各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

ジャナス・フォーティ・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	91,864,424米ドル	10,137,239,188円
b．負債総額	-675,873米ドル	-74,582,586円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	85,454,365米ドル	9,429,889,177円
c2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
c3．クラスA(円)	4,644,581米ドル	512,529,513円
c4．クラスB(円)	0米ドル	0円
c5．クラスＩ(円)	1,089,605米ドル	120,237,912円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		321,105口
d2．クラスB(米ドル)		0口
d3．クラスA(円)		22,883口
d4．クラスB(円)		0口
d5．クラスＩ(円)		4,274口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	266.13米ドル	29,367円
e2．クラスB(米ドル)	0米ドル	0円
e3．クラスA(円)		22,374円
e4．クラスB(円)		0円
e5．クラスＩ(円)		28,105円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

＊＊　各クラスB受益証券は2017年６月30日までに全てクラスA受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

＊＊＊ジャナス・トゥエンティ・ファンドは、2017年12月15日付で、ジャナス・フォーティ・ファンドに名称を変更しました。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

（2017年７月31日現在）

a．資産総額	60,894,081米ドル	6,719,661,838円
b．負債総額	-222,281米ドル	-24,528,708円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスＡ(米ドル)(四半期分配型)	53,718,130米ドル	5,927,795,646円
c2．クラスＢ(米ドル)(四半期分配型)	0米ドル	0円
c3．クラスＡ(円)　(四半期分配型)	6,458,747米ドル	712,722,731円
c4．クラスＢ(円)　(四半期分配型)	0米ドル	0円
c5．クラスＩ(円)	494,923米ドル	54,614,753円
d．発行済口数		
d1．クラスＡ(米ドル)(四半期分配型)		377,504口
d2．クラスＢ(米ドル)(四半期分配型)		0口
d3．クラスＡ(円)　(四半期分配型)		58,413口
d4．クラスＢ(円)　(四半期分配型)		0口
d5．クラスＩ(円)		3,557口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスＡ(米ドル)(四半期分配型)	142.30米ドル	15,703円
e2．クラスＢ(米ドル)(四半期分配型)	0米ドル	0円
e3．クラスＡ(円)　(四半期分配型)		12,188円
e4．クラスＢ(円)　(四半期分配型)		0円
e5．クラスＩ(円)		15,336円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝110.35円（2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

＊＊各クラスＢ受益証券は2017年６月30日までに全てクラスＡ受益証券に変換されており、現在募集しておりません。

第三部　【特別情報】

第１　【管理会社の概況】

１　【管理会社の概況】

＜訂正前＞

（前略）

２．　発行済株式の総数

管理会社の発行済株式資本は１株１米ドルの普通株式1,571,000に分割された、1,571,000米ドルであり、すべて発行済みかつ払込済みです。なお、最近５年間における資本金の額の増減は、以下のとおりです。

平成24年12月末日	1,571,000米ドル
平成25年12月末日	1,571,000米ドル
平成26年12月末日	1,571,000米ドル
平成27年12月末日	1,571,000米ドル
平成28年12月末日	1,571,000米ドル

管理会社は管理業務を提供する事業を行っています。管理会社の究極的な親会社はジャージー代官管轄区の法律に基づき設立され、登録事務所を英国　JE1 0BD　ジャージー代官管轄区セント・ヘリア　エスプラナード47に有するジャナス・ヘンダーソン・グループ・ピーエルシーです。管理会社は当ファンドのAIFMです。

＜訂正後＞

（前略）

２．　発行済株式の総数

管理会社の発行済株式資本は１株１米ドルの普通株式1,571,000に分割された、1,571,000米ドルであり、すべて発行済みかつ払込済みです。なお、最近５年間における資本金の額の増減は、以下のとおりです。

平成24年12月末日	1,571,000米ドル
平成25年12月末日	1,571,000米ドル
平成26年12月末日	1,571,000米ドル
平成27年12月末日	1,571,000米ドル
平成28年12月末日	1,571,000米ドル

管理会社は管理業務を提供する事業を行っています。管理会社の究極的な親会社はジャージー代官管轄区の法律に基づき設立され、登録事務所を英国　JE1 0BD　ジャージー代官管轄区セント・ヘリア　エスプラナード47に有するJHGです。管理会社は当ファンドのAIFMです。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

１． シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー（保管受託会社）

（Citi Depositary Services Irland Designated Activity Company）

(1) 資本金の額

4,500,000米ドル（2017年３月31日現在）（５億485万5000円）

(2) 事業の内容

保管受託会社は、1992年９月18日にアイルランドにおいて設立された有限責任会社です。保管受託会社は、アイルランド中央銀行により認可され、その規制を受けます。保管受託会社の主な業務は、集合投資スキーム及びその他当ファンドのようなポートフォリオの保管・管理です。

（注） 2016年11月26日、シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッド(Citi Depositary Services Ireland Limited)からシティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーリミテッド(Citi Depositary Services Ireland Designated Activity CompanyLimited)に名称が変更されました。

（中略）

５． パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社）

（Perkins Investment Management, LLC）

(1) 資本金の額

113百万米ドル（2017年３月31日現在）（約126億7,747万円）

(2) 事業の内容

同社はデラウェア州法に基づき設立され、米国証券取引委員会に投資顧問業者として登録されています。現在、同社は米国籍のミューチュアル・ファンド、法人投資家勘定、個人投資家勘定について投資顧問及び副投資顧問サービスを提供しています。

６． ＳＭＢＣ日興証券株式会社（販売会社及び代行協会員）

(1) 資本金の額

100億円（2017年３月31日現在）

(2) 事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、同社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務及び販売等の業務を行っています。

7.　株式会社SBI証券（販売会社）

(1)　資本金の額

483億2,313万円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

8.　ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（販売会社）

(1)　資本金の額

1,143億5,872万9,495.00香港ドル（約1兆6,513億4005万円）（円換算には、2017年３月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値（１香港ドル=14.44円）を用いています。）、34億5,300万米ドル（約3,873億9,207万円）（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

9.　株式会社新生銀行（販売会社）

(1)　資本金の額

5,122億400万円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

10.　東海東京証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

60億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

11.　クレディ・スイス証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

781億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

12.　ソニー銀行株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

310億円（2017年3月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

＜訂正後＞

１．　シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー（保管受託会社）

（Citi Depositary Services Ireland Designated Activity Company）

(1)　資本金の額

4,500,000米ドル（2017年３月31日現在）（５億485万5000円）

(2)　事業の内容

保管受託会社は、1992年９月18日にアイルランドにおいて設立された有限責任会社です。保管受託会社は、アイルランド中央銀行により認可され、その規制を受けます。保管受託会社の主な業務は、集合投資スキーム及びその他当ファンドのようなポートフォリオの保管・管理です。

（注）2016年11月26日、シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッド(Citi Depositary Services Ireland Limited)からシティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーリミテッド(Citi Depositary Services Ireland Designated Activity Company_Limited)に名称が変更されました。

（中略）

５．　パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社）

（Perkins Investment Management, LLC）

(1)　資本金の額

113百万米ドル（2017年３月31日現在）（約126億7,747万円）

(2)　事業の内容

同社はデラウェア州法に基づき設立され、米国証券取引委員会に投資顧問業者として登録されています。現在、同社は米国籍のミューチュアル・ファンド、法人投資家勘定、個人投資家勘定について投資顧問及び副投資顧問サービスを提供しています。

６．　ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッド（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社）

(Henderson Global Investors (Singapore) Limited)

(1)　資本金の額

245.95百万米ドル（2017年３月31日現在）（約27,141百万円）

(2)　事業の内容

ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッド（「HGISL」）はシンガポールで設立された有限責任会社であり、シンガポール金融管理局の規制を受けています。HGISL は資本市場サービス（CMS）の免許を保有しており、当該免許により、証券、先物、ファンド・マネジメントに係る規制の対象となっている活動を行うことができます。

７．　ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッド（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社）

(Henderson Global Investors Limited)

(1)　資本金の額

37,169百万米ドル（2017年３月31日現在）（約4,101,599百万円）

(2)　事業の内容

ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッド（「HGIL」）はイングランド及びウェールズの法律に基づいて設立された有限責任会社です。HGILは英国の金融行動監視機構により承認を受け、規制されています。HGILは投資信託、年金基金、ユニット型投資信託、オープンエンド型投資信託及びオフショア・ファンドなど、多様な顧客を対象に投資及び管理サービスを提供しています。

８．　ＳＭＢＣ日興証券株式会社（販売会社及び代行協会員）

(1)　資本金の額

100億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、同社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務及び販売等の業務を行っています。

９．　株式会社SBI証券（販売会社）

(1)　資本金の額

483億2,313万円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

10．　ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（販売会社）

(1)　資本金の額

1,143億5,872万9,495.00香港ドル（約1兆6,513億4005万円）（円換算には、2017年３月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値（１香港ドル=14.44円）を用いています。）、34億5,300万米ドル（約3,873億9,207万円）（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

11.　株式会社新生銀行（販売会社）

(1)　資本金の額

5,122億400万円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

12.　東海東京証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

60億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

13.　クレディ・スイス証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

781億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

14.　ソニー銀行株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

310億円（2017年3月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

２ 【関係業務の概要】

＜訂正前＞

（前略）

４． アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社及びサポート・サービス・エージェント（ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー）

(1) 投資顧問会社より、当ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(2) 管理会社は、当ファンドに関する特定のサポート・サービス（組織、会計、法務及び税務上のサービスを含みます。）を提供するため、2002年３月21日付けサイドレター及び2014年８月12日付け変更契約により修正された2001年７月31日付け契約に従い、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（以下「ジャナス・キャピタル・マネジメント」といいます。）を任命しました。

(3) 本書に基づく自らの義務又は役務の履行又は不履行において、ジャナス・キャピタル・マネジメントに詐欺行為、過失、意図的不法行為又は不誠実な行為のない限り、ジャナス又はその取締役、役員、従業員もしくは代理人は、ジャナス・キャピタル・マネジメントの作為又は不作為の結果として管理会社又は受益者が被る損失又は損害について、管理会社又は受益者に対して責任を負わないものとします。サポート・サービス契約は、一方の当事者が相手方当事者に対して90日以上前の書面による通知を行うことにより解約することができ、又は(1)解散もしくは相手方当事者に対する審査官もしくは管財人の選任、又は該当する規制機関もしくは管轄区域の裁判所の裁量により同様の事由が生じた場合、(2)一方の当事者がサポート・サービス契約の重大な違反の改善を要求する通知を送達した後30日以内に相手方当事者がこれを改善せず（改善が可能な場合に限ります。）、あるいは(3)一方の当事者がその義務を履行することが認められなくなった場合には、一方の当事者が相手方当事者に対して書面による通知を行うことにより直ちにサポート・サービス契約を解約することができます。

５． アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー）

ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、2003年７月11日付けの投資運用委託契約（IMDA）に基づき、一任ベースでジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドの現金及びその他の資産を運用し、関連する助言及び一般管理サービスを提供する副投資顧問会社として、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーを任命しました。下記の場合、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーとの間のIMDAはいずれかの当事者が相手方に書面により通知することによって終了します。

1. 90日前までに相手方当事者に通知した場合。
2. 相手方当事者が清算手続（清算（但し、事前に合意されている任意の清算の場合は除きます。）、倒産、管財、もしくは財産管理状態を含みます。）に入った場合。

3. 相手方当事者が重大な違反行為を行い、当該違反行為が(i)是正不可能である場合、(ii)当該当事者に是正を求める通知書の受領から30日以内に是正されない場合。

4. 相手方当事者が(i)該当する管轄区域における法律、(ii)該当する管轄区域における政府もしくは規制当局の規則に違反したことにより、IMDAに基づく義務を履行することができない場合。

5. (i)14日以上の継続する、(ii)相手方当事者がIMDAに基づく義務を履行することを妨げる不可抗力事由が発生した場合。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

４．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社及びサポート・サービス・エージェント（ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー）

(1)　投資顧問会社より、当ファンドの投資対象であるジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(2)　管理会社は、当ファンドに関する特定のサポート・サービス（組織、会計、法務及び税務上のサービスを含みます。）を提供するため、2002年３月21日付けサイドレター及び2014年８月12日付け変更契約により修正された2001年７月31日付け契約に従い、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（以下「ジャナス・キャピタル・マネジメント」といいます。）を任命しました。

(3)　本書に基づく自らの義務又は役務の履行又は不履行において、ジャナス・キャピタル・マネジメントに詐欺行為、過失、意図的不法行為又は不誠実な行為のない限り、ジャナス又はその取締役、役員、従業員もしくは代理人は、ジャナス・キャピタル・マネジメントの作為又は不作為の結果として管理会社又は受益者が被る損失又は損害について、管理会社又は受益者に対して責任を負わないものとします。サポート・サービス契約は、一方の当事者が相手方当事者に対して90日以上前の書面による通知を行うことにより解約することができ、又は(1)解散もしくは相手方当事者に対する審査官もしくは管財人の選任、又は該当する規制機関もしくは管轄区域の裁判所の裁量により同様の事由が生じた場合、(2)一方の当事者がサポート・サービス契約の重大な違反の改善を要求する通知を送達した後30日以内に相手方当事者がこれを改善せず（改善が可能な場合に限ります。）、あるいは(3)一方の当事者がその義務を履行することが認められなくなった場合には、一方の当事者が相手方当事者に対して書面による通知を行うことにより直ちにサポート・サービス契約を解約することができます。

５．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッド及びヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッド）

ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、2003年７月11日付けの投資運用委託契約（パーキンス・IMDA）に基づき、一任ベースでジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンド ジャナス・ヘンダーソン・USストラテジック・バリュー・ファンドの現金及びその他の資産を運用し、関連する助言及び一般管理サービスを提供する副投資顧問会社として、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーを任命しました。下記の場合、パーキンス・IMDAはいずれかの当事者が相手方に書面により通知することによって終了します。

1．　90日前までに相手方当事者に通知した場合。

2．　相手方当事者が清算手続（清算（但し、事前に合意されている任意の清算の場合は除きます。）、倒産、管財、もしくは財産管理状態を含みます。）に入った場合。

3. 相手方当事者が重大な違反行為を行い、当該違反行為が(i)是正不可能である場合、(ii)当該当事者に是正を求める通知書の受領から30日以内に是正されない場合。
4. 相手方当事者が(i)該当する管轄区域における法律、(ii)該当する管轄区域における政府もしくは規制当局の規則に違反したことにより、パーキンス・IMDAに基づく義務を履行することができない場合。
5. (i)14日以上の継続する、(ii)相手方当事者がパーキンス・IMDAに基づく義務を履行することを妨げる不可抗力事由が発生した場合。

ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、2017年12月15日付の投資運用委託契約（HGISL IMDA）に基づき、現金及びその他の資産の運用を一任し、関連する助言及び一般管理サービスを提供する副投資顧問会社としてヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッドを任命しました。

HGISL IMDAはいずれかの当事者から他方当事者に対する30日以上前の通知によって、終了します。

ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、2017年12月15日付の投資運用委託契約（HGIL IMDA）に基づき、現金及びその他の資産の運用を一任し、関連する助言及び一般管理サービスを提供する副投資顧問会社としてヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッドを任命しました。

HGIL IMDAはいずれかの当事者から他方当事者に対する30日以上前の通知によって、終了します。

（後略）

３ 【資本関係】

＜訂正前＞

１． 保管受託会社

管理会社との資本関係はありません。

２． 投資顧問会社（及び総販売会社）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、投資顧問会社（及び総販売会社）はジャナス・ヘンダーソン・グループの一部を構成します。

３． 管理事務代行会社

管理会社との資本関係はありません。

４． アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社及びサポート・サービス・エージェント（ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、ジャナス・ヘンダーソン・グループの一部を構成します。

５． アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、ジャナス・ヘンダーソン・グループの一部を構成します。

６． 販売会社及び代行協会員

管理会社との資本関係はありません。

＜訂正後＞

１．　保管受託会社

管理会社との資本関係はありません。

２．　投資顧問会社（及び総販売会社）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、投資顧問会社（及び総販売会社）はJHGの一部を構成します。

３．　管理事務代行会社

管理会社との資本関係はありません。

４．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社及びサポート・サービス・エージェント（ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、JHGの一部を構成します。

５．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、JHGの一部を構成します。

６．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ（シンガポール）リミテッド）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、JHGの一部を構成します。

７．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社(ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・リミテッド)

管理会社との直接の資本関係はありませんが、JHGの一部を構成します。

８．　販売会社及び代行協会員

管理会社との資本関係はありません。

【別紙２】

＜訂正前＞

証券格付け

下記は主要な信用格付機関三社による信用格付けに関する説明です。信用格付けは元本と利払いの安全性のみを評価するものであり、質の低い証券の市場評価リスクを評価するものではありません。格付機関は後発事象を反映して適宜格付けを変更することを怠る場合があります。副投資顧問会社は投資判断をする場合、証券の格付けを考慮しますが、独自の投資分析も行い、格付機関が割り当てた格付けのみに依拠することはありません。

S&Pグローバル・レーティング

債券格付け	内容
投資適格	
AAA	債務を履行する能力が非常に高いです。元本と利息を支払う能力が極めて高いです。
AA	債務を履行する能力が高いです。元本と利息を支払う能力が非常に高いです。
A	債務を履行する能力は高いですが、状況の変化や経済環境の悪化からより影響を受けやすいです。
BBB-	元利金の支払い能力は適切ですが、高い格付けを有する債券と比べて、経済状況や状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高いです。

投資適格未満	
BB+，B，CCC，CC，C	発行体の元利金支払い能力の投機的要素が強いとみなされます。この中で「BB」は投機的要素が最も低く、「C」は投機的要素が最も高いことを示します。これらの債務は、ある程度の質と債権者保護の要素を備えている場合もありますが、その効果は、不確実性の大きさや事業環境悪化に対する脆弱さに打ち消されてしまう可能性があります。
D	債務不履行に陥っています。

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

債券格付け	内容
投資適格	
Aaa	信用力が最も高く、信用リスクが限定的であると判断される債務に対する格付けです。
Aa	信用力が高く、Aaaとともに信用リスクが極めて低いと判断される債務に対する格付けです。
A	中級の上位で、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付けです。
Baa	信用リスクが中程度と判断される債務に対する格付けです。元利金の支払いは現在は適切と思われますが、一定の保護要因が欠けている、もしくは時間の経過とともにこれに頼れなくなる可能性があります。

投資適格未満	
Ba	さらに不安定で投機的要素をもち、元利金の支払いの保護は景気動向に関わらず保護されない可能性があります。
B	望ましい投資の条件を欠いており、元利金の支払いが期日通りに行われる可能性が低く、時間の経過とともに、契約条件の維持が保証できなくなる可能性があります。
Caa	安全性が低く、債務不履行に陥っている場合があり、元利金の支払いが危ない場合があります。
Ca	投機性が高く、債務不履行もしくはその他の欠陥がある場合があります。
C	最も低く、今後投資適格となる可能性も極めて低いです。

フィッチ

債券格付け	内容
投資適格	
AAA	信用力が最も高く、信用リスクが最も低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力が極めて高いといえます。
AA	信用力が非常に高く、信用リスクが非常に低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力が非常に高いといえます。
A	信用力が高く、信用リスクが低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力は高いと想定されますが、上位格付のものに比べて、経営又は経済環境の悪化により影響を受けやすい可能性があります。
BBB	信用力が良好であり、信用リスクが現時点では低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力は概ね十分にあると考えられますが、経営又は経済環境の悪化により当該能力が損なわれる可能性が上位格付に比べると高いといえます。

投資適格未満	
BB	投機的であり、経済環境が時間の経過と共に悪化した場合、信用リスクが高まることを示しています。ただし、債務履行を支える経営又は財務の柔軟性は認められます。
B	非常に投機的であり、財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、高い回復力の可能性が残っていることを示しています。
CCC	財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、平均以上の回復力の可能性が残っていることを示しています。
CC	財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、平均又は平均以下の回復力の可能性が残っていることを示しています。
C	財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、平均以下の回復力の可能性が残っていることを示しています。
D	債務不履行に陥っています。

関連する副投資顧問会社が投資適格有価証券に相当すると判断しない限り、格付けのない証券は投資適格未満の証券として扱います。複数の格付機関から異なる格付けを有する有価証券（「スプリット・レート証券」）に付与する評価を算定するに際しては、（ｉ）格付機関三社が当該有価証券に格付けを付与している場合には三社中の中位の格付け、そして（ii）当該有価証券に格付機関二社のみが格付けを付与している場合には低い方の格付けとなります。

＜訂正後＞

証券格付け

下記は主要な信用格付機関三社による信用格付けに関する説明です。信用格付けは元本と利払いの安全性のみを評価するものであり、質の低い証券の市場評価リスクを評価するものではありません。格付機関は後発事象を反映して適宜格付けを変更することを怠る場合があります。副投資顧問会社は投資判断をする場合、証券の格付けを考慮しますが、独自の投資分析も行い、格付機関が割り当てた格付けのみに依拠することはありません。

S&Pグローバル・レーティング

債券格付け	内容
投資適格	
AAA	債務を履行する能力が非常に高いです。元本と利息を支払う能力が極めて高いです。
AA	債務を履行する能力が高いです。元本と利息を支払う能力が非常に高いです。
A	債務を履行する能力は高いですが、状況の変化や経済環境の悪化からより影響を受けやすいです。
BBB-	元利金の支払い能力は適切ですが、高い格付けを有する債券と比べて、経済状況や状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高いです。

投資適格未満	
BB+，B，CCC，CC，C	発行体の元利金支払い能力の投機的要素が強いとみなされます。この中で「BB」は投機的要素が最も低く、「C」は投機的要素が最も高いことを示します。これらの債務は、ある程度の質と債権者保護の要素を備えている場合もありますが、その効果は、不確実性の大きさや事業環境悪化に対する脆弱さに打ち消されてしまう可能性があります。
D	債務不履行に陥っています。

「AA」から「CCC」までの格付は、プラス（＋）又はマイナス（－）の記号を付加し、主な格付区分の中における相対的な位置を示すことによって、調整することができます。

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

債券格付け	内容
投資適格	
Aaa	信用力が最も高く、信用リスクが限定的であると判断される債務に対する格付けです。
Aa	信用力が高く、Aaaとともに信用リスクが極めて低いと判断される債務に対する格付けです。
A	中級の上位で、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付けです。
Baa	信用リスクが中程度と判断される債務に対する格付けです。元利金の支払いは現在は適切と思われますが、一定の保護要因が欠けている、もしくは時間の経過とともにこれに頼れなくなる可能性があります。

投資適格未満	
Ba	さらに不安定で投機的要素をもち、元利金の支払いの保護は景気動向に関わらず保護されない可能性があります。
B	望ましい投資の条件を欠いており、元利金の支払いが期日通りに行われる可能性が低く、時間の経過とともに、契約条件の維持が保証できなくなる可能性があります。
Caa	安全性が低く、債務不履行に陥っている場合があり、元利金の支払いが危ない場合があります。
Ca	投機性が高く、債務不履行もしくはその他の欠陥がある場合があります。
C	最も低く、今後投資適格となる可能性も極めて低いです。

ムーディーズは、AaからCaaまでの特定格付区分に1、2、3等の数字を付加して細分化しています。1の数字は格付区分の最高位にあることを示します。2の数字は、中程度にあることを示します。3の数字は格付区分の最下位にあることを示します。

フィッチ

債券格付け	内容
投資適格	
AAA	信用力が最も高く、信用リスクが最も低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力が極めて高いといえます。
AA	信用力が非常に高く、信用リスクが非常に低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力が非常に高いといえます。
A	信用力が高く、信用リスクが低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力は高いと想定されますが、上位格付のものに比べて、経営又は経済環境の悪化により影響を受けやすい可能性があります。
BBB	信用力が良好であり、信用リスクが現時点では低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力は概ね十分にあると考えられますが、経営又は経済環境の悪化により当該能力が損なわれる可能性が上位格付に比べると高いといえます。

投資適格未満	
BB	投機的であり、経済環境が時間の経過と共に悪化した場合、信用リスクが高まることを示しています。ただし、債務履行を支える経営又は財務の柔軟性は認められます。
B	非常に投機的であり、財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、高い回復力の可能性が残っていることを示しています。
CCC	財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、平均以上の回復力の可能性が残っていることを示しています。
CC	財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、平均又は平均以下の回復力の可能性が残っていることを示しています。
C	財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、平均以下の回復力の可能性が残っていることを示しています。
D	債務不履行に陥っています。

プラス（＋）又はマイナス（－）の記号を格付に付加することによって、主な格付区分の中における相対的な位置を表示しています。

関連する副投資顧問会社が投資適格有価証券に相当すると判断しない限り、格付けのない証券は投資適格未満の証券として扱います。複数の格付機関から異なる格付けを有する有価証券（「スプリット・レート証券」）に付与する評価を算定するに際しては、（ｉ）格付機関三社が当該有価証券に格付けを付与している場合には三社中の中位の格付け、そして（ii）当該有価証券に格付機関二社のみが格付けを付与している場合には低い方の格付けとなります。

【別紙３】

定義

＜訂正前＞

「AIF」	AIFM指令に定められる意味における、オルタナティブ投資ファンドをいいます。
	（中略）
「払込期日」	販売会社又は販売取扱会社が申込みを受け付けた日から５取扱日
「アンダーライイング・ファンド」	ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドをいいます。
「UCITS規制」	2011年ヨーロッパ共同体規則（譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する事業）をいいます。
	（中略）
「連続売買」	同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことをいいます。
「変換日」	クラスB受益証券が同一のサブファンドで表示通貨が同一のクラスA受益証券に自動的に変換される、クラスB受益証券の国内約定日の６年目の応答日をいいます。
「クラス費用」	いずれかの法域又は証券取引所、規制市場もしくは決済システムにおいて一つのクラスの届出にかかる費用及びかかる届出から発生するその他の費用、特定のクラスに配分された為替手数料及び為替ヘッジ費用、並びに本書に開示されたその他の発生費用をいいます。
	（後略）

＜訂正後＞

「AIF」	AIFM指令に定められる意味における、オルタナティブ投資ファンドをいいます。
	（中略）
「払込期日」	販売会社又は販売取扱会社が申込みを受け付けた日から５取扱日
「アンダーライイング・ファンド」	ジャナス・ヘンダーソン・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・ヘンダーソン・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・ハイイールド・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・バランス・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・ヘンダーソン・USフォーティ・ファンド及びジャナス・ヘンダーソン・グローバル・リアルエステート・ファンドをいいます。
「UCITS規制」	2011年ヨーロッパ共同体規則（譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する事業）をいいます。
	（中略）
「連続売買」	同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことをいいます。
「クラス費用」	いずれかの法域又は証券取引所、規制市場もしくは決済システムにおいて一つのクラスの届出にかかる費用及びかかる届出から発生するその他の費用、特定のクラスに配分された為替手数料及び為替ヘッジ費用、並びに本書に開示されたその他の発生費用をいいます。
	（後略）